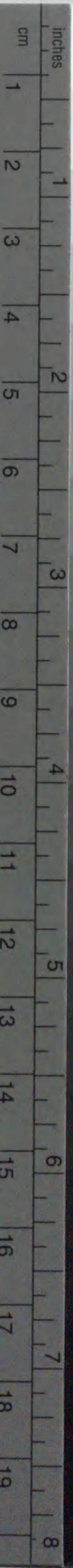


Kodak Gray Scale



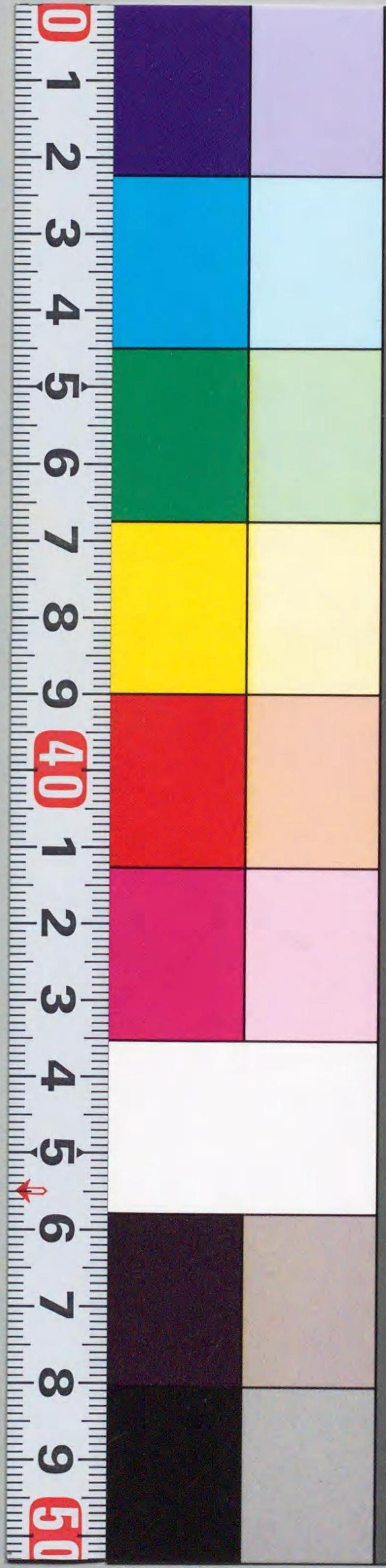
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches


Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black




210.3
Ku812n



0 複写





74 83

久米邦武述

上

編

日本古代史講義



早稻田大學出版部發行

MSIS



日本古代史講義

目次

第三章

第八節 南北人種の争ひ、日韓閩の親和……………二四

日本の古境域

第七節 亞細亞人種の二大流……………二一

第六節 韓半島の南種北種……………一八

第五節 南支那の原人……………二四

第四節 北支那の原人……………二一

第三節 日本の原人……………一八

第二章 日本及び支那朝鮮の原人

第二節 時代の思想と歴史の縦観横観……………四

第一章 叙論

第一節 歴史の経験と知識の發達……………一頁

目次

210,3
Ka812n



日本古代史講義

日本古代史講義

早稲田大学出版部發行



212314

第九節	日韓閩の聯合	二七
第十節	高志人蝦夷人	三〇
第十一節	三土聯合時代の統轄	三四

第四章 宗教と政治との起源

第十二節	宗教の國縣を形成したる順序	三八
第十三節	神裔及び其氏神	四三
第十四節	日本人南北種の優劣	四七
第十五節	日本諸國の祖神崇拜	五一

第五章 諾冉二尊の八洲循服

第十六節	傳説時代と有史時代	五六
第十七節	諾冉二尊八洲循行の概畧	五九
第十八節	伴造國造及び出雲の黄泉軍	六三
第十九節	出雲と新羅との關係	六八

第六章 素戔嗚尊の上京

第二十節	天照大神素戔嗚尊誓約にて日嗣を定む	七三
第二十一節	素戔嗚尊の洛中狼藉	七八
第二十二節	三種神器の由來	八四

第七章 韓閩の上古

第二十三節	新羅の上古	九〇
第二十四節	伊奘冉尊の新羅	九四
第二十五節	素戔嗚尊の新羅	九九
第二十六節	日本新羅の往來	一〇四
第二十七節	閩の上古	一一二

第八章 螢蠅の亂

第二十八節	忍穗耳尊と大己貴命	一二二
第二十九節	忍穗耳尊の西降	一三〇

第九章 日本の國家統一

第三十節	螻蛄亂の形勢	一三七
第卅一節	日韓の古宗教	一四五
第卅二節	日本尙武の氣質	一五三
第卅三節	大己貴の國作り	一六三
第卅四節	天穗日と少彥名	一七二
第卅五節	出雲の避國	一七九
第卅六節	大倭の開け、大三輪君の起り	一八五
第卅七節	尾張連と物部連	一九二
第十章	高千穂宮時代	
第卅八節	天孫西降及び伴部	二〇一
第卅九節	吾田國と熊襲	二一二
第四十節	海幸山幸及び海賊の由來	二二三

第十一章 大倭肇國

第四十一節	筑紫君及び邪馬臺	二二三
第四十二節	貴族婚姻の古俗	二四三
第四十三節	筑紫巡行	二五二
第四十四節	東征軍草香の敗	二六一
第四十五節	熊野吉野宇陀の形勢	二七一
第四十六節	大倭背擊	二八二
第四十七節	檀原肇國	二九四

第十二章 大倭闕史時代

第四十八節	大倭の生意と東國開拓	三〇六
第四十九節	西國及び韓地の變遷	三二〇
第五十節	手研耳の變、附后家皇族表	三二九
第五十一節	韓地及び筑紫の動靜	三四二

久米邦武述

日本古代史講義

卷 下

早稻田大學出版部藏版

第五十二節 筑紫の衰亂と句驪の強盛……………三五五

〔以下下編〕

目次

第十三章 大倭の第二肇國

第五十三節 筑紫の再興附年代比較……………三七一頁
第五十四節 神宮皇居の分離……………三八三
第五十五節 畿内鎮壓と荒夷征服……………三九五
第五十六節 筑紫の亂任那開府附句驪分裂常世の使……………四〇九

第十四章 國縣制置

第五十七節 景行天皇西巡……………四二二
第五十八節 日本武尊の熊襲征伐……………四三八
第五十九節 日本武尊の蝦夷征伐……………四四八
第六十節 景行帝の東巡……………四六二
第六十一節 國縣制置……………四七〇

第十五章 版圖擴張

日本古代史講義

目次

第六十二節	仲哀帝西巡神功皇后征韓	四八九
第六十三節	忍熊王の亂	五〇〇
第六十四節	百濟服屬	五一一
第六十五節	大陸の學藝移入	五二八
第六十六節	版圖擴張難波遷都	五四五
第十六章 京師貴族の軋轢		
第六十七節	難波宮の繁榮	五六三
第六十八節	墨江皇子の變	五七五
第六十九節	允恭帝の英邁	五八九
第七十節	眉輪王の變	五九九
第七十一節	雄略帝の工藝改良	六一一
第七十二節	内地諸國の動靜及び星川皇子の變	六三一
第十七章 任那筑紫の變動		
第七十四節	皇統衰微	六四三

第七十五節	任那の紛擾	六五六
第七十六節	筑紫征定太宰府の起り	六六八
第七十七節	任那復興問題	六八〇
第七十八節	新羅百濟を破り任那を滅ぼす	六九三
第十八章 國教國政改革		
第七十九節	佛敎流布	七〇七
第八十節	肅慎蝦夷の動搖	七一九
第八十一節	物部大連の敗滅	七三〇
第八十二節	三寶興隆と任那再建	七四四
第八十三節	冠位憲法制定	七五四
第八十四節	遣隨使上宮太子の文化	七六四
第十九章 天智帝中興の業		
第八十五節	蘇我氏擅權上宮王殲滅	七七六
第八十六節	蘇我入鹿を誅し大化改新	七八八

四

第八十七節 大化時代國內の状況……………八〇二

第八十八節 蝦夷及肅慎征伐……………八一五

第八十九節 遣唐使及び百濟救護……………八二三

第九十節 天智帝の政治……………八三六

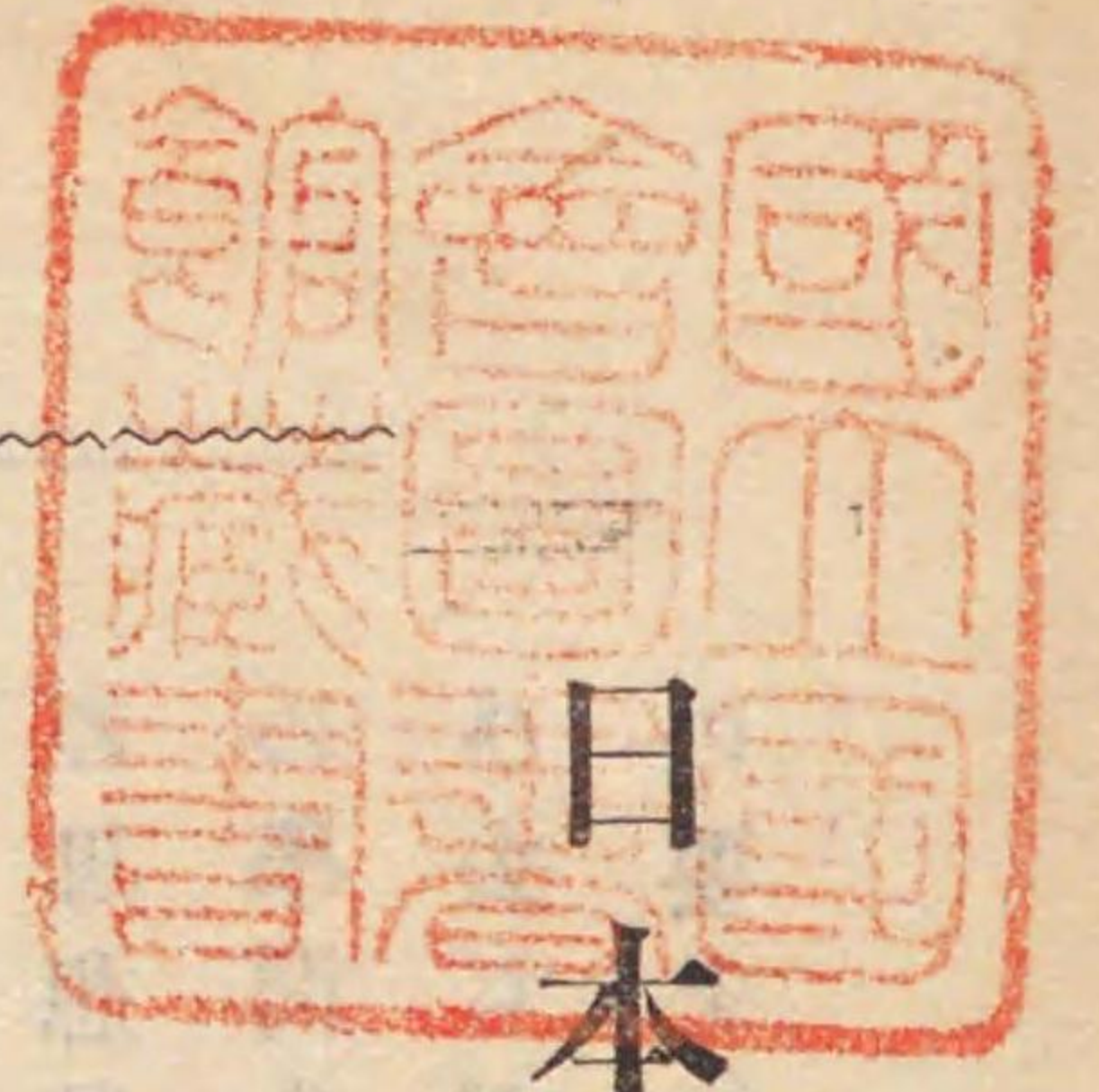
第二十章 天武帝國政整理

第九十一節 壬申之亂……………八四五

第九十二節 天武帝の朝政整理……………八五六

第九十三節 八姓及び位階改定……………八六三

第九十四節 遷都の議及び南島を開く……………八七五



日本古代史講義

久米邦武

第一章 叙論。

○第一節 歴史の経験と知識の發達。

史學は新起の學なり、是まで歴史を讀たるとは大に思想を異にす、因て先づ其大意を簡略に述べし。

歴史は古來の社會が経験の跡を記録したる書なり。凡そ學者は理想のみにて経験なければこれを事實となすに及んで失敗を取り易きものなり、故に總て諸科學に於て精審なる研究をなすには必らずこれを事實の経験に對較して進まざるはなし、謂ゆる情と理と并せ究むる所にして、即ち局部の歴史経験に考ふる所なり。

然しながら社會の顯象には複雑なる事情の存するものにて、只一局部を撮擧しては瞭知し得らるべきものに非ず、必ず全局の顯象より觀察を下し、而して種々なる問題に向ひて局部に精究し、いるに非ざれば其效はなかるべし、史學の大價値は此に存ず。

是までの學者は階級制の下に常祿を受けて坐食したる士なるによつて、政務の外は經驗の必要を感ずる意念甚だ乏しく、且其政治は徳の制裁なりしを以て、歴史の經驗も舊例故格の形式を檢するに止まり、學問としては歴史を勸善懲惡の教育に應用して、幼稚の者に前哲の眞似をなさしむるために讀ませたり。夫れ父兄の子弟に對し、先輩の後進に對するに、彼等が稚き腦漿に昔しの經驗を注入し、おくは、後日に知識を開發する徑路を誘きおくまでにて、全く初心の事なるに、舊き學問の思想は其初心に止まり、ひたすら古代を尙ひ、先哲を畏敬する習慣なれば、全く今の學問とは反對の方向に背いて走りたり。然るに當今の教育者も猶其舊習を洗ひ去らずして、被教育者が學の津路には迷霧の霽ざる 認むるに因て、此に史學の要を一言しおかん。

凡そ史學の研究は、歴史の事實に就て利害得失成敗の由を闡明して是非の判斷を下すに止まるべし、其人の心理にまで究めいり、或る教義を準率となし、善惡邪正の品評をなすには及ばざるなり。此説は史學雜誌拾貳編八號に論じおきたり。社會の知識は世運の健行に催され、蒙より明に向ふて常に發達しつゝあれば、一息も退歩するを許さず、吾人が眼前に睹る生物の顯象みな然り、歴史の示す顯象も亦然らざるはなし、是を自然力の制裁と謂ふ。苟も自然力に逆戻する物はみな朽廢して歴史の鏽となり畢る、故に經驗は其鏽を去りて光りを磨き、進歩を速かにする試験石なり、子は親にまさり、孫はまた其親にまさり、斯くてぞ其家は盛昌なるべし、是を發達といふ、若し是までの思想の如く、歴史を先哲の眞似をするために讀むものとするならば、智識の發達は停まりて世と衰滅すべし。

尙古の風は儒教の煽りし階級世祿の鏽なり、此病的顯象は世祿の癢したると同時に消滅したれど、猶其幻影を留めて世運に逆戻せんとするものも少なからず、今の新思想の人は素り其非を知瞭する所なるべし、其實は古の人も早く其非を覺悟したるとあり、舊想に執着したる人のために贅言しおかん。老子は周の大史にて

彼の道學は歴史によりて發明したる哲理なりといふ、老子の博學には孔子も先輩と畏敬したりしが、老子に逢しとき老子の言に、子所言者其人與骨皆已朽矣、獨其言在耳といひたるとなり、是即ち歴史は經驗の跡にて人事の鏽なりと説破したるなり。孔子も亦易の乾の象を説いて、天行健、是以君子自強不息といへり、俱に玩味すれば趣味多き語なり、孔子も天行の健運なるを觀察したれど、尙古の思想を離れ得ずして勸懲の歴史を著はすに止まり、而して老子の卓見も只哲理に向ふて走れり、一は卑く、一は高く、共に史學の正鵠を得ざりしは、畢竟時の政治に壓せられたるによる、其見識は既に到れり。然るに今の世運となりて政治の壓力全く絶へたるに、猶歴史の朽骨を拾ふて健行の天運に戻らんとするは、抑も老子孔子の笑ふ所なるを悟一悟せんを要ず。

○第二節 時代の思想と歴史の縦觀横觀

天然力の新陳代謝は一定の規則ありて健全に運行す、いきとし生る物みな生を

營み死を護し、繁息を遂るの機能の健全ならざるはなし、是科學者が其理を鉤知して準率を立る所なり。然れども人智の發達は蒙より明に進む、蒙とは天理に暗きの謂なり、故に其間に於て天然に逆へる行爲を試みて失敗し、幾多の經驗をなして歪線に進み來り、其跡を歴史に印したり。彼は社會の生を營む事を沮めて競争を熄んと試みたる時代もあり、彼は社會に死を輕んずる心を勵まして自衛せんと試みたる時代もあり、一時は人多ければ天に勝てふ語も稱道されたり、歴史の複雑なる顯象は其原由たる一端に非ず。故に人為の事實はよく注意して、其時代々の思想になりて之を考慮し、而して後に天然の理に順ふて判斷を下すべし、史學をなすには此の如く圓活なる頭腦を養成しおかざるべからず。

喩へば今の民權を重んずる思想を以て、舊政の下に士族が賣買借貸を禁ぜられたるを、直に民權剝奪の屈辱を甘んずと謂は、其觀察は皆謬らん、其時代の思想にて考ふならば却て榮譽なりしとを發見すべし。其例の如く、今の自由貿易の思想を以て舊幕まで官府貿易の時代を論ずべからず、汽船發明後の思想を以て風帆船航海の時代を論ずべからず、徳川氏鎖國後の思想を以て足利時代まで航海の健全

るを疑ふを得ず、佛教衰頽して宋學神道學興れり、其思想を以て足利氏時代までの
信教を論ずるを得ず。されど古の歴史を聞き、今に於ての思想を以て解釋するは、
普通の人に免れざる病とす、史學をなすには先づ其病を去りて、時代の思想といふ
とを心に銘して、常々怠りなからんを要す。

社會の顯象が蒙より明に進みたる順序を觀察するに縱觀横觀の兩法あり。上
古に於て先づ文明が貴族より良家に及び、良家より士に及びて、平民に及び、而して
今の階級撤去の世に到達したり、其順序は古今の歴史にて觀察さるゝ、是を縱觀法
となす。又現時の社會に於ても、各人知識の明蒙は幾多の等級あるかを知らず、最
上の知識ある人は數百年の世運に住み、次なるも猶世運に先だちて進む、中級は世
運に促され、或は躊躇するもあり、下級は猶昔の時代に住み、劣等なるは蒙昧時代そ
のまゝなるあり、萬國の紀行を觀れば正に開化の光輝を耀かす國もあり、深林野艸
の中には手唇相接して棲む有史前の民族もあり、これを觀察するを横觀法となす。
人智の蒙明より發現さる顯象は千差萬別にて、恰も生物の區々にして別るゝ、光景
と一般なり、これを觀察し、而して天然一定の準率を以て是非を判決す、是を史學を

なすの活法とす。

科學の下に不思議はなし、まして近き有史時代の國土人類は現今の有様とさし
て異なるとはなし、惟知識に蒙明の差あるまでなり。何れの國にても蒙昧より開
明に向ふ時期に於ては、社會の生を營み死を護するため、聰明有力の人を倚賴す
る信念の過度なるにより、人爲を以て天然に勝んと試み、因て發達を妨ぐる迷誤に
陥るるは、社會發達の順序に於て免れざるとなり。泰西の學者に歴史は繰返すも
のなりとの語あり、眞似ると繰返すとは有意無意の別あり、繰返すとは、例へば推古
帝の後に女帝を繰返し、皇室、藤氏、源氏が兄弟喧嘩を繰返したるが如し、社會の知識
が眞理に見到らざる間は一度起りたる事の癖となりたる病的顯象をいふ。天然
の作用は素より繼續するを常となす、但その變化の場合に當りて惡癖の發するを
繰返とは稱せらるなり。今は歴史の眞似時代は過去りたれど、猶繰返し時代に在
り、若史學の研究が進みて社會の多數が古來の經驗を知るならば、繰返すの語も亦
消滅するに至るべし、是我輩が史學の發達に希望する鵠的なり。

第二章 日本及び支那朝鮮の原人。

○第三節 日本の原人。

歴史は文書に記して傳へたるものなり。文書は其國の人民の知識が文學の花を^{ツギ}答むまで發達したる後に生ずるものなれば、至つて近き時代なり、日本の有史時代は僅に二千年に足らぬ記録なるを先以て心に銘しおくべし。

故に歴史にて國土の開闢を知んとは思ひもよらず、其國の原人を知の望みも無とす。然れども日本聯島に祖先が住居し繁息して、遂に國史に事跡を遺すに至りたる近き時代の由來は、あらゆる方法を以て歴史以前に遡りて、成べくは髣髴にても知たきものなり。是までの俗傳には日本は國土も人民もみな伊^イ奘^ザ諾^ノ伊^イ奘^ザ冉^ニ二尊より生れたる種の繁昌したるものにて、他に比類なき國と誇りたれど、今は科學の下に烟と消たり。さりながら始めより獨立したる國人には多く這般の思想を抱くものなり、よし縱令其國に發生したる固有原人のあるにもせよ、有史時代に入

たる後に痕跡の全く消滅して何の效力も存せぬならば、これ有とても甲斐なきとにあらざや。

地球の表皮が生物の繁息する地層を成したる後に幾萬年の星霜を経たるにや、其中に人類の生じたる順序は如何なるや、或は猿の進化なりといひ、或は海獸の進化なりといひ、或は極星の差にて發元地は氷海の北にあるなど、方に理學の研究中に屬す。但し物は因ありて果あるの理によれば、人[○]類[○]も[○]元[○]始[○]の[○]一[○]種[○]より[○]繁[○]息[○]したるべし、然れば必ず大陸地より徙遷したるものならざるべからず、世運の或る時期に到達せしとき、大陸中にも海中の島嶼にも、自然と人類は湧出たりとの思想は成立せず。日支韓の鼎峙したる間を浸す海水は甚だ淺く、若し潮の減ずる五十間なれば全く地續きとなるべしといへば、太初より此地が漸々と隆起しつゝあるにや、又は漸々と陥りて島をなしたるにや、いづれにせよ悠久の世に屬す、若し此聯島に早く住居したる原種のあるとも必ず大陸より來りたるを疑ひなし。

近年人類學に於て古代の遺物によりて原人の消息を求めつゝあり、海に近き河流の兩岸小高き岡に(地質學の洪積層)貝塚[○]を存じ、或は地名のみ存ずるもあり、貝塚

は全國に散布してある中に、最も關東より東北地方に多しと。此塚を作りたる食
 屋人は常陸風土記に長大と記しあれど、貝塚は亞米利加洲にも存じ、貝塚より發見
 したる物に據りて、往古に亞細亞北部より轉徙し來るコロボツクルといふ短小なる
 人種にて、樺太千島を経て轉入したるものといふ、是も日本原人の一種となすと雖
 も、有史後は混合して識別すべからず。

古代に築造したる石窟は全國に多く存ず、窟室あり、冢穴あり、其構造は二階をな
 したるもあり、多きは市街の狀をなしたるもあり、其窟中より獲たる勾玉、管玉、金環
 銅器種々の遺物は考古の材料を與ふと雖も、穴居巢棲は大陸の野番に何地方もあ
 る風俗なれば、石窟にて人種を判斷する料とはなし難し。肅慎の挹婁人は堅穴を
 掘る、東北地方にまゝ存ずれど、堅穴は湮滅し易ければ甚だ希なりといふ。

日本全國の山野に散布して發見する石磬、銅鏃は有史前後に人種競争の跡を徴
 する好材料なり。人類學の探訪したる圖を按ずるに、東北より關東あたりには石
 磬を多く發見し、畿内近傍の山中に至り漸々と希少なり、西國には銅鏃を發見す、畿
 内を過ぎて東國には漸々希少なり、銅鏃は倭鍛師が造りし物、綏靖紀に見ゆ、其中に

あるべし、石磬、楷矢は肅慎人の特有兵器なり、良好の磐石は黒龍江の谿に産したり
 と、これに毒を塗りて射たると漢史に見ゆ。

近時亞細亞東方の古代に人種の遷徙を考ふる者はいふ、日本の上古に北島の千
 島樺太及び渡島より來りて南進せる種族あり、南洋より來りて東進せる種族あり、
 兩族中部に衝突して互に優勝劣敗をなしたりと、周圍の形勢及び身軀、骨格、稟質、風
 俗等によりて推測し、南種北種の兩族あるとは既に定論となりたれど、是を究むる
 にはまづ支那及び韓半島の原人を略知しおかざるべからず。

○第四節 北支那の原人。

支那にて四海といふは四周を圍繞せる晦き蒙昧野番の謂ひにして、東夷南蠻北
 狄西戎をさす、虞夏の時よりある語なり、これに中國の開けたる人民を併せて五方
 の民と稱へたり。されど、地圖と歴史とに引合せて點檢すれば、戎狄は北より沙漠
 を超へて進入したる種々の民族にて、西北の差別なし、山戎の如きは遼西に國をな

し、孤竹の伯夷、叔齊は其君長なり、概して之を北種となす。夷、蠻は、南より海を渡りて東南海岸より中部まで進入したる民族にて、又東南の差別なし、概して之を南種となす。中國人と稱するは、自國に固有の原種と誇稱する語に過ぎず、果して別種族のありしや、徵跡に乏し、五千年以前に陳(河南開封府の淮寧縣)より起り、野獸を田神に獻供したる伏羲、及び之に繼て起り、土木の利を起したる共工氏等風姓の族を其類に屬すべき歟。是は今の直隸東南の低地を開いて村邑を聯結したる民族にして、印度に於て蒙古馬來の混合と稱するコール人に似たり、或は南種ならん、殷周を經る間に戎狄に混化されたり。

炎帝が山東の泰山西麓に土著し、耜を以て農耕をなし、村邑を設けて市場をはじめ、世襲君主となりしは北種行國の俗とは異なれど、北種の内にも此の如き民族なきに非ず。黃帝は炎帝と兄弟の國と傳へたれど、彼は軍隊を作りて轉徙する行國の風を存じたる民族にて、初め今の北京地方より侵入して涿鹿(直隸宣化府の懷來)に都し、西に轉徙して陝西に殂したり、沙漠を回りに來りたる戎狄なり。堯の唐國は今の山西大原にて周代まで狄地なり、虞舜は葱嶺の西に流る、媯水の野より起

り、禹は西域の大夏國の君なり、商契、周弃みな陝西の戎なり。是等の各種族が伊犁を回り、沙漠を超えて中央亞細亞より文字、算數、曆日、兵車等、國家を形成するに必要なる文物を移入して、其知識を誘き、因て、聖王と尊仰され、支那北部の聯邦に文明の光彩を發したり。故に支那人は諸夏と稱し、中華と誇り、總てこれを本土固有の智徳が發揮したる様に謂ふ、固り當に然るべきとなり、誰とても自ら是みな外來の徒民が移し植ゑたる遠國の花なりと謂はんや。

然れども此くの如き發明は其一あるも非常なるに、かく整備したる文明を僅かの年間に速進すべきにあらざ、當時亞細亞大陸に人種の變遷は甚だ著し、黃帝、唐、虞、夏、殷、周、秦まで支那の主權者となりたるは皆戎狄の諸族が轉入し、遠く西亞細亞より文物の源流を導きたる跡は自ら掩はれず。近年泰西人が自己の祖先は天山の麓なるアリアン人種なるを發見してより、猶進んで支那開化の源は巴庇倫にあらんと頻りに討究すといふ、あながち牽強とは即斷し難し、余も支那古文字の古銅器に存ずるを見るに埃及文字と同源異流ならんと疑ふものなり。

虞夏の時代に支那を九州に區畫したる範圍は甚だ廣しと雖も、其内に中華と稱

ずる聯邦の地を點檢すれば、みな支那の北部を屈曲して流るゝ黄河兩岸の平谷より下流の低地に羅布し、黄河及びこれに注ぐ諸流の源委にありて、互に利害を共通するに因て自然と同じ民族の占有となりたる部分多かりしなり。支那の古史傳記は概ね此國々に於て記録され、儒教は炎帝の故墟なる魯國にて講究されたり、故に支那の文學といふは西戎周人の知識より誘かれし北種の發達したるものとす、而して其間に雜居して猶舊俗を存じたるものを稱じて戎狄と賤しめたり。蓋し亞細亞大陸に人種の徙遷は甚だ久しくして、且其種族の甚だ多ければ、相親和し同化せざる部落も多かりしとを爰に徵するに足る。中部以南に至りては源頭より全く別種なり、是よりこれを論ぜん。

○第五節 南支那の原人。

支那の中部なる楊子江兩岸は今こそ富沃殷庶なる地なれども、周代までは人口寥々として未開の野民の如く記載されたり。此には炎帝黃帝の比より既に三苗

と稱する民族ありて、洞庭彭蠡兩湖の間に一大國をなしたり、今の湖南、江西、黄河とは全く源委を異にしたる別區域なるを以て、初めは北部と全く隔絶したりしに、漸く開殖を進むるに従ふて交渉をはむるに及んで、素り別種の民族なれば宗教風俗の衝突を生じたり、北部に於てこれを苗民徳を亂ると謂へり。是に於て帝顓頊の時に信教の制を嚴にし、官より定めたる巫祝に頼らずして人民自由に神を祭り祈禱するを禁じたり、是を顓頊が絶地天、通とて美談となりたり、諸國に異宗教の雜居には随分繰返さるゝ歴史なり。

其後も三苗と北部との交通は久しく平和を保つを得ず、唐堯の代より漸々困難をかさね、舜の登用されし初政に雜居の苗民を陝西の山奥に驅逐したり、此異人種驅逐も大陸には毎々繰返さるゝ歴史なり。斯くて三苗といよゝ隙を構へ、舜の末年に自ら大師を率ゐて其國に討入り、遂に蒼梧の野に戦死を遂げ、夏禹其後をうけて再三兵を用ゐる三苗を滅ぼしければ、苗の民族は是より獨立を失ひ、北部の聯邦は漸々江の北岸に向ひ擴張したれども、三苗の原地に住て北種の新國を開きたるものもなく、周の初めまでは荆蠻と稱じて野民の部落にてありけり。周成王が其

地を文王の師鬻熊の孫熊繹に與へしにより、荆人を招撫して拓殖を進め、春秋の初め比より楚國を興して、北部に向ふて覇を争ひ、七國分争の時代には全く支那中部を奄有し、西戎の秦と支那の主權を争ふに至る是を秦楚の争ひといふ、實は南種北種の競争なり。爾後も南北朝の分争とて、揚子江と黄河との間の中脊を分つて互に帝王を立て、或は聯合して相争ひし時代は毎々あり、其析裂の界線は即ち南種北種の原人が分占せし痕跡なることに注意せんを要す。

此の如く三苗國民は南支那の原人に於て最も關係ある人種なり、彼は別に文字を有したり、八紘釋史に載たる苗民文字の形式は常陸の鹿島社に存じたる神代文字、及び出雲の文字島に雕たる少彥名の文字といふものと相似たり。楚國の文學は孟子がこれを南蠻缺舌之人非先王之道と謗りたるほどに、北部とは異なる學識を開き、哲理に長じ、詩歌の思想に富みたり、後世まで有名の詩人は此地方より多く出づ、因て或は印度人の徙住したるならんと推想するものあり。今に湖南五嶺の山谷に苗人として存じ、其風俗を記したる書ありと、其は苗の劣等人種にて、猶日本人にアイヌあるが如し、優等のものとは早く支那に同化したり、されど其原種は北種と

判然別なるを以て、精しく釋ねなば自ら識別さるべし。

苗民は蠻の一種族にすぎず、江の上流には周代まで百濮あり、漢代には西南夷とて種々の土番にて國をなせり、下流には群舒あり、周詩に戎狄維膺、荆舒維懲とあるにて、當時まで人種の反目を徴さるゝ。猶其下流の海岸江蘇地方は吳にて、浙江は越なり、みな斷髮文身の蠻民なると隠れなし、其南は閩越なり、南海岸の廣東は南越なり、これを總稱して蠻といひ、荆蠻といへり。周代に北種が開明を耀かして聯邦の規模を廣むるに當り、吳越も楚と同じく君長を北種の裔に託し、吳は周の仲雍の後、越は夏の少康の後と稱じて會盟に加はれり、(一)に越は楚と同姓とも云、畢竟君長の系譜のみにては其國民の種族を證するに足らず、猶露西亞帝が獨逸の系統を以て歐洲の會盟に加はりたると同じ事例のみ。

夷は字書に大弓の會意にて、大弓を彎くより名づけたれば北種と別なり。其地を點按するに、吳の南なる淮水の兩岸には淮夷の國をなせると既に禹貢に見ゆ、其西北の低地には徐夷の國をなし、周初に國勢大に張りて北部を震動せしかば、周の宣王に至り、江水漢水より師を下して淮夷徐夷を伐てこれを服従し、因て中興の譽

れを得たり、春秋の時にも徐國は猶強國なりしが、後は楚に併せられ、秦の始皇が一統の時に淮泗の夷は散ぜりといふ、是みな南種の別族なるべし。山東の半島は萊夷の國なり、是も禹貢に見ゆ、萊夷は牧畜をなす村落の民族なれば、南種北種の混和なる歟。これを統るに楊子江兩岸より沿岸の地は夷蠻の各族にて國々をなし、秦楚の競争に至りたる歴史は、少しく地圖を按じて古史を考ふれば歴々として掩ふべからず。今に至るまで支那人の南濠、東米、其他の諸國に航海して勞動をなし、貿易をなし、活撥の事業をなすものは此夷蠻地方の民族多し、北種の頑鈍なるに類せず、故に北人は閩越人を輕躁なりとて賤斥するとなり、是も亦南種北種の血性が判然として異なるの證なり。閩は後に福と稱ず、以下は淮吳以南沿海の地を閩と總稱すべし。

○第六節 韓半島の南種北種。

東夷南蠻の稱に差別なきを知らば眼を轉じて地理を按ずべし、吳越淮の東は韓

半島にて、南には日本聯島を星布し、鼎峙の形をなして唇齒相依れり。古代に夷蠻の民族が海を渡り來りて支那の沿岸へ徙遷したる時に當り、必ず日本へも、韓へも徙遷したらんとは推想にても斷ぜらるゝ。斯く情理を按じて史記漢書を見れば、吳越は斷髮文身の民なり、馬韓、辨韓は倭に近く文身とあり、倭は其俗朱厓僮耳に類すとある、其同種異族なるをいよ／＼證明せられたり。夫れ沿海の民の波濤に於るは山間の民が嶮阻を渉るが如し、彼は數千里の海を越えて支那海岸に進入したり、日韓閩の海は恒信風恒信風に乗ずれば數日の航程なり、汽船の發明せられぬ時代に於ても互に強健に往來したり、豈に西岸には舟を寄せて東岸北岸には到らずといふ此理あらんや、日韓と支那の沿岸とは元は同じ種族の占居したる地なること疑ひをいれず。

韓半島古は狩とも書く、其歴史も二千年前までは闇黒にて、周秦の際より稍記載あり、韓半島の地は辰種族の占有となりて三韓に分れ、西を馬韓といひ、南を辨韓といひ、東を辰韓といひ、統てこれを辰國と稱じたり、其地域は今の全羅、慶尙、忠清、京畿より江原道に及びたり。後漢書の東夷傳に、馬韓、辨韓は倭に近く文身のものあり

とあるにて、日本及び吳越と同種族なるを知る、辨韓は一に卞辰ともいふ、辰韓には秦の亡民を混ざるを以て秦韓ともいふとあれど、其は怪しむべし、辰韓、卞辰みな辰種によりて稱へたるにて、秦以前より早く其稱ありしと明けし。新羅は斯盧とも、シラキともいひ、因て白國とも書す、即ち辰國なり、辰韓、辨辰の東に當る金城に都して三韓を統括したりしに、馬韓の強盛になりてより辰國の稱は變化したり、上古の新羅は即ち辰種族の國々を總稱し、日本人と同種異族にて兼領地なり、其は後に詳説すべし。

三韓の北には、西に貊あり、中に濊あり、北に夫餘あり、東に沃沮ありて互に盛衰をなせり。貊は貊とも書し、コマと訓む。沃沮は今の咸鏡道一帶より今の浦鹽斯德あたりの地方を占有し、いづれも長白山の脊を分ちて、其南に分占し、夫餘は其北に占據したり、是みな西北より轉徙したる種族にて三韓とは全く別類なれども、占居すると久しきを以て、交界雜居の處には混合の種族をなしたるならん。有史以後は既に轉徙して變化多ければ、盡く其原俗を釋ぬるに由なけれど、韓半島の南種北種は今の京畿道を以て其界線を畫され、今に其氣習骨格を異にし、北人は南人を輕

躁にして叛亂を生じ易き人氣と厭ひ嫌ふといふ。

○第七節 亞細亞人種の二大流。

上古に於て亞細亞大陸の人種遷徙は二大潮流を見る。

其一は中央亞細亞より東西に横流し、東へは葱嶺天山を回りて沙漠を越へ、或は沙漠を回りて滿洲の野に注ぎたる種々の民族あり、其土を求めて南に進入し、秦、趙、燕、遼、貊、夫餘、沃沮となり、最東に進みたるは肅慎となり、猶其餘流は亞米利加洲にも進入したりといふ。此北陸の大流は支那の歴史にも歴々と徴せられ、其轉徙沿革の跡は自ら考ふべし、今は其流れ全く停まりて彼肅慎が女真となり、清となり、支那を横領したる後には、黑龍江の谿にツングースといふ野民部落を存ずるのみ、是を北種の轉遷したる大略となす。

其二は印度より海路を取り、南陸の參差たる岬角を回り、群島の星布をたどりて、安南、呂宋、閩より日本韓地まで進入したる民族是なり。此南洋の大流は北支那人

の歴史傳説にては一膜を隔て、痛痒に切ならねども、猶荆吳越韓の古俗を記したる書にて該括すれば自ら思想に抽象さるゝ。まして近年世界交通の頻繁になりしより、各地の探檢紀行によりて北陸の大流よりも猶よく歴々と徵明さるゝに至れり。朝鮮より歸るものは南韓人の容貌骨格性情風俗みな日本に匹似するを説き、廣東に至るものは彼地の人氣活撥にして風俗まで日本に類するを説き、苗民の風俗を記したる書を得て日本に似たるに驚き、錫蘭に碇泊したる人はシンカレ人を見て其日本人に克肖したるを知る、非立賓(呂宋)の上等なる人と日本人と一堂に會すれば、遽に識別すべからずといひ、蘇莫答刺人は日本の威名を聞いて同種相依る情切なりとも傳ふ、支那の浙江福建に旅行し、其地誌を求め、其古蹟を訪へば、日本人の遺したる種々意外の故事を存ずるを見る。此に南種の發源地を印度と提起したるは徵據あるには非ざれど、第三節に辨じたる如く人種の源は大陸にあるべく、群島に簇生したるものならずとの原理より推して、極西の印度大陸とは指定したるのみ。或は印度より海路によらずして、陸路より山谿を越え、深樹箐竹の中を行いて、支那に入たる民族もあるべし、其は支流に屬ず、余は彼三苗を番禺廣州より

泮河江に遡りて進入したるものと思ふにぞ。

北種も南種も素り一二の種族とは思ふべからず、又其移住の早晚に因て自然と別族に化するものなれば種々に變化したりと雖も、其風俗を大別すれば動靜の異あり。北種は數千里の曠野を轉遷して來れるものにして、多くは野牧山獵をなし、水草を追て徙る、謂ゆる行國の民なれど、良土を得るに及んで村邑をなして安居したる動體の種族なり。肅慎の挹婁人の如きは山獵海漁をなして附近の山野海濱を荒し回り、最も法紀なき野番なりしといふ。南種にも鹿暴なるは人を啖ふ部落もあれど、概して居國の民にて、農耕拓殖を勤めて一族團結し村邑をなして安住する靜體の種族なり。此大別を以て日支韓の北種南種を觀察しなば、自ら今に至るまで涇渭の濁々たるを見るならん。

以上はいと概畧の論なれど、北種南種の大別を知れば日本の原人を尋釋する迷岐を消滅するに益あり、是より日本の有史前に就て考按を述ぶべし。

第三章 日本の古境域。

○第八節 南北人種の争ひ、日韓閩の親和。

上古の歴史は數句の文、一個の器を獲ても、宜しく十二分の思想を用ゐて、其裏面に伏したる情景を鈎知することを勉めざるべからず。日本の原人には南種と北種とありて、北種は千島樺太より進入し、南種は筑紫中國より進入したらんとは、地理にても自ら認定さる、猶思想を進むれば、遼古の世より既に兩種衝突して、人種の競争起りたる情景も其中に伏在するなり。近年泰西人が頻りにアイヌ人を研究し、彼は馬來由群島の種族にて早く日本に進入せしに、北種に遇ふて敗れ、中斷して一は北境に残留し、一は臺灣非立賓(呂宋)に退散したるなりといふ、今聞く臺灣の生蕃もアイヌの俗に似たりと。此南北人種の競争は有史後までも演ぜられ、全く南種に征服されたと明かなり、されば日本の古境域は今とは大に異なるともまでも推想せざるべからず。

悠久の世に南洋より彼文身の民族を率ゐる前後に渡來して、閩地より韓の半島角まで占據したる時の情景は地理を按しても知らるゝ。隱岐、津嶋は新羅往來の津なり、松浦群嶼は淮吳に控へたり、薩摩南島、沖繩群島は連征を臺灣呂宋に綴りて閩に連なれり、憶ふに厥初め同種相往來し相親み相依る情は必ず篤かるべし。北よりは北種の進入して互に相争ふたれば、日本本島は決して一人種の占據地には非ず、有史後の事跡に推考するも、三越より關東までは斜に界線を劃して分争の地にてありぬ。然らば有史前に於て兩人種の本島に優劣を競ひし光景は潮汐の進退するが如く、追つまくりつ劇烈の戦場を開きしと必ず久しかるべし、此時に當りては人種競争の通情として韓閩及び南島は必ず聯結の形をなしたるを知る。後年に競争衰へ同種主權を争ふに至るに及んで各地分離したりと雖も、猶民族に固結したる情愛の冷ならざるは、足利時代に倭寇の歴史にても徵せられ、徳川鎖國の後まで閩の商舶は春秋に長崎に集り、市民より阿爺アヂヤと呼んで歓迎されたる光景は余の親しく目撃する所にて、今にも彼市に遊ぶもの猶心付くならん、蓋し其原因は遙に上古より由來するとなり。此の如く民族が古來貿易往來したる親睦の状態は、

京師の貴族歴史にて知らるゝ事にあらず、惟十二分の推想を以て裏面を鈎知せんを要す、是は殊に歴史研究に於て最大節目のとなりとす。

夏書の禹貢に、冀州の貢を記して島夷皮服とあり、揚州の貢を記して島夷卉服とあり、冀州に島なし、島とは韓半島をいふ、揚州の島は臺灣、琉球、日本みな是なれど、説者は以て日本にあてたり。皮服卉服とは、貿易の發達せぬ時代に於て他國の人民が公然たる商舶は官府より荷物の受授をなし、輸入の主要品を獻納せしめ、之を貢物と稱じたり、舊幕の時まで長崎にて蘭人唐人の貿易は猶然り自由貿易は近比の事なり。支那の習法に貢物を受けば直に服屬と看做す、虞夏以前より既に然り、韓人は獸皮を納れたるを以て皮服といへり、舊幕の時對馬の宗氏が虎豹の皮を參觀の獻上物としたるに思ひ合せらる。卉服とは、卉の織緯を織たる布を納たるなり、上古に齋部イミベ氏の部下が造る幣帛ヒツクは、麻を種て青和幣ニク、枳氏キを作り、穀を種て白和幣（由布）を作り、又和衣コキダヘ、荒衣アラダヘ、文布シトリ等あり、穀布カチを木綿ユフといふ是なり、されば四千年前に其織布を支那貿易の主要品となし、兩地の往來繁かりしとを此一句に徴さるゝ。

憶ふに日韓間に占據したる斷髮文身の民族は、人種競争の時代に於て必ず相聯合して繁息を謀りたると久しかるべし。三千年前の周代に至り、北部聯邦ますます勢力を張り、吳越兩國も亦其會盟に加はりて覇を争ひ、遂に楚に併せらるゝまで、其變化は必ず日韓に影響を及ぼせしと大なるべしと雖も、歴史闇黒にして徴するに由なし。山海經に南倭北倭屬燕の文は味はふべし、後漢書に辰韓出鐵、濊、倭、馬韓並從市之、凡貿易皆以鐵爲貨とあるを見れば、上古の劔矛は金山カチヤマヒコ彦が支配せる内地産鐵の外に辰韓の鐵を輸入したらんとは、素戔嗚尊の劔を蛇オロヅの韓劔カラスキといふにて徴さるゝ、齊管仲が鹽鐵の利を起して國を富まし、霸業を創しめたるも、亦山東の鐵のみならず辰韓の鐵を輸入したるべし、有史前に三土往來の消息を是等にて察するに、存外に發達したる光景を推想さるゝ。

○第九節 日韓間の聯合。

大八洲オホヤシマは日本の古疆域に非ず、素戔嗚尊ソサノヲノミコは新羅に在して三韓を兼領せられ、因て出雲の八島沼神ヤシマノの國引クニヒキの語にも新良貴シラキの崎より引來り縫ませりとある、是正しく

日韓聯合を證明するものなり。對馬は筑紫より辨辰へ渡る津島なり、此間に界線を引て疆を分つべきに非ず、斯く狹陋の思想になりしは新羅の叛きたる後にて、外國の詔書に明神御大八洲天皇と書く式は大化比よりの事なり。八洲は彌洲の義にて八個には限らずとの説を是とす、紀記に八洲を序列し四類七様の異あり、これ強て八個となさんとするに因てまち／＼になれるのみ。抑も國疆は周圍の國の變動につれて伸縮をなすものにて、千萬年も固定するものならず、世運の不發達なる程に變遷も亦著しきと萬國の歴史に證例さるゝ。余が日本の國疆を最初は八洲はさらなり、海外に亘りて甚だ廣濶なりとの説を懐くと久し、其理由は既に前述の南種の住域にて知れたらん、其上また神代歴史にも明記しあるなり。

伊弉諾尊天照大神に高天原を知らせ、月夜見尊に夜國を知らせ、素戔嗚尊に海原を知らせたまひ、蛭兒は三歳脚立たざる故に櫛樟船に乗せて順風に放遣るとある、是國史に於て大眼目の文なり。但古史の文は宗教的の譬喩に詩歌思想を交へて抽象し、務めて事實の直寫を避たるを以て、なほ楚辭を讀みて楚國の歴史、學説を譬ふが如く、甚だ解釋に苦しむに因て昔より其傳へを誤失ひたり、是も亦南種の特性

なるか。

偕前條の文に參考すべきは、古事記に神武天皇の御兄弟を記して、御毛沼命者跳波穗渡坐于常世國稻氷命者爲妣國而入坐于海原とあり、常世は即ち夜國なり、海原は妣國にて即ち新良貴なり、また東の蝦夷を日高見國といふにて考へ合すれば、高天原は中國にて、常世は西方日没の地をいひ、海の向岸を海原といひたるにて、皆國土の名稱にはあらず。天照大神の中國に君臨したもふを日神に喩へ、月夜見尊の西土に君臨したもふを月神に喩へたり、是も詩想的に其光景を抽象したるにて、渴仰の意念を深くすれど、歴史的としては事實を闇となしたるを憾む。常世國は總て西方の大陸地をさす、新撰姓氏錄の蕃別に、魏の公孫淵之後は常世連と稱ぜり、是遼東地方の人なれども固より泥むに足らず、余は田道間守が非時香菓を求めたる常世と同地方にて、福州、又は廣東地方ならんと断定す。海原は同書左京皇別に新良貴稻飯命之後也とあり、新羅國をいへる鐵案となすべし。

右は余が日本海沿岸の日韓聯合を見出したる根據とす、明治廿二年十一月史學會雜誌の初二三號に其説を公表し、其後なほ考へたる節もありて、二十八年一月

より有文館の普通學全科講義に蛭見のとを補ひたり。蛭見は薩南より島嶼星羅し、琉球、臺灣、澎湖に連りて福州と對峙し、南は呂宋聯島（ヒリッピン）より廣東に控ゆ、是を三土へ往來舟路の連碇となしたるものなれば、支那東南岸より南洋群島まで日本人の遺したる蹤跡は必ず處々に存じ、他日探檢に上るならんと信ず。憶ふに諾尊の時、彼島嶼中に立脚地を定めんと、の經畫ありけれど、便要を得ず、因て艦隊を仕立て適宜に任せられし譬喩なるべし、是余が蛭見の見解なり。此説を發表せしより幾程もなく、臺灣も我版圖に屬し、而して浙江福建地方に日本人の遺跡を發見するに至れり。

○第十節 高志人蝦夷人。

日韓閩聯合の時代に當り日本聯島は盡く統轄に入たりとは思ふべからず、前に略述したる如く、亞細亞大陸に人種の二大流は遼古よりあり、千島樺太の北西は肅慎國にて、三千年前に周の成王東夷を伐ち、息慎來貢すと尙書序に見え、武王商に克

ち肅慎氏來て、楛矢石磐を貢すと魯語に見ゆ。この東夷は淮夷徐夷のとにて、周より兵を彼國に用ゐたる影響の肅慎に及びたるなり。爾後有史時代に支那より東北に事を起すごと、に其波動は必ず日韓に及ぶ、有史前に於て人種の競争には猶是よりも動搖は甚だしかりしならんと推想す。

北人種にて早く日本に移入したるは食屋人（コロボックル）を其一とす。其他古史に北人種と認むべきものは、一を越人（又高志とも）二を熟蝦夷、三を鹿蝦夷とす、此外國栖、佐伯、土蜘蛛の類は同種なるや異種なるや、識別し難けれど、多分は北種なるに似たり。越洲（今北陸の地）の北は咸鏡道及び滿洲の南海岸にて、此は古代に沃沮國の領地なり、故に越洲へは新羅よりも、沃沮よりも、或は濊よりも、必ず此に徙り來りて、遂に雜居し相争ふに至りたるべし、故に北海を越して來る處なるにより、内地にて其地を越路と名付け、因て異族を高志人と呼びたるなり。出雲の神門郡に高志郷あり、風土記に、伊弉那、彌命之時、以日淵川築造池之時、古志國到來而爲隄、即宿居之所、故云古志とあり。又簸の川上に占據したる八岐大蛇も高志人なり、飛彈人の面相は他に異なると、奈良朝の勅文に見ゆ、必ず三韓人とは異なる民族と思はるゝ。蝦

夷は沃沮の訛りなるべし、沃沮の東境は奥羽に毘連すると思ひ、之を概して「えそ地」と呼ばらばし、其人を「えみし」と稱へたるに起るならん。若し然らば高志人も蝦夷人も元は沃沮地方より早く徙り來り、村落をなして土著したるものにて、中には漁人も雜りたるべし。鹿蝦夷は肅慎にて最兇暴なる挹婁人なるべし、諏訪明神繪詞に鎌倉時代蝦夷の千島を記して、日の本、唐子、渡、黨の三類あり、日本、唐子は形體夜叉の如く、禽獸魚肉を食とすとあれば、食屋人挹婁人の類なるべく、渡黨は和國人に相類し、髻多く遍身に毛生ぜりとあれば、アイヌなるべし、委しきとは人類學者の專究に譲り、此には歴史を略徴引するに止む。

南種北種の渡來は操舟に慣れたる後の事なれば、絶遠の古代にてはあるまじ、されど孰れか早きかは知りがたし、近年の人種學者はまゝいふ北海の氷結に乗じて大陸より進入せしに、操舟に慣れて波濤を犯す勇悍なる南島人に驅逐されて退きたりと、この説も如何にや。去ながら南種の西國に占住したるはたしかに四五千年以前よりの事なり、憶ふに厥初め土曠に人希なる時代に於て、北よりは南進し、南よりは北進し、互に聯島を横貫して山野に争鬪を始むたらんとは、食屋人蝦夷人

の痕跡を九州にも存じ、而して南種のアイヌが北海に残留するにて、其間に兩種の競争劇烈なるとの久しきを知らるゝ。

古事記に天地初發を記して國稚如浮脂而くらけなすたゝよへる之時とあるは、純ら神秘にして歴史的の考へを用ゐるがたきに似たりと雖も、後文にまた天神より諾冉二尊神に修理固成是たゝよへる國と詔し給ひ、天沼矛を賜とあるに引合すれば、たゝよへるといふは擾亂に喩へたる詞と解釋さるゝ。されば日韓閩聯合の初期より北人の撃退に力を盡しつゝ、漸々拓殖を進め、諾冉二尊の時に至り、大陸の形勢によりて北人の侵入また熾んになりたるならん、其は高志人が出雲に來りて湖を鑿るとき、八岐大蛇が其山背の谷野に占居したるにて推想さるゝ。有史後まで其循撫と驅逐とに力を用ゐられたる跡より觀察するに、大抵北種は山嶺の險隘に占據したるにより、東北に荒地多く、南種は海濱の平沃を開拓し、村邑を團結して山谷に向ひ開き進みたるを認む。此概形は後世まで國領の地と豪族占有地とに分れて、領家と地頭との争ひより公家武家の訂争となり、終に南北朝の大亂になりたる遠因は此にあり、是國史の研究に終始緊要の問題なるを以て、始めより注意して

推考を用ゐるべくべし。之を要するに三土聯合の後期まで日本本島は、石碯銅鍬の發見に限界を示すが如く、東山北陸の山地には蝦夷人占據して畿内中國の山中にまで及び、東北半截は明治以前の蝦夷地の如く、現今の臺灣生蕃の如き光景なりしと、歴々と想像さるゝなり。

○第十一節 三土聯合時代の統轄

古史の夜國、海原、蛭兒の喩へに據りて、日本の古境域は閩、韓、及び西南群嶋の聯合をなしたるを證明したるは、余自ら欺かざるを信ずるなり。さりながら餘りに其地域の茫漠として前後に事實の傳はらぬにより、遽に聞く人は怪疑の念消えずして、たとへ御毛沼命の常世國は閩地にて、往て其王となり給ふとも、其は唯一時の事にて、統轄力はいかゞならんと謂ふあらん、其は洵に然り。但し人種が國の離合に關係する力は強きものなり、同人種は國を殊にしても必ず親愛力を存ず、異人種は同國にても常に分離の情形あると、北支那の南支那に於る、北朝鮮の南朝鮮に於る、

最も近き例なり、泰西諸國には其例固より多し。因て思ふに上古に南種が日韓閩に渡りて拓殖を始むるとき、北種の競争強きにあひ、其抗抵心によりて同種相助け相結ぶの情も亦益熾んなりしにより、後までも三土の民は親密に相往來貿易して航通の絶へしとなく、足利代の倭寇は明の官吏が其情好を妨害するにより、商民が主客相應じて騒動を引起したる所にて、我も彼も人民と遙に遠き雲の上人は漠然として其痛痒を感ぜざりき。

東洋諸國は早くより國民の品種を別つ結習の染付たるに因て、貴族と人民と隔絶し事情の通ぜぬとの甚だしきは近き頃まで猶然りしなり、清韓は今も然るに非ずや、以て古き三土聯合時代に當りて統轄力の如何んは、素戔嗚尊、稻氷命の新羅に例して推想さるゝ。素戔嗚尊は新羅を妣國とのたまへり、伊弉冉尊兼領の國なる故なり、素戔嗚尊は往て彼國の曾戸茂梨に居給ひしに因て牛頭天王と崇めたり、ソシモリは韓語の牛頭なるによる、牛頭といふ字形の訛なり、尊は牛頭に坐して、日本に浮寶舟瑞宮及び棺の材を殖せんとて御子五十猛命をして杉櫨樟檜被を出雲紀の兩熊野山に植しめたるに因て兩地に伊太氏神社を祠りてあるは其遺蹟なり。

新羅は其比までは辰國といひ、三韓の辰人種を統轄したり、前漢の朝鮮傳に眞番辰國と見ゆ是なり、此總稱の下に三韓と分れ、更に七十八國と分れたり、事は後漢書三國志に見え、又日本書紀にも餘多の國に分れたるを見る、而して後には任那新羅百濟に分轄さるゝになり、是にて上古に辰國の統轄力を推想さるゝべし。

日本聯島とても亦其例を推さるゝ、客觀よりいひたるは、前漢の地理志に倭據海島爲國分百餘國と記せり、上の國は天皇統轄の總稱にて、下の國は國造縣主の分れを謂たるものと見るべし、當時の人民よりして觀るとするも、國縣の君より加はる統轄力は著大にして、天皇より加はる統轄力の人民に感ずると微弱なるべしとは、近代まで大名支配の有様にて十分に推斷さるゝ。

然らば月夜見尊御毛沼命の知す常世國、即ち閩地は徵すべき歴史は闇黒なるも前例に異なるとはなかるべし。支那は大陸の廣濶なるだけ統轄も疎濶なり、春秋時代北支那に諸侯割據したるも猶百數十國に分れ、其外に夷狄といはるゝ部落は幾百なるを知らず、秦の一統となる後は縣々を自治にまかせたり、其縣といふも日韓の國縣よりは迥に大なり、三十六郡の統轄はたゞ縣々より貢租を取納し、兵を養

ふて鎮壓するまでの事にてありぬ。これに比すれば垂仁帝以來は追々と韓地の國々に國宰をおかれ、貢租の料地として土地を分割させて屯倉ミヤケとなし、これを直支配になしたるは統轄制の進みと謂べし。故に三土聯合の時代には、彼國縣の長が同種相依るの親愛力にて、天神の子孫を迎へ首府に奉して君長に仰き、同じ神裔の貴族が之を環拱して伴造國造を管領したるべしとは、日本の例にて推知さるゝ、古代の主權者が全國を支配したる實際は、日本も韓も、閩も、また支那とても是ほどの事にすぎず、後世の發達したる政治を以て統轄を論ぜんとすれば大に時代の思想を誤るべし。

民族が村邑に團結をなして主長を推立し、因て隣境と相交はり相助けて郡縣を聯結し、遂に一國を形成するに至る第一の原力は宗教にあるものなり、因て統轄の問題に付て、是より宗教の事を述るべし。

第四章 宗教と政治との起源。

○第十二節 宗教の國縣を形成したる順序。

村邑の團結は國を形成したる結晶體なり。其村邑の始まる情況は推想するに難からず、唐の柳子原が封建論に、彼其初與萬物皆生、草木榛々、鹿豕狃々、是を手唇相接し、拾ふて食ふの世とす、人不能搏噬、而且無毛羽、莫克自奉自衛、生命財產保護の原なり、苟卿有言、必將假物以爲用者也、夫假物者必爭、生存競爭の起り、爭而不已、必就其能斷曲直者聽命焉、其智而明者、所伏必衆、君長告之以直而不改、必痛之而後畏、刑政由是君長刑政生焉、故近者聚而爲群、々々之分其爭必大、村邑の起り云々といひしは、今の人種學者の推想とても大方はこれと違はじ。但し物を假りて争ふとの永き年間には、必ず起るべき宗教の信念ありて、是が君長刑政の原となるを添えて考へんを要す、試みにこれを言はん。

人類は他の動物と共に天の顯象中に生を禀け、而して天然に具はる生存繁殖の

機能に因て、物質を假りて需用に給するには、常に氣候の適順ならんとを冀ひ、水旱疾疫青莪の不意に襲來するを恐怖すると切なるべし、因て仰いて彼蒼々たる天空を望み、其中に我等を宰制する神の在して禍福を降し給ふならんとの信念を發し、相共に事を慎しみ、其恩徳を迎へて噴怒に觸ざらんと、誠心に崇拜を勤むるは殆ど自然の情なり、此を宗教心の起りとす。斯くて其信念の凝り固まつたる中には、腦神經の偏長によりて必ず靈異なる通神と智能を發する人を生ずるものにて、社會より其人の言行を神の化現と尊敬さるゝ、謂ゆる智而明なる者とは即ち之を謂ふべきなり。されば其神の如き人より宗教心を啓誘されて、孰れも皆幽暗を欺かさざる徳性を存養し、以て福を迎へ禍を避けんとを希ひ、疑事あれば其人に曲直の判斷を聽く、是を村邑の團體を聚結する原因とす。

幼稚なる宗教心より各村邑の男女社會に結付たる習慣を宗教風俗といふ。其状態は千殊萬別にして、殆ど失笑する事もあれど、神といふ觀念より出て、感情に染たれば、容易に改め難きものにて、此に村邑團體の結晶力を存す。宗教風俗は人種學に於ては、よく研究さるゝ、爰に南種北種について聞がまゝに一二を擧れば、

日本の南北端にすむアイヌの熊祭、臺灣生番の鬮體祭、皆謂ゆる就斷曲直者聽命焉の裁判より出たる教俗にて、同事異物なるを證するものなり。又沖繩群島中には木に繩を様々の狀に結びて懸け、以て禁令を示すと、即ち結繩政なり、アイヌは諍論を酋長の前に決したる後に、柱や板に横卦を畫して信證を表すと、亦伏羲の八卦に似たり。滿洲の野民ツンクスの中には惡神の祭を盛んに行ひ、而して善神の祠は寂寥なり、其故は善神は寛大なれど惡神は怒り易きを怖るゝと、是最も社會の眞情を其まゝに表するものと謂ふべし。

其然り、故に太古に於て智而明者の出で社會より神の如くに尊敬さるゝ中には、其靈智に服従されて巫祝となるあり、靈威に服従されて君長となるあり、尊敬は一なれど、巫祝よりは君長の威權が永く世襲となりて繼續さるゝ。日本の古代は神の文徳を和魂といひ鏡を以て表し、武徳を荒魂といひ劍を以て表し、祭政一致にて、巫祝と君長と差別なし、頗る進みたる教俗なるを認む。又韓半島を通じて國民品種の區別行はれ、天神の子孫を最高種として、帝室と京師貴族(即ち雲上人)をなし、國神の裔及び外國王の後を次高品種として、諸司と地方豪族(即ち地下人)をなし、家名

を日本は之を尸(かばね)といひ、新羅にては骨といふ、其下に貴民賤民を分ち、貴民は一に良民といひ、(即ち士族なり)賤民は貴族豪族の家人と奴婢とす。此品種の等は天然の種に別ある如くに懸隔し、同室に坐するとも得ざりき、印度の波羅門刹帝利畢撒戊達羅の別に克く肖たり、此の教俗の元は埃及より來るならんといふ泰西には流行せず、支那も元は此俗なりけれど、春秋以後より各種の混同によりて變化し、血統の姓氏の別は消滅したれど、猶帝許にて品種を定めて害毒を遺したり。

北皇准宮の職原抄に神祇官を釋して、以當官置諸官之上、是神國之風儀と、又然則祭官之職者上古之重任也、又神國之政、以當官置太政官之上乎とあり、此の如く神の祭を政にてといふ風儀の永く保存されたるは目出度國柄なれど、元は日本に限らぬとにて、國民品種の行はれたる國は皆然りし様なり。上古は新羅の王を次々雄と稱へたり、一に慈充とかく、韓の三國史記に世人以巫事鬼神、尙祭祀、敬畏之、遂稱尊長爲慈充也とあり、後漢の東夷傳に韓俗信鬼神、國邑各一人主祭天神、謂之天君とあるに考へ合すれば、巫即ち祭主は次々雄(即ち國王)にて、又天君とも稱へ、主權者の稱としたり。楚語の觀射父の言に民之精爽不攜貳者、而又能齊肅衷正、如是則明神降

之、在男曰覡、在女曰巫とありて、支那の古俗も亦巫を重んじ、巫覡とて男女共に祭主となりしと日本に同じ、殷の時代には巫咸巫賢などの名臣出たり。

凡そ社會男女の親和に於て最なるを血族とし、次を人種とす、是に宗教風俗の固著して同族同種の團體を結合し、國縣の成形を見る、一君一巫に主權を託し、以て神に事へ、以て衆を統べ、而して異族異種と争ひたるは、太古の状態なり。英國ゴム氏の村落篇とて日韓古史斷に譯載したるに、印度の村邑を創建したるは、泰西の原人アリヤンの世讎なりしコール人ドラヴィド人の兩種族なり、兩種とも祖先崇拜の教にて氏族を重んず、土地を開拓してこれを族州(婆羅)に分ち、世襲の君を奉じ、其下に族村を分ち、村毎に古樹森蔚なる清地に氏神の祠あり、族巫を立て、村中より之を祭る、氏長を推撰し、而して統轄の政治は君長巫長にて主權を執る。またドラヴィド人に於ては軍隊制にて、君長其中部に居り、別に大土地神を親祭す、中央政府は給進を各村に取り、中區に公田を定め、其收穫は王倉に藏む、別に田地の受領者あれば之に與へ、餘を給田となす、代官を置いて之を掌らしめ、其他の土地には世襲村吏ありて管し、王の征軍には其行具を供すると云々、日本に行はれたる屯倉國領、班田

國宰、郡司に克く肖たり。されど此兩人種の言語は共に單音語に屬して、全く日韓語と異なりといへば、固より我原人には非ず、或は荆楚の原人は其種にけあらざる歟、往古に人種移轉の甚だしかりし葱嶺外の西域も、今は曠野となりたるにて例すれば、日韓支に移轉したる民族も本土には全く其種を絶たるならん。

第十三節 神裔及び其氏神。

國史は國、常立尊トコタケノミに生まれり、皇統の元祖におわす、其御名よりして既に族州を統轄したる國を形成し、進みたる時代の光景なるを見る。古事記の開卷に天地初發の時、高天原に於て所生ナラます神を天御中主神、高御産巢日神、神産巢日神カミムスヒノカミ、以上は紀の一書、古語拾遺も同じ、三神は並に獨身にて身を隠します、別天神とし、國常立神より前に記したり。神は上と同語にて、すべて高き地位にあるものを稱す、蓋し原初に於て宗教心より天神の化現と信じたる靈德靈智の人にして、凡人と異なるを表明したる尊稱なり。因て其天神の系統を受たる人をば、「ミコト」と稱じたり、御事の義

なり、例して命と書ず、書紀に至尊を尊と書し、自餘を命と書したるは、漢學流行して君臣の思想より差別をつけたるにて、元は天御中主神も兩産靈神も同じく別天神にして、素より君臣の別はあるなし、其子孫を「ミコト」といふも國民の最高品種の尊稱にて、亦軒輊あるなし。但其中に於て天御中主は國主を意味し、産靈は造化の功力を意味し、體用の別よりして君臣を割判する素を含むと雖も、前章に述たる如く祭政一致の教俗なれば、自然に君長(即ち帝王)巫長(即ち祭主)を包みたるべし、獨神とは其兩長を一人にて兼るを謂なるべし、亦天御中主と産靈とに巫君の別あるとも見出さるなり。

國常立尊は即ち天御中主神にて、一に天底立命とも申したり、皇統は其裔におわします、其外に伊勢朝臣が天底立命の後と稱ずるは由緒あるとなれど、服部連御手代首が天御中主命の後といふはいぶかし。兩産靈神の裔は中臣齋部、大伴、久米等文武の伴部を總管したる相將の貴族に分れたり。是みな天神の子孫なれば國中の至高なる品種として、代々天子となり、將相となり、互に婚姻して祭政一致の主權を統べ、世官世職にして、村邑の部民を領ずるを伴造といひ、土地を分領するを國造

といふ、皆之を尊稱して男を彦といひ、女を媛といふは、日子日女の義なり。最初は獨神にて男子のみ祭政の主權を執りしに、後には女も祭政の主となりて耦神の例を開き、彦媛の稱は起り、其中に天神の裔には彦の命媛の命と稱へたり。

其他國縣の君長となりし族は國神の裔と稱ず、是も初めは同種にて族を別ちたるは彦媛と稱ず、此稱なきは異族なるべし、(新羅の天日槍の裔の如し)彦の命媛の命と稱へざるは第二の品種として對遇されたる故ならん。國神の尊きは亦最高品種と婚姻をなす、後漢書に、倭國多女子、大人皆有四五妻、其餘或兩或三、女人不淫、妬とあり、上古より品種に因て婚姻の制限はなきが如し、されど異種異族は國王の裔に非ざれば高貴の品種には加へず。凡そ社會的天性として血統を重んじ、他族を疎み、而して異人種を排斥するは、村縣の結晶を硬固にする原力たり、此の如く國民品種の習俗あるより見るも、日本人の原は印度の或る人種に出たるか。

天之を要するに日本の主權を執りて國を形成したる人種は血族を重んずる祖先の俗なると明かなれば必ず祭政の本となる祖神を崇祀したるべし、古代に於ては如何なる神を拜したるやとの疑問起る。抑祖先崇拜とは先祖祭祀をすると異

なり、一族の祖神を崇拜し、神慮のまに／＼事を決するとにて、即ち日本に於ては、最高品種の一族はみな天神の裔なるを以て、國民の上に尊榮を享有したれば、首祖の天神は天御中主産靈の兩神徳なり、故を以て皇族貴族に三の義務あるを認む。其一は天御中主の神裔に國の主權を託す、二は産靈の神裔より主權を輔相す、此二條は歷々と國史事實に示したり。其三は天神を崇拜する是なり、天神とは如何なる神徳を奉養するにやといへば、産靈の徳なるべし。如何となれば天御中主とは主宰の義にて既に其神裔に主權を託し而して其主權より行ふ萬機はみな産靈の徳ならざるべからざればなり。昔より産靈神を崇拜したる證を謂へば、古語拾遺に檀原の朝を述べて、抑從皇天二祖之詔、建樹神籬、所謂高皇産靈、神皇産靈、魂留産靈、生産靈、足産靈、大宮賣神、事代主神、御膳神とあり、是を八神殿の原始となす。又紀に顯宗帝の時、月神著人謂之曰、我祖高皇産靈、有預鑄造天地之功、宜以民地奉我月神、若依請獻我當福慶との詔宣を記す、鑄造天地之功は即ち天神の我祖と現はれ給ひし靈徳なれば、子孫これを崇拜して報本反始の誠を竭し、以て福慶を迎へたるにて、上古より祖神に奉養する信念なるべし。故に日本の祖神とする天神の祠は其形式

種々に異なれど、鏡は産靈の神體を崇むるものなるべし。

○第十四節 日本人南北種の優劣

右は諾冉二尊以前の時代に當りて、天神の裔が神教を宣べて州縣を聯結し、國家を創めたる推想を、有史後の傳記に徴して略述したるなり。此あらまじの規模を観察するに、邈古の世より此島國の中に住みたる原人が、自發の知識にて部落の團結を進めて、發達したるものにはあらず、必ず大陸より發達したる貴き民族ありて、聯島の山谷海濱に野民の人種競争をなす、謂ゆる「くらけなすた」よへる時代に當り、斯く整はりたる仕組を以て渡來し、肥饒の地より部落を團結し、以て漸々と開拓を進め、一方には神教を布き、一方には兵威を示し、以て野民を循撫し、驅除して、州縣を造りたるものと考へらるゝ。

日本の原人に南種北種ありて、互に競争し、優勝劣敗をなしたる末、遂に統一に至りたりと謂ふは、今は殆ど普通の定論となりたれど、其優勝したるものは北種なる

や南種なるやは猶不定なり。古物に徴したる考證は已に前に述べたるが如し、博言學の考證を試みたる説もあれど紛々として決せず、蓋し漢文字を用ゐたる國の言語は大半これに同化したるを以て、泰西の如く音文字を純用する準則には中りがたきと多し、故に余は餘り言語に重きをおかざるなり。史海廿一卷三月廿六年に日本種原地の證據を摘舉し、北方より來りしといふ證據とて、

一文法は馬來と反對にして朝鮮、蒙古、滿洲、土耳其、匈加利、芬蘭等に同し、
一勾玉フガタの青琅玕は西藏若くばバイカル湖邊の産、

一天降人種は金銀粧飾の刀劍を攜へられたり、金銀は朝鮮の産、

一天降人種は文身を爲さざりし、

一天降人種は面色白く髪黒し、馬來人種は鬚鬚なれども、日本人種の上等なるは鬚鬚美なり、

とあれども五證ことごとく薄弱なり。玉材は貿易にて得らるべし、朝鮮半島も同じ人種なるをすれば二三の條は消滅す、北種は劣敗人種なるを疑はず。

南方より來りし證據とて、

一「カミ」といふ語は臺灣、馬來等に行はれ、酋長自身にも稱せり、我古語に國津神、また後世の守に同じ、

一涅齒の風は南洋の檳榔子を咬し餘風なるべし、南洋人は別に藥を用ゐて齒を黒くすると今現に行はるゝ、

一古記に鱒マスのとあり、鱒は南洋に非ざれば産せず、

一勾玉の翡翠は交趾支那に産するものなり、

一後漢書に日本の俗朱厓僮耳に類すとあり、

一文身は南方裸體民の粧飾にして、北方衣服ある民族はなさず、

一古代は木棉を以て衣服を作れり、木棉は栲カとも穀コとも書せり、則楮なりとぞ、現

今の楮と同一なるか否は未詳なれど、現にサモア土人は楮カ日本紙の類を揮カとせり、

とあり、此内第四條の翡翠は琅玕の白色なるものとの説もあり、此外に増補すべき證據は猶多し。

其一水田に稻を耕作して常食となすは南方熱地の土宜なり、支那周以前の稻は

陸稻にて、或説には五穀に數へず、周禮地官の稻人職が下地に稻を種ゑ水田を作るは沮澤を開く法を始めたるにて、其後江南(吳地)の稻興りてより、揚州の富天下に冠たるに至りしは後世の事なり。其二は大弓を用うるも南方の兵器なるべし。其三は手振足振をなして舞をなすは南方の俗なり、聞く薩摩陶の産する野代川の韓民は今に龜の舞を傳ふ、其振は伶人の久米の舞に克く肖たりと、日韓の古俗一なるを徴す。四に頭髮に櫛をさし粧飾となすは南方の俗なり、シンカレ！人の男は被髮して半環形の櫛をさす。且この十證に止めて、是によりて生ずる宗教の俗を略論せん。

古來神を祭るに神田を定め、これに稻を耕種し、其米を以て神酒を醸し、糯米を搗て餅となし、これを圓鏡に象りて神に供し、其藁稈にて七五三繩を造りて神殿を粧ふは、都鄙貴賤に通じたる習俗なり。肥前佐賀郡に於ては村民輪次に神田を協耕す、之を「スアソ」と稱じ、其年嘗祭の主となる、之を「シメ」元と稱ず、其他鄉村にて年々産土神(俗に氏神)の嘗祭には種々の慣俗あれど、神酒、鏡餅、七五三繩は全國に通じたる教俗なり。思ふに飴を製し酒を醸す日韓の古俗は并せて南方より來るものなる

べし、なほ推考するに青銅の圓鏡を神體に象り、これを寶殿の中に安置して崇拜するも南種の遺せし俗なるべし(一にかみは鏡の略との説もあり)。余往年神道は祭天の古俗といふ論説を著して頗る世議を來したり、其時までは南種北種の辨いまだ定まらず、北種祭天の俗を混じて論じ、殆ど宗教の古俗といふに異ならず、定説となしがたきを以て取消したり、神道の原は南方より來れり、北種の教俗に非ずといふは、鐵案となして異議なからん。

○第十五節 日本諸國の祖神崇拜。

諸國郡に散在したる式内式外(延喜式)の神名帳内と帳外とを云の神社には有史前の古社もあるべし、祭神に詳確なる傳へはなけれども、社名を見るに高魂、神魂、海神、山祇など、神の名を稱じたるあり、或は宇夫須那社の名も見ゆ、忌部、麻績、物部、倭文など、部民の職を稱じたるあり、或は祠れる村邑の名を稱したるあり、皆其地の領主が祭りし祖神にて、以て祭政一致の治をなして民族を團結したる遺跡と稽へ

らるゝ。祖神は産土神なり、これをうぶすなの神といひ、本居の神とも書く、印度にては城隍天神といふ、支那江南及び安南にも城隍廟あり、みな教俗を同じくするものなり、日本の町村に氏神と稱ふも其族の祖神といふ義にて亦同じ教俗に起る。但し中世より一族の繁き家に其族の崇敬する神社を定め、藤原氏の春日社、源氏の石清水社の如きを氏神といふは、其氏信向の神にて、産土神とは別なり。夫とはちがひて莊園の占有により、叡山領に山王八王子を祠り、男山領に石清水、東大寺領に正八幡、三寶院醍醐寺領に若宮、祇園社領に祇園社、眞言寺領に熊野社を祠るの類は、領家の祖神を其地の産土神に祭りたるにて、今は領家かはりて産土神のみ存ずる所にて、みな氏神なり。

是によりて推考するに、彼文身の民族が夙に日韓閩の曠土に殖民開闢して、村邑を創め、其教俗の如くに君長の祖神を清域に祠り、以て其地の産土神となし、水田の稻を耕し、或は麻布木綿を織り、或は蠶桑を務めて、衣食を足らし、その地所産の物を以て神酒カを醸し、鏡餅、幣帛を供へて産靈の恩徳に報養をなし、神慮を聽て疑義の曲直を斷じたるべし。此時に當りて北方より南進したる異種異俗の民が各地に占

據したるは之を邪神姦鬼といひ、兵を組み、鐵劍大弓を用意して其族を驅除し、人種の競争に打勝つゝ、國縣を造り、而して傳説時代には入たり。

天神の高天原に坐して國縣主を統轄し、三土聯合の起りしは何千年前の事なるや知るに由なしと雖も、其中央の首都は日本、即ち高天原なるとは斷言するを得る。如何んとなれば、太古より人種轉遷の源は亞細亞の中西部にあり、北漠荒寒の野に非ざれば南方炎燄の地なり、彼等は大陸に於て良土を得んため、轉遷して相争ひ、五千年前より風姓の族は支那の東低地を開きたり、允姓の族は苗民兩湖の間に國を建たり、北漠の戎狄諸族は支那北部に侵入したり。殊に印度に於てはアリアン人が進入したるより、劇烈なる競争を起し、其盤渦の動搖は他の優等にして智徳發達したる民族をして、良美の土を求めて遷らんとの念を動かさしめたらんと必定なり。支那の東南岸より日韓まで文身の族が占居したる國は、彼等が原住地なる偏熱の地に迫にまさる良土なり、其中にも良土なるほど徙住したる君長民族も亦優等なる貴種なるを斷言するを得る。此推想の比較を舉れば、亞米利加大陸を發見したる後に歐洲各國より徙りて開殖を始めたと一般にして、初めは探檢者、

冒險者等が移住を試み、漸く村邑に長たる有力者の拓殖を動かし、終には高等の族を迎へて統轄するに至りたる順序なるべし。因て判断すれば、日韓閩に於て氣候最も清和に、山水最も秀美に、田野の肥沃なる、周圍の安全なる、日本にまさる國はなし、故を以て天神の族は此を中都の高天原となし、韓閩には其統より君長を派して其種族の國縣を統率したるものといふは、必ず中らずと雖も遠からざるべし。紀の一書に、伊奘諾尊桃樹の下に隠れ、其實を採て雷に擲ち給へば雷みな退走す、此桃を用て鬼を避るの縁なりとあり、(記にも)荆楚歳時記に、桃樹東南枝向日、鬼憎避之、避疫術也とあるに同じ、荆楚より安南までみな城隍廟を祠る、是等の人種が齎される教俗をよく究めたらば必ず多々あるならん。歴史の經驗に於て異人種の親和力は甚だ薄弱なり、其上に、宗教の原俗は容易に變せず、支那の平野に於て各種の雜居するには、相共に混和する必要あるさへ、百濮、群舒、及び淮泗、徐萊の夷等、周代を終るまで北支那より別異されたり。まして日韓閩は山嶺の間に豁谷を開き、最も小割據に適する地理なれば、早くより數多の族州を分ち、殊に異族異種と同化し難きにより、天神の裔を奉じて其下に聯合し、以て他種と競争したるは必然の情由

なり。思ふに日本の優勝民族が移住を始めたるは、早きは已に島夷卉服とある虞夏以前にありて、三千年前の周代に至り、夫より吳越は北支那の聯合に加はりて覇を争ひ、やがて楚に滅ぼされたる比には、既に天神の裔は日本を高天原と定めて、支那の波動によりて國內のくらげなすたゝよへるを鎮服しつゝ、無慮十餘世を経過したるならんとは、推言さるゝ。

有史前の推想は此に止め、是より傳説時代の觀察にかゝるべし。

第五章 諾冉二尊の八洲循服。

五六

○第十六節 傳説時代と有史時代。

さて有史前の推想より有史後に移るには、先づ有史時期より論定すべし。有史時期を嚴格なる金砧カチシキにあつれば其國に歴史の著はされたる時より分斷す、是自然の理にて、例へば支那史の如し、司馬遷が史記に年表を作りて、周の文武成康は聖賢の御代といふに拘はらず、厲王までを三代世表に止めたるは年表を作る材料のなき故なり、歴史のなき時代は年紀も定かならぬ言傳へのあるのみにて、是を傳説時代といふなり。然れば日本はといへば隨分疑問なり、應神帝、否履仲帝の史官をおかれし以後と理論する人もあらん、或は下りて繼體帝、否欽明帝、猶も下りて推古帝との金砧論も起らん、書紀の紀年假造によりて歴史の標準を破壊させたるは史學に罪深しといふべし。されど余は此の如く苛酷には論ずるを欲せず、やはり書紀に分界したる如く、神代を以て傳説時代となし、神武帝以後、即ち人皇の世を有史時代となさんとす。

古語拾遺に、上古之世、未有文字、貴賤老少、口口相傳、前言往行、存而不忘、書契以來、不好談古、浮華競興、云云と述べたるは文明に背いたる論旨にて、國をいつまでも傳説の口碑時代におかんと欲するものなり。前言往行を口口に相傳へては數百年も確實なるを得べきものに非ず、さればこそ古史の過半は謬傳を重ねて事實を烟に化したるに、神武帝となりてより後は俄かに模様變り、書紀の虚飾を除き去るとも、地理名物など皆實著の記事となり、神代とは全く觀を改めて人皇の歴史となりたり、是必ず其故のあると思はざるべからず。定めて神武の比には既に漢字を心得たる人ありて、筑紫より隨行し、稚き思想ながらも必要の事を文筆にて書とめありたるを原料となし、たとへ舊來の習はせにて妄誕を交へて敷衍したるとも、口々相傳のみにはあらず、自ら歴史としての價は生じたるなり。

精しく時代を比較するに、神武帝の筑紫を發向ありしは、漢の武帝が韓地に四郡をおきたる後に、日本の國縣より樂浪郡へ交通をはじめたる時に當る、國際には文書と通譯とは必要なるものなれば、貴族は無丁字なるとも伴部トモベ又は譯部オサベなどあり

て、必ず漢文隸書を學びたると疑ひなし。又履仲帝の史官をおかれし事は僅に十餘字の綱ばかり傳記しあるまでなれど、此時より百濟の阿直岐は書(ふみ)氏となり、博士王仁は史(ふひと)氏となり、王仁實に其史官の任に當れり、後世まで太政官に外記と史官とありて、官務局務を分ち政事の文書を統ぶる例は是より始められり。記事簡略なるとして等閑に看過すべからず。崇神帝以來歴史の記實が世を逐ふて詳かになりたるは、必ず王仁が史官となりて古き文書を採集して編修を始めおきたる效にして、神武帝の記事も亦其内なるべし。

但し古語拾遺に書契以來不好談古浮華競興といへるは、應神帝以後、即ち王仁以來といふに同じ、是反對の考へに似たれど、彼の本意を原ぬれば、文學の流行せしより、其思想を日本の傳説に附會して、種々に浮華なる虚誕を競へりといふにあり。成程其如く神代の始めの記事よりして陰陽説も加はれり、緯説らしき節もあり、儒學の氣習もなきに非ず、紀の本文が一書の敷衍となり、古事記の敷衍となり、傳説のまぢくなるは口々相傳に因て轉訛したるのみにはあらず、應神帝より以後に於て敷衍し虚飾したらんと覺ゆる處も少からず、浮華競興るといへるはあなが

ち尤むべきに非ず。余はこゝに神代を傳説時代となし、人皇以後を有史時代となさんとす、傳説時代に於ては齋部廣成氏が書契以來の浮華に同意を表し、務めて綱要となるべき事のみを論述せんとす、其中に論關すべき誤傳も多けれど、必要ならざるとは成だけ捨おくべし。

○第十七節 諾冉二尊八洲循行の概略。

雲を掴むが如き神代の傳説によりて、然も同異紛々たるを如何にして史學の研究料となさんと誰も苦心する所にて、或は神代を盡く宗教に譲りて史學の證には採用せざらんと謂ものもあり、さりとは短慮なり、余は神代の傳説を宗教として講究する價よりも史學として講究する價は數倍貴しと思ふなり。一系の皇統を奉じて獨立しますく、國光を世界に發揚する無雙の國基を、彼野番相争ふ中より布立たまへる祖宗の勤勞は、あらん限り心力を盡して研闡せざるべからず、爰に國史の始めをかいつみて其要を擧れば

天御中主神の統は始め獨神なりしに、やがて男女の耦神となれり。伊奘諾伊奘冉尊に至りて此たゞよへるの國を修理固成せよとて瓊矛天の美稱は省く、以下同しを授かり、浮橋舟なりに乗り、霧の中に滄海を探りつゝ、磯オ馭コ盧島に降りて、邁合みとのまくはひなし、淡路洲を生み、夫より大倭豊秋津洲を生み、次に伊豫フタナ二名の洲を生み、伊豫に愛媛エ讚岐に飯依イ彦粟ヒコに大宜ナ都媛、土佐に建依彦をおかれ、次に筑紫洲を生み、筑紫國に白日別、豊國に豊日別、肥國に建日向日、豊久士比泥別、熊曾國に建日別をおかれ、夫より隱伎佐度を雙生して、越洲コシを生み、次に大洲、吉備キ子洲シ、其外數々の洲を生給ふとある、是を書紀の正文に大八洲の生るゝ順序とす。前に略述したる如く、此の順序と洲名とは傳説まち／＼なり、其中に此を是として挙げたり、越洲は佐渡の對岸あたりまでにて、東北は後までも蝦狄の占居地なりき。

諸冉二尊大小洲生みの傳説はあらまむ右の如し、是は固り譬喻文にて、其中に當時日本の情景の容易ならぬを覺ゆる處あり、是までは文のまゝに大八洲并せて其神々が冉尊の胎より生れ出たる様に思へど、其は記者が、みとのまくはひてふ語よ

り承けて斯く譬へたるにて、眞に生むにあらざ、たいよへる國を脩理固成といふ語の中に國土も人影も既に見ゆ、紀の一書には瑞穂之地宜汝往循之とも書れたり、實は循よりも鎮服といふべき事と思ふなり。新井白石の古史通にたゞよへる國とあるは國亂れ争ひての義にて二尊の大八洲を生的一段は淡路に據りて國々を征されしと解したるは活眼と謂べし。八洲循行の順序は紀の本文を是とするは、まづ豊秋、津洲より始まらざるべからず、此洲を一に豊葦原の瑞穂國といふは、是海岸に廣き沃野を開き、岸には葦の生茂り、稻田の饒かなる國土なり、淡路の近處に葦の生へる地は難波瀉に適當せり、難波のよしあしは古き諺となへ、河攝泉は一面に豊沃の稻田なれば必ず此地を稱じたる名なるべし。此地の北なる武庫山コつゞきより丹波丹後の境に盤亘したる山中は迺かの後までも野番の住域となりたる處なれば、まづ第一に此地方を打平らげ、豊秋津の瑞穂の地を安謐にして本營の根本を固むるが順序なり、首にこれを叙したる傳へ其實を得たり。

さて夫より比較的異族の雜居少き伊豫二名洲四國へ軍艦を向けられぬ、此碇泊の港は傳はらざれど、四國の要港は三津の濱、若しくは久留島なり、久留島は後の

世に海賊の港となし、今の鎮守府の如き軍船の本港となしたる處とす。其次は筑紫洲(九州)を順路とす、筑紫の港は娜津にて、今の博多なり、此港より亦内部の四面へ別(和氣)を差派されたれど、今に其遺跡として尋ねらるゝは、豊前の中津に豊日別神社として式外の古社あるばかりなり、蓋し派遣の後に久しからずして變革を生じたる故ならん、其は後に説くとあるべし。伊伎津島は向津の新羅へ往來には要地なれど、此には必要なし、故に此二洲を紀の正文に潮沫凝成の洲々に數へたるは亦其實を得とす。軍艦すぐに北海に向へり、山陰と越國とは前に述たる如く異種の雜居地にて殊に穩かならず、因て隱岐に駐營して山陰を循服させ、又佐度に駐營して深く蝦狄の界を征服して之を山中に追込み、兩洲の間を往來して北海岸にしばし力を用ゐられたるを雙生の喩へと解すべし。然る後に艦を回して内海に入り、北岸の山陽を鎮服せんと、先づ周防の大洲に駐營し、次て吉備の兒洲に駐營し、各こゝに別を置いて歸艦ある。後に神武帝東征の時、藝備に駐蹕ありたるに略同じ、地理の要處は粗定まりたるものとす。

○第十八節 伴造國造及び出雲の黃泉軍。

八洲を生み畢る後は瑞穗の國へ歸り給ひたるべし、夫より海神の綿津見、川(水門)神の秋津彦、山神の大山祇、木の祖、句句迺馳草の祖、草野媛、土神の埴安などを生み、火神迦具牟、智を生むとき、再尊急所を焦れて神避り、出雲伯伎の界なる比婆の山に隠れ給ひぬ。諾尊これを恨み、劔を抜て、火神を斬て三段となし、而して再尊の所に往き給へば、再尊何ぞ來ますの晚きや、吾既に黃泉の餐を食ひたれど、入來の賢ければ、還りなむ、明旦に黃泉の神と論ずべし、吾をな視たまひそといふて入給へり、斯くて諾尊は待かねて潜に見れば、八雷神の並居たるにより、急に逃還り給ふ、再尊恨みて醜女を遣りて追はしめ、八雷神は黃泉軍を起して追かけたり、諾尊泉津の平坂を越え、磐石を引て坂を塞き、此にて再尊と相向ひて立ち絶妻の誓を建(ことゝをわたす)たまひたり、平坂は今の出雲伊賦夜坂なりといふ。諾尊は不須臾いなしこめ汚穢の國に到れりとして祓除せんと思ほすに、粟及び速吸水門は潮太だ速しと

て、筑紫日向の橘小門の櫛が原に往て祓除を行ひ其時三貴子を生みて前に述たる高天原夜國海原を分け知らせ給ひ、又三綿津見神(海神)三箇男(神)住吉も此時に生れたり。

此一段も怪しき譬喩の様なれど、文辭のはしに容易ならぬ時態の伏在するを覺ゆれば、深く考慮を用ゐざるを得ず、因てこれが解釋を試みん。まづ海川、山、木、草、土等の神を生むとあるは、疑ひもなく伴造國造の強大なる分を定められたるなり、伴造(ともつご)とは職務の民を領するより稱じ、國造とは土地を領するより稱ず、みな國縣の君なり。綿津見は渡津の監にて、筑紫の國主なり。山津見は山津の監にて吾田(薩摩)國君なり。木は紀直なるべし。水戸は其彥の名によるに難波若しくは境の津守ならん。草はいまた考へず。土神は陶工の民を領する者なりと其名にて知らるゝ、民を領するとは其職業のために土地を配分されて村邑をなしたる民戸を管轄するに於て、之を部曲の民といふ、後の士族に同じ、其首は即ち其地頭なり、昔しの財産は土地人民を并せて所領したるを心に銘しおくべし。

火神の一段は、其が原因となりて上國下國の合和破裂となりたるを明らかなれ

ど、之を事實となして解釋するには參考の料なきに苦しむ。たゞ海川以下の例を推して火神も伴造國造の一なるを知る、其處置に至りて領分に不服の徒あり、再尊の本國たる出雲の急要地に變を生じたるによつて、耦神の位をすて遽に歸國ありたるを、神さり葬るに譬へたるものと見る、大方は違はじ。此時高志人は簸川上に占據したり、此川は東西に分れて雲伯兩州を流るれば、其地に影響を及ぼしたらん、因て火神は簸縣主にてはなき歟とも思ふ、いかゞにや。諾尊の火神を斬るとは英斷の義なるべく、三段となすとは火神の兼領地を三區になして處分ありたるにて、其時生ぜる神に山祇の名あるを見れば、火神は山津見の同族なるを以て、其地を三家に委ねて鎮服させたるにてもあらん、簸川上の手摩乳足摩乳も山祇の族なり、此文段は紀記の文まぢに於て決し難し、山祇家の事は天孫降臨の條に説くべし。延喜式の鎮火祭祝詞に、再尊、夜見の比良坂に至りまして思食さく、吾なぜの命の知らす上つ國に心あしき子を生おきて來ぬとの言あれば、火神は上津國に在るものにて、下津國に密接の關係ある大族なるとは疑ひなきに似たり。

諾尊火神の處分に時月を移し、兵を隨へて出雲の鎮服に赴けば、出雲の激黨既に

冉尊を要むて主張する事を決し、神に誓ひたる後なりしを黄泉の餐を食ふと謂なるべし。是までは猶元の如く合和に復する望みありたれど、翌朝の會議に八雷神の在るを見て事協せずと判断せられたり、八雷神は考ふべき緒更になし、八岐蛇の替語にてはよもあるまじ、或は冉尊兼領國の新羅に關係したる韓地の君長にてはあらざるかと思ふとあり、次の素戔嗚尊の條に於て説くべし、此には疑を存じおく。醜女は勇婦をいふ、昔は女も兵を組みて戦ふたり、男軍女軍は神武帝の紀にも見ゆ。磐石を引くは勁兵を以て險隘を塞ぎたるに譬ふ、此に兩軍對峙して絶妻の誓を建られたるは、公衆の前にて破約の宣告ありたるなり。是より出雲を循服するには幾回も變化を重ねて、遂に大國主命が地を避て大和に遷るに到りたり、最も眼目となる事なり。

不須凶目汚穢之國の言は、後に忍穗耳尊中國の亂をば彼地未平矣、不須也頗傾凶目之國と宣ひたるに同じ、異教異種の徒が騷擾するをいふ。諾尊は此亂を鎮め、且は冉尊のために善後の策を講ずるため、戦後祓禊の大典を舉行し、伴造國造を會するに然るべき地を擇み、阿波豊後は偏狹なれば、筑紫に定めて再び彼地に往給へり。

當時の伴造國造の中に、筑紫の渡津見、吾田の山津見、此二國は出雲に次く大族なりと、後に瓊瓊杵尊以來三四代の後家なるにて知らるゝ、後に詳述すべし、上古の歴史に最も關係の大なる國なり。殊に筑紫は筑後の八女を本國とし、娜津(博多)の新羅交通を監督し、處々に兼領地も多く、向津の韓地にも殖民地を有したらん、故を以て出雲の異變を鎮服するには此地と定められたるなり。橘の小門は日向とあるに、より、是までは日向の宮崎那珂兩郡の交に橘郷小戸川の邊に檜原とて沙原あるを以て、其所といふ説もあれど、筑紫の娜縣を是とす、博多は住吉社の舊域にて、前の志賀島に渡津見社あり、東の糟屋郡香椎の南に立花山あり、後に大友の族が立花氏を稱じたる處にて、其西に青木村を存ず、昔は此邊まで入海なりしに、元寇の防禦にて地形かはれり、續古今集卜部兼直が歌に、西の海檜が原の潮路より、洗はれ出し住吉の神と人口に膾炙するは此住吉社をいふ。檜原の祓禊にて底津少童、中津少童、上津少童三神、底筒男、中筒男、上筒男三神生れたりとは、大渡津見神の外に又海神と住吉神とを増加し、重複する様なれど、部民には必ず土地の附と同じく、神社にも必ず土地の附ことを理會しなば、此大典の賞として特に神領を増與されたるとなるを

知ららん。

○第十九節 出雲と新羅との關係。

憶原にて祓禊の大典に、伴造國造の會したる前に於て、諾尊玉を執りて誓を行ひ、三貴子を三土の主に定め給へり、三土の事は既に第九節に述べたり。是も上文を承けて三貴子を生とあるにより昔より疑義あり、釋日本紀に、先儒私記云、一書并古事記之文者非伊弉冉尊所生也、但昔共爲夫婦、縱素戔嗚尊非所生猶爲子、因本約假云欲從母耳、其實非母明矣、是難會文也、とまじめに三貴子は諾尊の冉尊と絶妻の後に生給ひたる御子と思ひたるは笑止なり、如何に神なればとて男子の婉身するとのあるべき、八洲以下に生とかきたるを眞の産生と解すれば、遂に此の如き謬解に陥りて難會文となり畢るなり。素戔嗚尊が伊弉冉尊を妣といひ、天照太神を姉といひ給ふを見れば、共に諾冉二尊の眞子なると明かなり、然し此に生とあるは定むるの義と見るべし。

書紀の本文は火神以下祓禊までの事を削り、直に諾冉二尊共議して天下の主者を生んと、日神大日靈貴、月神月讀尊を生む、並に光華明彩、故に授るに天上の事を以てす、次に蛭見を生む、云、次に素戔嗚尊を生む、勇悍安忍にして宇宙に君臨すべからずとて、遠く根國に適とて之を逐ひと記せり。是も諾尊の絶妻後に子を生むを嫌ひたるなり、斯くては當時の事掩はれて釋ぬべからず。又第三の一書に前述の火神黃泉軍祓禊の事を詳記し、三子に勅任し、天照大神は高天原を治すべし、月讀尊は滄海原潮の八百重を治すべし、素戔嗚尊は天下を治すべし、と宣ふ、是時素戔嗚尊年已長、復八握鬚髯を生たり、天下を治めず常に啼泣、悲恨く、諾尊何故にと問へば、對へて吾は母に根國に従はんと欲すとのたまふ、諾尊悪んで情の任に行とて逐ひきとあり。記には、月讀命に夜之食國を、須佐之男命に海原を知すに作りて、僕者欲罷妣國根之堅洲國、故哭と申給ふにより、大神大忿りて此國に住すべからずとて逐ひたまひきとあり。斯くまぢくの傳へなるは、海原は新羅なるとの早く晦くなりたるによる、是までの解者は根國を出雲とし、堅洲とは傍の洲など、解し、三韓の本國なるを知らず、堅洲とは新

羅は韓の東海岸にて、金城の港より北は元山まで山巖海より仄ちたるを以て、堅洲國といひたるなり、故に余は第三の一書を事實なりと信ず、其説をいはん。

古代に神の和魂荒魂を別ちて鏡と劍とを表するとは已に第十二節に略述したるが如し、伊弉諾尊の時は劍矛を以て荒魂を祝ふべき騒亂の世なり、故に天照大神の和徳を喜びて天事を授け、而して素戔嗚尊の勇悍強忍なるを以て天下を治らせ、國內を征服せんとの勅旨なるべし。思ふに是まで耦神を立たるは、自然と祭政を分ちて、女主は神慮を和らけ、男主は人事を斷ずるの意を寓し、必ずしも夫婦に非ざるとは後の菟狹彥菟狹媛兄妹にて證さるゝ、天照大神と素戔嗚尊とに天上天下を分ち治すの命も亦其意なるべし。然るに出雲の變故は事情の許さぬとありて、勇悍の素戔嗚尊に似ず、これを兎角と否み給ふにより、終に忿り其情願に任せて新良貴に往かしめ、日本を支配するを絶給へるなり、是を以て御子の大國主命は國々を造る功を立て、其地を避け大和に徙りたるは此約あるに由る、國史に於て眼目の事なるに、書紀の正文には夫もみな削りたるは拘はれりと謂べし。是より素戔嗚尊は根國に就給ひ、御子は日嗣に定りたりと雖も、耦神の例は諾冉二尊の絶妻

までに終りて、復、獨神にて、主權を執るとになりたり。爾後に皇后政を攝し、或は英明の太子ありながら女帝を立るとの行はれたるは、猶耦神の遺風なり、思ふに畏こきあたりには或る點に耦神の必要なると思はるゝ。

前節に於て火神の變が八雷神の黄泉軍となりて絶妻に終り此に至りて又素戔嗚尊が天下を治すとを否み、父尊の忿りをも省みず専ら妣國の新羅國に就を望まれしはかたぐ、大なる疑問なり。思ふに韓の辰種族が倭人と大同小異なるとは言語風俗の一ならざるにて知らるゝ、而して此以前より倭種は素戔嗚尊に拓殖し、また辰種も日本に拓殖したるべし、因て諾冉二尊及び諸神は兩地を混同して一となさんと淡路の遺合約ミト、マコトもあり、又諾尊の素戔嗚尊へ天下を治すの勅もありたるならん。然れども韓地は已に三韓に分れ、中にも馬韓は頗る大に、やがて箕準の亂より半ば分れて之に附たる等の歴史を按ずれば、後に詳述す、蓋し韓人が混同を好まず、出雲の兼轄地たるを便とするにより、彼八雷神の變も起りたるには非ざる歟。さりとして其情願に任すれば日本の統一を失ひ、或は韓より内地を分領する繩れを開く、因て諾尊の果斷にて素戔嗚尊を只新羅の君となし、本國の出雲まで新羅より

主權を行ふとを拒絶し、是にて判然たる三土聯合の治に定まりたる所にて、後に大國主命の版土を返したるも此契約によると見るなり。此は史學に於て殊に研究すべき要項とす、若し初めの勅旨行はるゝならば、韓半島は猶筑紫島に鄰國吾田國伊都等の國縣を分ちながら高天原に統轄されたる如く、歴代の稜威を北方に伸べて、濊貊沃沮等も循服するに至りたらんに、事行はれず遂に却て夫餘より侵蝕さるゝに至りしは甚だ恨むべき事にてありぬ。

斯くて伊奘諾尊は神功を畢りて淡路の幽宮に長く隠れ給へり、津名郡伊佐奈伎神社是なり、記には淡海之多賀とある、犬上郡多賀神社なり、是を日之少宮といふ、因て兩地を往來して幽宮とし給へりとの説あれど、淡路淡海一は誤りあらん、凡そ著名の古蹟は往々に兩所ありて互に是非を争ふものなり、必要なきは辨を省きて可なり。

第六章 素戔嗚尊の上京。

○第二十節 天照大神素戔嗚尊誓約にて日嗣

を定む。

素戔嗚尊は既に根國の主に定まり、出雲より兵を率ゐて、告別のために天照大神へ參觀し、忍穗耳尊を日嗣に定め、遂に國に赴き給ひぬ、此始末は國史に最も眼目の事なるを以て、是よりこれを述べべし。

古史の文段に抄略を要する説明のために先づ譬へを引かん、余嘗て和學講談所出版の群書類従は六百冊を超たる大部なるが、よくも購讀者ありて損失に歸せざるとの不審を懷き、或人に話せしに、其人の答へに彼書は和歌の部にて半はをしむ、其比は歌の流行盛んにして、多くの歌人に購買されたりといへり。然るに今は史學流行し、經濟雜誌會社にて群書類従を豫約印刷する再度に及ひしが、和歌の部を不用といふ人のみなりしとまでは斷言し得ざれど、彼部のみ小活字に印刷し縮め

日本古代史講義 第六章 素戔嗚尊の上京 第二十節 天照大神素戔嗚尊誓約にて日嗣を定む

たるは入用の少きを表したり。川僅か百年に足らぬ間に學者の好尚が此の如く變れるは是華實の辨なり、余は前章に古代の遺物は一句一器も深く玩索すべしと言ながら、此に至りて抄略を要ずと言は他にあらず、華にして實なきを抄しざるは、亦史學に必要な事なればなり、偕此に其例を示さん。

素戔嗚尊上京の一段を古事記にかく記したり、曰く、於是速須佐之男命言、然者請天照大御神將罷乃參上天時、山川悉動、國土皆震、天照大御神聞驚而詔、我那勢命之上來、由者必不善心、欲奪我國耳、即解御髮、纏御みづら統而乃於左右御みづら、亦於御鬘、亦於左右御手、各纏持八尺勾璣之五百津之みすまる統之珠而、そびらに者負千入之鞞、附五百入之鞞、亦所取佩、いつ之竹鞞而、弓腹振立而、堅庭者於向股踏ならし、如沫雪蹶散而、いつ之男建、踏建而待問、何故上來。爾速須佐之男命答曰、僕者無邪心、唯大御神之命以問、賜僕之哭いさち泣る之事故、白つらく、僕欲往、妣國以哭、爾大御神詔、汝者不可在此國、而神逐やらひやらひ賜、故以爲請、將罷往之狀參上耳、無異心。この文段は書紀の正文にも筆を盡して敘し、猶五十餘字も多し、然し中一段こそ前にいひたる群書類從和歌の部に齊しき華

文なり、只形容にて古き語調を其まゝに記したれば、諄詞宣命センメイなどを書く國文學者は繰返し々々玩味したるならんも、史學の事實としては、當時高貴の男裝女裝及び武装を徵するに止まる。夫も勾玉の統は左右の手に纏ふものなる歟、箭は大鞞に小鞞を附て負ものなる歟、殊に千入に五百入の箭は後世の二十五指サしに六十倍す、連も一人の力に應ずべからず、是みな辭を飾るに騁せて實を失ふたるなり。諄辭宣命文は大抵此類にて華あり實なきと多し、日本人の稟性は荆楚人に似たるを認む、古史を考ふるは楚辭を讀むが如く、百餘言の文字も其實を收むれば幾許もなきを憾むるにぞ。

抽象に筆力を用ふるは文人の喜ぶ所なれど、史學にはさまで効なし、史記の項羽紀に睢水の大戦を記して、大風揚沙石、窈冥晝晦とかき、後漢の光武紀に昆陽の大戦を記して、會大雷風、屋瓦皆飛とかきたるは、大風にて劇戦を抽象したるなれど、其日の氣象を知にすぎず。前舉の文に山川悉動、國土皆震の二句は全く抽象のみにて何の由なるやを知らず、書紀には下に此則神性雄健使ツク之然也と記者の點醒を加へ、神の氣性が顯象に變を起したるといふなしたれど、歴史として見れば素戔嗚尊

出雲より兵を随へて上京あるとの聞へに因て、京師震駭といふべき有様の形容ならんとは、下の天照大神の武裝によつて之を推知さる。古代の傳記は一句も貴重なれど、事實を捨てあらぬ處に抽象の語をつらね、事實を雲霧の中に入るゝと多くは此類なり。故に此文を解するには冗句を抄し去れば却て事の簡明を覺ゆ、紀の一書にこれを記して、素戔嗚尊將昇天時、有一神號羽明玉、奉迎而進、入坂瓊之曲玉、故素戔嗚尊持其瓊玉、而到天上。是時天照大神疑弟有惡心、起兵詰問、素戔嗚尊對曰、吾所以來者、實欲與姉相見、亦欲獻珍寶、八坂瓊曲玉耳、不敢別有他意也とあり、記紀に比すれば三分一の字數なれど、事實はこれに盡せり、其上に八尺勾瓊の出處を録したるは此一書あるのみ。但起兵詰問の原由は猶晦し、素戔嗚尊の上天より出雲へ放歸まで、最も主要の事は兵を擁じて京を駭かしたると、勾玉の由來とにあり、天照大神武裝の形容は長文に録するほどの要はなし、史學に於て此文の效を強ていはし、日本人の性質が上古より詩歌の想に富み、何事も直寫直叙するに短にして、側面より抽象するを好むとの一徴となすに足る。此性質は日本人の學藝にも、事業にも古往今來固着したるを見る、是も人種より來る稟賦なるにや、是だけは注意して研究しおくべき事とす。

古史を抄略する大意を述べたれば、是より後は抄略して擧るべし。

斯くて天照大神、然らば汝の心清きを何にて明さんやと宣へば、對へて曰く各誓約をなして子を生べし、若し生たる子の女ならば濁心ありとし、男ならば清心ありとおぼせとて、眞名井に向ひ相對し、大神まづ素戔嗚尊の劍を乞取りて誓ひ給へば、之に應じて、田心姫、湍津姫、市杵島姫の三女生れたり、尊また大神の勾玉を乞取りて誓ひ給へば、忍穗耳尊、天穗日命、天津彦根命、活津彦根命、熊野樟日命の五男これに應じて生れたり。宇氣毘ウケヒてふ古語は誓とも詛とも譯す、神に禱るとなるべし、此時の宇氣毘式は、劍を執ては三折の狀をなし、玉統を執ては搖憂ユラナラし、並に齟然咀嚼ソカンニカムて吹棄る狹霧の中に生むとある、かくして禱りの應が神前にある男女子の名籤に顯はるゝにてあるべし、諾尊筑紫の被禊に玉を執て三貴子を生給へると同じく、宇氣毘の中にも重き式と思はる。

天照大神の勅に、其物の根を原ぬれば、玉は吾物なる故に五男は吾兒なりとて養子に定め、劍は汝物なる故に三女は汝兒とせよとてこれを授け給ひ、此眞名井の誓約によりて忍穗耳尊は日嗣に定まり、餘子は畿内中國等の藩屏となり、三女は筑紫の宗形部を領じます。手を分けて國縣を開かれたり。思ふに此時忍穗耳尊は尙幼少にて新羅に在せし様なり、此後に素戔嗚尊も吾兒と言給へるとあれば、此尊の眞の子におはすにや定かならず、前に生とあるは例の譬喩にて神に聽て定むると、換言すれば神前の會議にて推選するとなり。

○第廿一節 素戔嗚尊の洛中狼藉。

其後素戔嗚尊は誓約に勝て驕心を生じ、部下の檢束緩かせになりて種々の天津罪を犯し、天照大神の震怒に觸れて人望を失ひ、出雲へ逐歸され給ふ一段には神道

に於て甚だ重要な傳記あれど、史學に於ては頗る不急に屬すれば、抄略す。但し古宗教の習俗が社會に染みて近き比まで存じ、今とても儘有る事の原因あれば、少しは知あかざるべからず、是まで迷信的のとして學者は解釋を省く様なれば、聊か其説を試みん。

天津罪とは神に對する罪過なり、故に犯狀は細小の事の様なるも、信向の熱度に膨脹するに因て重大の幻影を認められ、深酷なる罪科に處せらるゝは宗教罪の常とす。素戔嗚尊の天津罪を言語道斷の行狀に記しあれど、平淡に審按すればさほどの事とは思はれず、先づ大同小異なる紀記及び一書に参照するに三個條に分たる。其一は神田の妨害なり、此に紀の一書を擧ぐ、

日神之田有三處焉、號曰天安田、天平田、天邑并田、此皆良田、雖經霖旱、無所損傷。素戔嗚尊之田亦有三處、號曰天穢田、天川依田、天口銳田、此皆礪地、雨則流之、旱則焦之。故素戔嗚尊妬害姉田、春則廢渠槽、及埋溝、毀畔、又重播種子、秋則插籤、伏馬。

此中に六條の罪科あり、一は廢槽なり、古語拾遺には中臣祓の文に據て八條の天罪を數へ、放樋に作り、古語斐波那知と注せり、田にかくる水道の樋を取除くるをいふ。

二は埋溝なり、同書に古語美曾宇女と注せり。三は毀畔なり、同しく阿波那知と注せり。四は重播なり、同しく志伎麻伎と注す、他人の種をまいたる田に又畝を重ねて播くをいふ。五は挿籤なり、同書に刺串に作り、久志佐志と注し、又耕種之節竊往其田、刺串相争と注せり、釋紀に、私記曰、以籤刺立田中、爲咒詛之詞、謂之挿籤、若有強稱其田者、身遂滅亡、今世若有彼此相争之田者、挿籤、是其遺法也とあれば、中古まで猶行はれたる咒詛法なり。六は伏馬なり、紀の正文には放天斑駒使伏田中とあり、中臣祓の天罪八條の外なり、ふせむままと讀む馬を放つて田を荒すとなるべし。一書にまた秋穀已成、則亘以絡繩の條あり、釋紀に、私記曰、至秋時、即以絡繩引亘御田、曰是我田也、見其實既就、有可欲意、必引亘絡繩者、欲爲其分境之畔也と解す、亦八條の外なり、「あせなは」といふべきか。是を天津罪と數ふるは、尋常の田野妨害にあらで、神の御田に對したる犯罪なる故に重し、御田は神田と同じ、地名などにまゝ残り、或は三田にも作る、御田は社領と別なり、其神の嘗祭、若しくは神供を備ふる田なる故に、御田を妨害するは神を侮辱するに同じ、因て天つ罪科とはいふなり。此の如き田地の在る處には、揭示傍示杭のありても、通行するさへ犯罪の恐れあるに、文字の起ら

ぬ世に於て界を交へたる地主は隨分と面働の多かりしなるべし。

其二は新嘗宮を汚したるなり、紀の正文には復見天照大神嘗新嘗時、陰放屎於新宮とあり、記には尿まり散しとある、一書には於新宮御席之下、陰自送糞、日神不知、徑坐席上とまで甚だしく書たるもあり。是を中臣祓の詞に尿戸とし、八天罪の一に數へたるを、古語拾遺に嘗新嘗之時、以糞塗戸と注したるは誤解なり、戸とは放の假名を戸と書たるなり。此の如き所行は平常にても憎むべき惡戯なり、まして新嘗の大祭に於てするは言語に斷たる事とす、紀の正文に復見といひ、陰にといひ、故意に爲したる様に記しあれど、果して然るにや不審なり。余は推諒するに出雲人多く京師に入込みて法になれざるが上に放縱にして、新嘗宮の界内に放尿したるものあるを、平生の鹿暴を嫉みて、主者より斯く大きく告られたるならん。

其三は神衣の織殿を穢したるなり、紀の正文には又見天照大神方織神衣、居齋服殿、則剝天斑駒、穿殿豐而投納、是時天照大神驚動、以梭傷身とあり、記には天照大御神坐忌服屋而令織神御服之時、穿其服屋之頂、逆剝天斑馬剝而所墮入時、天衣織女見驚而於梭衝陰上而死とあり、一書には生剝斑駒、納其殿内ともあり、是を生剝逆剝とし

て、天罪の二科に數へたり。此事は最も疑はし、馬を生剝し逆剝するは殘忍非道の賤事なり、かゝる所行を罪科に數へたらば幾百條にもなるべし、且假屋にもせよ、其棟を毀して、皮を剝たる馬を持上りて、投入るゝまで、其下に居る人は知ずして、大事の神衣へ木屑塵埃の散るまゝに織を止めざるとは斷じてあるべからず。思ふに齋服殿として廣き圍ひ内の或る小屋に、兵士ともが疲馬を生剝して隠したるを發見し、觸穢の騒きとなりたる程の事なるべし。

三條ともに素戔嗚尊の自身になし給ひたる事に非ざるは無論なり、又親ら命令して爲さしめたる事にも非ざるべし、多くの兵を隨へて長く滯京すれば、血氣の壯年者が暴動をなして罰金科料を要求さるゝ事はでき易き故に、主者に於て厚く之を警戒すべきに、此時は勝にほこりて緩かせになり、其後の處分も等閑なりしに因て此に至りしなり。因て余はこれを出雲兵の洛中狼藉といふ、源平盛衰記などに、壽永の亂に源義仲源義經の洛中狼藉を記し、繪本などには市店を掠奪し婦女を強姦する等の狀を描けど、實は亂妨狼藉とは、權勢につのりて田地の界を越えて之を占領し、不法の課役をあて、收穫を横奪し、社寺の境内に屯駐し、或は禁止の處に馬

を乗入るなどをいふなり。源義經は祇園社より訴へられて其狼藉を停止したり、(其文史徵墨寶に出づ)新田義貞は播磨斑鳩寺領を侵して誤證文を出せり、菊池武時は探題館に打入らんとて香椎宮の境内にて敵三人を斬り、其神罰にて討死せりと云、みな此に類する事なり。然るを斯くまで書るゝに至りたるは、素戔嗚尊の手足となる人が怠慢なるによると謂ざるを得ず、後に拔手足之爪贖之とある、即ち出雲の重臣を罪科に處したるの喩へなるべし。

是に於て天照大神愠つて石窟に入り幽居し給ふ、諸神會議し岩戸の前に神樂を奏して祈禱し、因て神慮を安んじ、大神もとの如く出て、世を知らすとなりぬ。此事は神道に於ては重要な典にて、之に與りたる諸貴族の家記に思ひくゝの傳への存じたるを博採したると覺えて、敷衍にすぎたる文も少からず、されど是は宗教的に、史學に於てはさして必要の事に非ざれば、強て穿鑿し論究するに及ばずとして略す。斯くて諸神の會議にて、素戔嗚尊には千座チザの置戸オキドを科して國に逐降すとある、此は少しく論究を要するとなり。天津罪の結落はいづれ科料なれど、千座とは千の字に泥まざるとも、多くの倉に課物を徵するとなるべし、其は出雲領より

徴するに止まらず、必ず新羅よりも徴するならん、敬神の裏面には被除の料を促徴し、屬地に對しては過重の賦課を加ふ、是みな政術の經驗少き時代にはえてなす事にて、日本の韓地を失ふたる事由の一は此にあり、察しおかざるべからず。

○第廿二節 三種神器の由來。

天皇の御璽として常に御身を離し給はぬ三種の神器と申すは、鏡と玉と劍とにて、其由緒はみな此時より起りたり。

鏡は、前條磐戸の前の神樂に眞賢木マサカキに神體として懸たる八咫鏡なり、其時石凝姥命イソノメノミコトに科し鏡造部の天糠戸に造らせしに、初めのは少しく肖ず、因て紀の日前神社ヒメノコトの神體となし、後に成たるを用ゐたり、是が伊勢内宮の神體にて、皇居の内侍所に齋き奉るは其寫しなり。

玉は八尺瓊之勾玉なり、前に見ゆ、是を神樂の賢木の下枝に懸たり、因て是も同時に玉造部に作らせたりといへど、是傳説のまち／＼なる一にて、其以前眞名井の誓

に素戔嗚尊の振搖し給へるは此玉なるべし、此尊の獻りたる物といふ一書の説が是なるべし。

劍は天叢雲劍なり、劍は荒魂を表するものなれば賢木には懸ざりし、眞名井の誓に天照大神の取給へるは必ず此劍なるべし、紀記の文は生むといふ字にひかれ、記事の序を失ふて其事由を晦くなせり、因て此に余の信ずる傳説を抄舉せん。紀の一書に、素戔嗚尊帥其子五十猛神イソツマシケノカミ、降到於新羅國、居曾戸茂梨牛頭之處、乃興言曰、此地吾不欲居、遂乘舟東渡、到出雲國簸川上所在、鳥上峯之時、彼處有吞人大蛇云云とあり、古傳記は一事一事を散録して年代順序に注意なき故に其心して見ざるべからず、是は此尊の稚き時の事にて、其時婚して五十猛命を設け給ひし比と覺ゆ、帥といふは當らず。鳥上峯は出雲風土記に、仁多郡鳥上山伯耆與出雲之境と見えて、簸川の源は此山より出る、竹崎村より上る高さ三千餘尺、此州第一の高山なり、西溪は出雲の斐伊川となり、東溪は伯耆の日野川となる、並に簸の川なり。

偕大蛇退治の事は紀記を略舉せんに、素戔嗚尊簸川上に到れば國神大

山津見の子脚摩乳^{フシナツチ}、手摩乳、夫妻が數人の女を高志の八岐蛇に奪はれて、少女稻田姫を餘すに、是も亦奪はれんとする由を愁訴しければ、素戔嗚尊その夫妻をして八槽の酒を用意して八岐蛇を饗させ、親ら櫛を鬢にさして女装し、其酔伏するを待て盡く之を斬殺し給ひしに、尾に至りて劔刃少し缺たり、割て見れば一劔あり、是が即ち天叢雲劔といふ名劔なり、因て其劔を天照大神に獻し給へりとあり。童女に假裝する程なれば遅くも丁年の比にて、八握鬚髯の生ぜぬ以前なり、其劔を昇天告別の時に佩^ひき、眞名井の誓にて其まゝ天照大神に獻したる追記なるに、文理を失ひたると見るなり、此事は前後に關係多ければ辨じおくべし。

八岐蛇は無論譬喩なり、此事神武天皇の八十梟帥を誅し、日本武尊の熊襲梟帥を誅せられしと同じ例にて、當時は宴會に於て饒勇の者を斬斃すを武勇の名譽となしたりき。尾に至り刃缺るとは最後の一人が防鬪の強かりしにて、其者の佩たる

が天叢雲劔にてありしなり。脚摩乳手摩乳は大山津見の一族にて、八岐蛇は高志人なれば、當時簸川の谿谷は高志人より占領され、簸川の下流なる國造の力弱くして、毎々采女を要求さるゝに至りたるを、素戔嗚尊これを援けて高志人の酋長を誅夷し、雲伯の地を鎮定し給へる武烈とす。余は因て第十七節に火神を生みて再尊の神避りは此亂をいふ歟と疑を存じおきたり、素戔嗚尊の武名は是にて世に隠れなかりしにより、諸尊は以て天照大神と耦ひ天下を治めしめんと思食したるなり、事の顛末は此の如くに考定せざるべからず。

素戔嗚尊既に八岐蛇を誅じ出雲の清^{きよ}に宮を造り、稻田姫と婚し其時に八雲起^{クモ}出雲八重垣妻籠に八重垣造る其八重垣をと詠じ給へり是を三十一字の和歌の始めとす。稻田姫の腹に大己貴命を生みて出雲の所領を嗣ぐ是を後の大三輪君の祖とす是も筑紫祓除前の出雲ならされば年序狂ふなり。清の宮は出雲風土記に大原郡御室山須佐乃乎神御室令造給所宿故云御室と見え又須我山も見ゆれど其故址とても存せず釋紀の私記には飯石郡有稱清地今指杵築邊號須賀郡今俗也ともありて早くより其所を失ひたり。

簸川上を一書に安藝國可愛川上に作る地理を按ずるに鳥上峯は雲伯の交にて其山脊は東西に亘りて南は藝備の山谿をなす其水は西北に流れて雲の斐伊川となる最も短し東北に流れて日野川となる源委十七里に及ぶ兩川の流るゝ野は固り高志人の占地にはあらず山南は備後の奴可惠蘇郡にて諸溪西流して三次郡に鍾り安藝の高田郡の水と合ふて石見に落るを江の川といふ即ち可愛川上なり惠蘇は蝦夷に同じ此が高志人の本部にてはなき歟。備後の奴可三上惠蘇甲奴三谷三次藝の高田石の邑智この八郡は八谷をなし簸川上及び可愛川上に當る八歧蛇は此八谷を分占したる酋長に喩へたるなるべし。此谿谷には銀銅鐵等の鑛脈を伏す石州鐵は其脈にかゝる天叢雲劍は其鐵にて鍛ひたる名劍なるべし江の川は源委五十餘里舟は二十里の處まで往來す俗に土佐太郎江次郎の稱あり中國第一の大川なり下流は固り高志人の占據地にあらず三川の谿に素戔嗚尊五十猛命の古蹟多し當時經營の勞を想はるゝ然し山中に高志人の占據は後までも猶存ぜり此時酋長を殺し其勢力を挫かれたるにて其民全く散したるには非すと知べし。素戔嗚尊は昇天より歸りやがて新羅國に就給へり是より新羅の古史にわたり

て講述すべし。

第七章 韓閩の上古。

○第廿三節 新羅の上古。

素戔嗚尊は新羅國の君なるに因り新羅大明神と崇めたり、新羅は半島地なれば大陸地の波動を直接に受るを以て、韓史は必ず漢史と對較して觀ざるべからず、兩史と國史と參照するには、首に年代を相當の位置に排序する必要を生ず、國史の紀年は信ずるに足らず、眞の年代を考定せざるべからず、是國史學の一大難題にて、紀年排斥論の已を得ざる所以なり。近比余は仲哀帝崩し應神帝誕生の年は、新羅の訖解尼師今卅七年、百濟の肖古王元年丙午にて、東晉の穆帝永和二年、耶蘇紀元三百四十六年なる證を考定し得て、此を起點となし、國史事跡を精究し、并せて天皇治世の平均率にて逆推し、神武帝誕生は漢の宣帝神爵年中、紀元前六十年の比と定めたり。然れば瓊杵尊の降誕は是より八十年許以前にて武帝の初めに當り、素戔嗚尊は文帝と同時に、伊奘諾尊は高祖と同時に、紀元前二百年比に當る。

此の如く考定したる理由は後に委しく説くべし、但神武帝以前の三世を是まで神代と稱へ、毎世何萬年といふ妄説は取に足らねど、古事記にも彦火々出見尊は高千穗宮に坐す伍佰捌拾歳とあるに、三世間を僅に八十餘年と定めたる理由を簡短に述べん。

一世の年差は壽命の長短に關係するものに非ず、嗣子の生るゝ早晚に定まるものなるを以て、婚姻早晚の風如何んにあり、其は世に長壽の人は玄孫の成人を見る例まゝあるにて考へ當るべし。日本の貴人は古代より早婚の風あるを認む、素戔嗚尊の五十猛命を擧たるも未丁年なり、瓊々杵尊の西降も必ず成童の比にて第二子彦火々出見尊を生給へるを丁年後として、其差を二十年とす、彦火々出見尊は稍晩婚として、其差を三十年とす、鷓鴣草葺不合尊は姨の玉依姬より少くも十二三歳の年少なるべきに、神武帝は其腹の末子にましませば、玉依姬四十四五歳の婉身とするも、葺不合尊とは、三十年許の差にすぎず、合せて八十年の大數には定めたり。紀記に帝王の長壽を記したるは人倫の通理を失へり、固り信ずるに足らず、縦し彦火々出見尊五百歳にて葺不合尊を生とするも、末孫の神武帝大和に即位後まで猶

存じ給ふ壽となる。若し又三十歳比の婚とすれば仁徳帝の時まで高千穂宮に坐すべし、數理の闇き世の造説は論關する力もなし。

伊奘諾尊の時代は支那大陸に秦楚競争の最中なるを知れば、八洲循服以來、聯合各土の經營に於て其勤勞のほどを想望さるゝ中にも韓半島は伊奘冉尊の兼領國にて、兩産靈及び渡津見諸族よりも殖民地を有したると、略は古史に徴あれど、新羅の歴史は漢初まで全く闇黒なり。史記の朝鮮列傳に、武帝の時に朝鮮王が眞番旁衆國、欲上書見天子、又擁闕不通との文あり、漢書には眞番辰國に改め、又地理志に燕地を叙して、北隙烏丸、夫餘、東賈、眞番之利とあり、之利は斯盧、新良の訛音にて、即ち辰國なり、是が新羅の漢史に見えたる始めにて、周代燕國の時より既に之利國あり、即ち出雲より冉尊の兼領し給ひし海原の妣國に當る。眞番は其北西に界を交へ、今の江原道の西部より黃海道の東部に及び、貉人種の國とす、新羅は其蔭に阻てられたるを以て、漢に交通する路を壅壓され、史記の時代までは倭と共に彼地志にも猶闇黒にてありき。今や書紀紀年の雲霧を霽らして、漢書の辰國の微光を尋ね、上代に於て列聖の勤勞の績を釋ぬるを得る、私心甚だ愉快に堪へず。

支那周末に七國の分裂を一方より觀れば、人種の競争にして、燕國は山戎胡貊の集合體なり、韓の北部は貊種に屬す、殷の王族箕子が封せられたる朝鮮は遼東地方なりしに、後に東胡山戎より逐れて韓地に入り、王險城(平壤)に據りて朝鮮侯と稱す、其南は眞番濊の兩國にて、江原道を分占して辰國と界を分ち、並に燕に屬したり。七國の末には燕より將郭開を遼東の番汗に置き、朝鮮眞番へ國宰を差派し、鄣塞を築きて守りたれば、辰國沃沮、咸鏡道は其蔭に阻てられ、直接に波動を受ざれど、方に支那の大亂なれば、其動搖は必ず日本にも及びたらん、沃沮の對岸なる越洲より高志人蝦夷人の侵入したるは其因に起るとなるべし。

韓半島に馬韓辰韓卞韓の三韓分れたるは、蓋し周代よりの事にして、其風俗は小異あれど大同にて、皆辰人種なり、因て新良貴より統轄して辰國と稱じ、即ち伊奘冉尊以前より出雲の兼攝地となし、筑紫の娜津よりも親密に相往來したるべし。三韓の中にも馬韓の地域最大に、南は全羅道より半島の西部を占め、北は黃海道に及びたらん、其各小國を馬韓と稱ずるは、乾馬國の乾馬渚(後に金馬)を首府としたるに因るとの説是なるべし。馬韓の地は支那に向ひ、北境は朝鮮に直接し、陸路海路の

兩便あり、故に燕國滅びて朝鮮に變動を生ずるに及んで、其亂は先づ馬韓に及びて、辰國の統一に破綻を生じたるは漢の初めに於て、伊奘冉尊の世に當る、是余が前章に火神迦具突智及び八雷神の一條を新羅に關係する事にてはなき歟と疑へる所以なり。

○第廿四節 伊奘冉尊の新羅。

秦始皇が六國を滅ぼして支那を一統したるより、秦楚の大競争を生じて、漢の一統となるまで、其時代を比較すれば伊奘冉尊の時に當れり、或は是より少し早きかとも思はるゝ。されば秦の一統についての波動は、必ず新羅より日本までも及びたらんと推想すれど、傳記の存する所にはさしたる事もなし、但二三件の少し尋釋すべきとあり。

其一は史記の始皇本紀に、二十九年(前二百十八年)齊人徐市(一に徐福)を遣はし、童男女數千人を發して、海に入て仙人を求めしむとあるを以て、其行衛は日本に來り

たり、或は韓に移住したるならんと、紛々の説あることなり。此説に就てや、釋ぬべきは、徐福は熊野に來住せりとの説とす、後龜山帝の時に禪僧絶海明に遊び、大祖より武英殿に謁見を賜ひし時に、其事を七言絶句に賦して答へ、大祖の次韻あり、頗る世に稱ふる故事なれど、徐福が熊野に遷住したる確徴はなし。熊野の地名は出雲の熊野に紛れ多し、出雲の熊野神社は彼州第一の古社なり、紀の熊野は其緣由より名を得、而して熊てふ語は新羅に熊成(一に熊川)などありて、元は彼地より取たるが如し、されば徐福も初め秦韓に移り、遂に出雲に殖民し、紀伊にも往たらんと考へ合する由縁もあれど、畢竟は無根の説話なり。

肥前佐嘉郡の金立神社(キンリ)は式外の古社なり、徐福を祠ると云、相傳ふ徐福は寺井津より上岸して此山に住せりと、今に郡中の諸村旱魃に逢へば、雨を禱りて神輿を寺井津の浮盃に遷す、猶雨ふらざれば海上の沖、島に遷す、これを金立社の沖降臨といふて郡の盛祭とす、座主は雲上寺(ウシノ)といふ眞言宗なり、口碑甚だ疎漫なり、亦寺僧の造説ならん。其麓を熊山といひ、金比羅權現を祭り、金立社を三社權現といふ、權現は垂跡説流行後の附會なれど、熊山より金立山に登る路傍に鬼の巖屋とて穴居の石

窟あり、附近の千布川^{チフ}久保の山原に無數の石窟を存じ、山中に入れば又石窟多し、是より無津呂を越えて筑前怡土郡に出る、是新羅の天日槍^{ホコ}が開きし伊都縣なれば、徐福に縁なしとせざれど、亦南留別志の説なり。

徐福の事は世俗に談ずる者多きを以て猶少しく贅辨しおかん。抑此事は前に陳する如く史記秦始皇本紀の數句に起原したる談なり、同書の封禪書は人の餘り讀まぬ文なるが、又其事を記して、使人乃齋童男女入海求之、船交海中、皆以風爲解、曰未能至、望見之焉とある。船交海中といへば數多の船を續々發遣したる大騒ぎにて、皆以風爲解とあれば、其船が歸りて皆風順の悪きを申譯となしたるなり、徐市も皆の一人なるべし、童男女數千を載たる船一組が歸らざりしといふことは看出れず。又其次に明年始皇復遊海上とあり、後三年遊碣石、考入海方士とある、徐市が歸らぬといふこと更になし、漢書の郊祀志も同文なり、後漢書の東夷傳に至り始めて傳説を載たるが此談の起りとす。其文に、會稽海外有東緄人、分爲二十餘國とある、まては漢書地理志に見ゆ、大方は臺灣をいふならん。次に又有夷洲及澶洲、傳言秦始皇遣方士徐福、市を福に作る、將童男女數千人入海求蓬萊神仙、不得、徐福畏、誅不敢

還、遂止此洲、世世相承、有數萬家、人民時至會稽市、會稽東冶州、縣人有入海行、遭風移至澶洲者、所在絕遠、不可往來とあり、此説を眞に信るとも固り倭國にあらざ、兩洲の方位は呂宋に當る、數萬家ある島にて絶遠往來す可らずとあれば、南洋群島に求むべし。徐福不還の談は漢代よりあることなれど、此の如く確説に非ず、よく考據すれば無替にて日本に來るといふも、新羅に至るといふも、皆空中の樓閣なり、但熊野の新羅に縁由あるとは一顧の價あれば此に贅辨を費しおく。

其二は後漢書に秦并六國、其淮泗夷皆散爲民戶とあり、散爲民戶とは、二千餘年來獨立したる人種の國が全く滅びて、民戶に編入されたとにて、貴族は多く亡命し他へ往たらん、韓は對岸なれば此にも移轉したらんとは、散の字と燕齊亡命人の例とにて推言するを得る、是も亦辰國に波動を被りたる一因とす。

其三は同書に辰韓耆老自言秦之亡人、避苦役、適韓國、馬韓割東界地、與之、其名國爲邦、馬爲弧、賊爲寇、行酒爲行解、相別爲徒、有似秦語、故或名之爲秦韓とあり、是は三四百年後の傳説にて少し相違の節あり、秦の苦役を避るといへば始皇の末年なり、其比の韓地は辰國の統轄なり、馬韓一統は箕準が馬韓に入たるより猶後世の事なるに、

秦末に及ぼすは違へり。辰韓は辰種の韓の義なる明けし、邦、弧、寇、行解徒の語も果して秦語なるや、或は淮泗夷の語なるやも知るべからず。應神帝の朝に百濟より歸化の秦氏を秦韓人ならんといふも泥めり、其時は秦を距ると六百餘年を経たるに、彼が秦始皇の後と稱ずるは豈に信ずるに足らんや、王者の系統ならざれば第二品種たるを得ざるを以て、出放題の帝王系圖を假冒して瞞著したるにすぎず、其例は近古まであるとなり。但し秦人の苦役を避て韓地に移りたるとは、前の淮泗夷と同じく其時代には必ずある事なるべし。

之を要するに、六國の國家組織壞れし後に、士民の失業者が居合のつくまでは、社會の擾亂甚しく、就中邊陲に變動を起すは、必然の事にて、匈奴の冒頓も此際に起れり、燕遼地方はいかて靜穩に過るを得んや。史漢の朝鮮傳を見るに、秦の燕を滅せし時は朝鮮を遼東の外徼に糜屬したり、是は朝鮮侯箕否の代にて、箕子の犯禁八條を守り、殺傷盜姦も少く、猶社會競争の緩漫なる未闢の曠土なりき。漢興る後は遠くして守り難しとして、復遼東の故塞を修繕して、沮水に至り、此を界となせり、沮水は鴨綠江なれど、江口の地形は少しく變れるが如し、盧縮を燕王となし、朝鮮を屬地

としたれど、士民の動搖はやがて盧縮の反罪を發して、匈奴に逃亡し、燕地復亂れぬ。其他齊趙の亡命者も夥多しく、燕人衛滿といふ者三國の亡命數千人を集合し、推髻夷服して東に走りて塞を出て、沮水を渡りて秦の故の空地に屯し、障塞を上下して勢力を集めしに、其時朝鮮は箕準の代となり、固り久しく社會の刺撃を受ざる國人なれば、いかでかゝる豪猾の亡命人を駕馭するに堪へん程なく、衛滿が詐術に陥りて王險を乗取られ、滿は此城に據て朝鮮と稱じ、眞番其他の諸國を役屬せり。箕準は餘衆數千人と共に海路より馬韓に攻入て馬韓王となる、其城墟は全羅道益山郡の龍華山上にありと即ち金馬渚の附近にて馬韓の首府なり、是より辰國の西北境は分離して馬韓となる。以上は漢惠帝の初めに於て、紀元前百九十二年、猶伊奘冉尊の時の事に當る、素戔嗚尊の強て妣國根の堅洲國に罷らんと、意中も推想さるゝ、韓地の形勢は是より一變せり。

○第廿五節 素戔嗚尊の新羅。

素戔嗚尊始め新羅に坐まして、此に居るを欲せずと給ひたる曾戸茂梨は牛頭の義なれば、後の江原道春川府の牛頭州に適當す、されど餘り眞番國に迫り、貊種の首府も此邊にありし様なれば、少し深入に似たり、或は眞番と要地を争ふて此山に駐割し給ひたるにや、猶研究すべき要點なり。日韓古史斷(吉田東伍氏)に其地海に隔りたるにより、牛頭州の東なる悉直國の大白山は、海に面して出雲と斜に相對す、東國輿地勝覽に新羅時爲北岳、祠在山頂、俗爲天王堂、本道及慶尙道傍邑人、春秋祀之、繫牛於神座前、狼狽不顧而走、曰顧之、神知不恭而罪之云云と、牛頭天王に緣由なしとせずと考證されたり、地圖上にては穩當に似たり。然し實地に於ては山野の形勢如何なるや、且進取と保守と利害を異にすれば、かゝる處には殊に深重の考へを以て判斷を下さざるべからず。

史漢の朝鮮傳に、孝惠高后の天下初めて定まるに會し、遼東太守は衛滿に外臣となりて、塞外の蠻夷を保護し、邊を盜むなからしめ、蠻夷の君長が天子に入見せんと欲するを禁止するを得ずと約を結び、以て上聞し、裁可せらる、故を以て衛滿は兵威と財物の富とを挾みて、旁の小邑を侵し、降し、眞番臨屯みな來り服屬し、方數千里を

有すとあり。臨屯は濊國なり、後漢の東夷傳に濊及沃沮、句驪、本皆朝鮮之地也、箕子教以禮義、田蠶、又置八條之教、其人終不相盜、無門戶之閉、婦人貞信、飲食以籩豆、四十餘世、至朝鮮侯準、云云とあれど、其は箕準衛滿以後の事にして、貉の眞番、濊の臨屯、及び沃沮は、みな別人種なり、王險の朝鮮と同じからず。衛滿朝鮮王となり、漢の威福を假りて、韓の北部を役屬したる時までには、新羅と馬韓とは猶交渉なかりし、韓地と支那大陸と貿易交通は上古より社會生存に必要なれど、吳越閩の久しき親和あるに因て、半島に於ては強て王險城に要求なかりしなるべし。

素戔嗚尊再度の新羅就國は漢文帝の初め比なるべく、此時は朝鮮の衛滿も馬韓の箕準もみな國を畧定したる始めにて、辰國は國縣の半は箕氏に附たれば、國中決して靜穩ならざるべし。書紀の一書に素戔嗚尊居熊成峯、而遂入於根國者矣とあり、熊成は今の忠清道公州なり、元は熊川と名つけ、くまなりと呼ひたり、其地の山に當る、然らば熊成峯は金馬渚の上流の北に控へ、辰韓の西北界にあり、眞番と馬韓とを左右に揮霍べき要害に進入して、駐割ありし地理と思はるゝ。前の曾戸茂梨といひ、此の熊成といひ、並に素戔嗚尊の勇悍にして進取の氣象に富み、韓地の擾亂に

當りて辰國の保安を圖り給へる武烈を窺知らるゝ後に牛頭天王と申し、又は新羅明神と申して、衆人の渴仰は冷へず、今に八坂神社は京都屈指の靈祠たり、由來を釋ぬれば實に畏み貴むべし。

衛滿が亡命の豪猾を以て韓の北部を占領したるは、漢の名を挾みて財物と兵威との富強に藉る故なり、濊貊がこれに服屬したるは其兵威を畏るゝに止まらず、漢に交通する利を愛する故なり、此時よりして韓人の事大心は既に沁入し、然も北部の人種に最も深く染みたり。南部は日本と同人種にて固り相親和する情厚し、且其強大を畏愛したらん、然るに半島地の分崩離拆せんとする際に、素戔嗚尊の奮ふて就國あるに當り、却て千倉の置戸を科して兵威と財物とを殺滅されたるは甚だ其意を得ず、紀記の文鹵莽なれば、科料は一時の事にてぞありつらん。さりながら遠隔の領地は繼子接遇になり、本國より其利を搾りて自ら肥んとする意念起り易きものなり、是がために屬地の民心を失ふて背叛に畢ること古今の歴史に證例は夥多し、後に日本の新羅を失ふたる原由も、彼地を貴族の利孔となして脛削したるは其一に居る、故に源頭に於て其論をなし注意を與へおくなり。

素戔嗚尊熊成出征の後には要領を得て、馬韓眞番と三國交綏に歸せしにや、遂に根國に就給へり。根國とは七十餘國に分れたる三韓を統轄したる根本地の義にして、即ち辰の本國新良貴の謂なり、國都は其時より金山加里、後の金城なるべし、半島東北角に山海交通の便あるは此地に限る。衛滿が朝鮮王を許されたる後はし、し無事にて漢は文帝の時となり、大亂に疲れたるを以て平穩無事を主とし、鄰國に事を起すを好まざりしかば、素戔嗚尊も内部の拓殖に力を用ひ給ひたり。馬韓の分離して箕準の下に國を建たるは、國家問題としては重大事件なれど、其は後世の思想なり、當時に於てはさ程には思はざるならん、如何んとなれば、馬韓の五十餘國を辰國に統べたる時とても一規の制に國家を成形するまでに政治の進みたる時代とは覺えさればなり。日本の内地でさへも、東北部は蝦夷地なり、中部より中國まで蝦夷高志處々に占據せり、九州にも梟帥土蜘蛛は猶多し、馬韓も亦其如く早くより梟帥の徒の訕隴は常にありつらん、箕準は其豊を打て入り、因て拆裂したるものと思はるゝ、故を以て要處要處に柵を設け、柵戸を置いて防禦するなどの手配りにて、一と先づ鎮定したると思ふて然るべし。

紀の一書に素戔嗚尊曰、韓鄉之島是有金銀。若使吾兒所知之國、不有浮寶。者未是佳也。とて、五十猛命等をして杉樟檜被の子種を日本に分布されしといふ、此の如き事實の記録は一句も金玉なり。新羅の西に綿亘する山脈は忠清京畿兩道を分界して北に走る、此交の豁谷を辰韓諸國とす、辰韓の産鐵は倭濊馬韓に貿易されたと既に第二章節六に述べたるが如し、今も此山谷は鑛脈に富み、忠清道の交には金銀鑛多し、但山や、深く僻遠なるを以てまだ世人の注目の上らずと聞く、古史に毎々新羅の金銀に富めるを稱ず、他の浮辭と同しく輕易に看過すべからず。

○第廿六節 日本新羅の往來。

素戔嗚尊の船材として樹木を播殖されしとは大に講究を要す、日本の原人は航海に長じ、波濤を健歩する勇悍の人種なるが上に、農耕蠶織を勤め、好く村落を團結して土地を開闢する美質を具す、因て亞細亞東南の人種競争に打勝て、日本、韓半島、及び支那東岸より中部まで、今に世界の最繁最殖なる美國を造り、互に船舶を運用

して要港に相互市し、近く徳川氏の初めまで衰へざりき。されば素戔嗚尊は根國に就て船材を培養し給へり、浮寶の語甚だ趣味あり、國の富源は第一に船舶貿易にあるとは、徳川氏の鎖國が經濟の枯涸に畢りたる經驗が何寄の證據なり。素戔嗚尊の時に當りて、新羅人は金城の港より隱岐出雲へ互に往來したるべし、今に韓の東海岸は雲石地方との往來親密にて、舟艇は常に海上に交はるといふ。凡そ地理より生ずる便要の場所は、人事の變化に關はらず、古今一定したる處多きものにて、津港の如きは其一例とす、前にも數々言たる如く、日本西部の要津は筑前の博多にて、古代は娜津といひ、韓土支那諸國の貿易港となりたるは蓋し有史前より然るべし。娜津より津島對を經て辨辰の釜山浦に入るを新羅往復の正門とす、古は釜山灣の左右に辨辰の瀆盧津、阿珍浦、熊津等あり、素戔嗚尊は更に便路を開くためにや、眞名井の誓に天照大神より爾の兒とせよとて授かりたる三女神を娜津の東岬に置給へり。事は紀記に載す、又一書に、乃以日神所生三女神、令降於筑紫洲、因教之曰、汝三神空降居道中、奉助天孫とも、又以日神所生三女神者、使降居于葦原中國之宇佐島矣、今在海北道中、號曰道主貴とあり、筑前風土記に、宗像大神自天降、居崎門山、中以

三此表成神體之形、納置三宮、即隱之、因曰身形部、故曰宗像とある、是宗像神社の起りなり。宗像郡は身形部の地域にて、北海道中とは新羅へ往來する海路の義なり、湍津姫は宗像の海港に居り、これを邊津宮といふ、此神表を鏡とす、鎌倉の初め今の深田郷田島に移し、邊津を神湊と名付け、神幸屋敷の跡を存すとす。田心姫は中瀛に居り、中津宮といへり、今の大島にて、神湊より三里の沖にあり、紫玉を神表となす。市杵島姫は遠瀛に居り、瀛津宮といへり、大島の北西十四五里の海中にある高さ八十丈の岩嶂上にあり、青玉を神表となす、記及び社記は三女神の排座各異なり、此は紀に據る、これを總て宗像三社といふ。宇佐島とは此瀛津島をいふなるべし、一に恩賀島ともいふ、遠賀郡の島と誤認したる歟。

此宇佐島は、今は玄海中に周回三十町許の孤島にて人家なし、福岡藩の時七名を遣はし百日代りに社祠を守らしめたり、其例により今は田島社司より往て守る、替期を定むと雖も、風波悪ければ半月も延滞するとありて一定し難しとなん。嘗て社司となりて此島を守りし人の談に、島の周圍は荒蕪にて僅に一舟をいる、峽あり、之を神宮の湊となす、岸上に田圃なし、岩間に雜樹巨竹を茂生す、風景絶奇なり、前

に對馬を望み晴天には朝鮮の山を望むといふ。かゝる孤岩の上に神社を建る必要はなかるべし、憶ふに元は大島に比する程の島にて、良港もあり、人家もあり、つらん、後の地變によりて陥没し、今峯頂のみを露すものなるべし。大島は小舟にて馬關へ横渡するには、風波に阻てられて碇泊すると多し、玄海航路の驛站となる島なり、沖島も其如く、古は新羅より筑紫へ渡る中間の驛站となし、娜津の東に一の良港を開かれしものと思はる。

素戔嗚尊木種の用を定めて、杉及豫樟、此兩樹者可以爲浮寶、檜可以爲瑞宮之材、被可以爲顯見蒼生、奧津棄戶將臥之具、と宣ふとあり、又一書には、五十猛神天降之時、多以樹種而下、然不殖韓地、盡以持歸、遂始自筑紫、凡大八洲之内、莫不播殖、而成青山焉、所以稱五十猛命爲有功之神、而紀伊所坐太神是也、と敷衍せり。奧津棄戶は人死すれば棺に臥せて牀下に埋め、其室を棄たる古俗の語にて、天皇の世改まれば宮を改めたるも其原由なるべし、神道の不淨を忌む遺風なり。是は大陸より良材の種を得て、韓地には殖せぬを以て、盡く日本に渡されたるをいふ、有史の初め傳説の語氣は、何も創始の様に聞ゆれど、物質の發達は文學より、迥に早きものにて、古語拾遺の磐

戸前神事に、令手置帆負、彦狹知二神、以天御ミカミ量カガ等ナリ之ノ小コ斤シ雜サ器キ伐キ大オホ峽セキ小コ峽セキ之ノ材ノ而シテ造ツク瑞ミツ殿ノ、古語美豆能とあり、磐戸の神樂に瑞宮を造營せんと峽材を伐出すと云は信じ難けれど、當時の造家は搏風氷木を造るほどに進みたれば、大峽小峽に杉檜の繁殖したるとも必ず早し、五十猛命は更に舟材宮材棺材となす必要の樹を播種されたるのみ、此に始まりしには非ず。

紀伊所坐太神は名草郡の伊太氏神社なり、這は紀伊のみにあらず、出雲にも辛國伊太氏神社は意宇郡に三座、出雲郡に二座あり。石見邇摩郡の辛崎は、風土記に可良島秀海中、因之曰可良崎之渡と記す、辛は韓なり、隣村を磯竹といふ、五十猛なり、大浦に新羅神社あり、風土記に五十多伎神中須佐能乎御子五十猛神領此所、故則此神領座故神戶也、其西の馬路濱に馬路艦窟あり、古は海中の小島にて石神坐す、高さ一丈二尺、周り二丈許、古流明神といふ、古老傳云此處往昔波多都美命、天降坐家有、故曰神波多など、あれば、五十猛命は渡津見命と協力して此地方に樹藝し、又筑紫の郡縣、身形部の山嶺にも播種されたるべし。雲石の界は古へ堅立之加志肢阿を、加志とといひし佐比賣山の尾に位す、今は此山を三瓶山といひ、直立三千六百尺の火山

にて、銀銅脈を藏す、大浦より其鑛を穿ち、尙佐比賣社を産土神となす、即ち素戔嗚尊新羅往來の戕阿となし、可愛川今の上なる野を闢き、其功を進めて山林の樹藝に及ひたるなり、彼蝦夷人が山獵海漁の蠻俗に棲息したるに較れば、優勝劣敗の大勢は既に此に判したり。

是までの學者は自國の歴史に傳はらぬ事の周圍の國に記録されたるを收拾するといふ緊要の眼目に盲きを以て、古代の事はいと晦き世を闇黒になり畢れり、因て爰に諾冉二尊までの年代を相當の位地に排序し、漢韓兩史に參照すれば、當時の事跡を闇中に髣髴と見るを得ると右の如し。猶此端より緒を挑げて裏面に伏する事を鈎知せん、漢史に眞番辰國欲上書入見の句あり、文辭譯語の國際に必要な情理を推せば、衛滿箕準が朝鮮馬韓に據りし比より、眞番辰國は漢に交通するの利を發覺して、漢字漢文の傳習を始めたるべし。出雲に語部あり、筑紫に譯部あり、此時より既に漢の隸字は傳はりたるに因て、神代の傳説を記録して有史時代の過渡となるを得たりと思ふ、あながち謬見に非ざるべし。秦篆までは日本に痕跡を存せず、出雲文字島に存する少彦名命の字は苗字にして、吳越往來の時代に用ゐた

る文字なるべく、又肥人書薩人書なども秦篆とは思はれず、篆文ならば承平年代の博士が知らぬ理なし、其字傳はらねば、磬ふに由なけれど、肥人書は韓土より傳へ、薩人書は閩地より傳へたる苗字の一種ならん。

素戔嗚尊の事は就於根國の句に畢れり、新羅にて崩し給へるならん。古代の人名は大抵書紀に訓譯したれど、諸再及び素戔嗚尊忍穗耳等に訓譯なきは、其訓の明かならぬ故なり、諸再はなべて男女をいへり、韓人の語なる歟、滿洲語に夫婦をなきなみといふと聞けり。鈴木眞年翁は、素戔嗚尊を新羅の次次雄にて、また蘇民將來ともいふといはれぬ、次次雄とは一に慈充とも書く、新羅の古へ祭政一致の尊長をいふ、即ち巫君なり、後に尼師今と稱へ、遂に王と改めたり(四章第十二節 坪井九馬三氏は現今亞爾泰山の兩麓、黑龍江地方等の、つんぐうす種族に於て、しあまん」と稱ずる、現は此慈充と同物と説かれたれど、余は辰國と肅慎とは南北種を異にすとの見解なれば、發音の同じきとて同語とは證するを得ず。蘇民將來の事は余の聞違ひにてあるべし、猶考ふれば是には古き傳説のあるとなり、釋紀に素戔嗚尊乞宿於衆神の下に備後風土記を引て、疫隅國社 昔北海坐志武塔神、南海神之女子乎與波比本坐

尔、日暮彼所蘇民將來二人在、兄蘇民將來、甚貧窮、弟將來、富饒、屋倉一百在、爰塔神借宿處、惜而不借、兄將來借奉、即以粟柄爲座、以粟飯饗奉、饗奉既畢、出坐後、尔、經年、率八柱、子還來、天詔久、我將奉之爲報答、曰、汝子孫其家、尔在哉、止問給、蘇民將來答申久、己女子與斯婦、侍止申、即詔以茅輪、令著於腰上、隨詔、令著、即夜、尔蘇民與女人二人、乎置天、皆悉許、呂志保、呂保志、天、即詔久、吾者速須佐雄能神也、後世仁疫氣在者、汝蘇民將來之子孫、止云天、以茅輪著腰上、隨詔、令著、即家在、人者將免、止詔、尔。先師云、此即祇園社本緣也、また如此國記者、武塔天神者、素戔嗚尊とあれば、素戔嗚尊は蘇民將來には非ず、其弟を殺滅したる武塔天神なり、また先師云、祇園爲行疫神、武塔天神御名世之所知也、而吾者速須佐雄能神也、云云、御靈會之時、於四條京極奉備粟御飯之由、傳承、是蘇民將來之因緣也とある、是等の傳へに據りたる説なるべし。

回顧すれば十二年前なり、史學會雜誌の初號に日本幅員の沿革の題にて、古代日韓閩の聯合及び新羅交通の由來久しきを説し、比は破天荒の奇論と評する友人多かりしに、今は殆ど常談となれり、以て史學思想の進歩を證さるゝ。余は其時素戔嗚尊の新羅王なるを眼界より脱し居たり、三韓の考へも疎漏多けれど、適々鈴木

翁出雲語部の事を論述して示されし其文の劈頭に、素戔嗚尊新羅の曾戸茂梨より出雲へ歸給ふとき海上より雲の起るを見て、八雲起つ出雲八重垣云とある故に、這は何書に出たる事にや、今少し辨疏ありたしといひければ、翁は平氣な顔にて、其は書紀に出たる隠れなき事といはれぬ。蓋し翁の博覽強記は、紀記などは初學の人も諳記するべしと思ひたるなり、やがて此事人聽を衝動し、漸次に其説を進めて、素戔嗚尊は新羅の牛頭天王なると、及び香春神社の由來など諸書を引て證明され、遂に帝顛項も日本人なりと山海經を執て證されしともあり、是よりして古來日韓の關係は學界に著明になりたり、其端は鈴木翁の啓發に由る、今の史學者は國學の古老をなべて鎖國の陋見を株守するものと思ふならん、因て新羅の古代を述べ終るに臨み、翁の事を畧言しおく。

○第廿七節 閩の上古。

日神號大日雲貴一書云、天照大神、一書云、天照大日雲尊光華明彩照徹於六合之内、故送于天、而授以天

上之事と書紀の正文にある、天上之事とは神事の意を含むと思はるゝ。次生月神一書云、月弓、一書云、月見尊其光彩亞日、可以配日而治、故亦送之于天とあるは、二神を日月に比したるにて、其光彩の事實は磐戸の一條より外に記述なし、日神の治世は、前は素戔嗚尊の事に見ゆる、後は忍穗耳尊の事に見ゆるまでなり。月神の事は、一書に受勅而降、到于保食神許ウツクシノカミ云云、便拔劔擊殺、然後復命、天照大神怒甚曰、汝是惡神、不須相見、乃與月夜見尊、一日一夜隔離而住とある、是までは日月に牽強したる談にて、注意すべき證なければ、次に天照大神天熊人を遣はして往て看れば、保食神已に死して其屍より牛、馬、粟、稗、稻、麥、大豆、小豆、鹽を化生す、取持て奉進したれば、大神喜んで、是物は顯見蒼生食ひて活べきなりとて、粟稗麥豆を陸田種子となし、稻を水田種子となし、因て天邑君を定めて、其稻種を天狹田長田に殖う、其秋垂穎八握、また口裏に鹽を含みて、絲を抽くを得て、是古の製絲法なり、此より始めて養蠶の道ありとある、是は五十猛命の殖樹と同じく、農牧の種子改良に、因て作爲したる宗教物語なり、此種子の産地は閩越にて、熊人は火の縣、若くは熊襲をいふ歟と思ふにぞ。

凡て神代の記事は抽象的なる上に、宗教譚に抽象しあるを以て、よく推想を

用るざるべからず、例へば、國の主權者たる神裔を抽象して天御中主と稱ずるにより、其在す國都を抽象して高天原と稱じ、此に君臨するを天に送り天上の事を授くといひ、因て其君徳のめてたきを光華明彩と想望し、自然に天を照す日輪を抽象して、天照大神、又は大日女貴、又は天照大日女尊など、尊號を奉り、遂に日神といふに至れり。此を考へず遽に見れば、神道は回教の如く拜日祭火の教俗かと疑はれ、或は毘盧舍那佛如大日の權化となすに至りたり、されど神道に日月を拜する俗もなく、伊勢大神宮を日輪として拜むにもあらず、抽象を推究すれば、の事實にすぎざるなり。月神も亦然り、其知す國が常世なるを以て日神に配し、光彩の之に亞ぐ夜國を照す月夜見尊の尊號を奉りたるも抽象なり、是等の尊號は恐くは現時に稱へたるに非ずして後人の追號にてあるべし。常世國は前に三節西方の大陸地にて、福州又は廣東地方といひおきたり、今は其説を述る時期に達したれば之を證明せん。西方の支那大陸は、海岸線を最北の遼東に起す是を常世連の本國とすれど、秦漢の際には燕國に屬し、郭開、盧綰、衛滿等の交迭は前に述るが如し、其南の山東角は齊王の領なり、其南淮泗の夷は散じたり、吳越は項羽が兵を擧たる原地にて、吳王の

領となれり、されば常世國は猶其南の閩に求めざるべからず。

閩以南の漢代までの歴史は最も暗黒なり、史記秦始皇本紀に、王翦悉定荆、江南之地、降百越之君、置會稽郡とあり、東越列傳に、閩越王無諸、及越東海王搖者、姓驪氏、一作驪秦已并天下、皆廢爲君長、以其地爲閩中郡とある、是會稽の南に閩中郡を置たるにて、今浙江省の南部とす。漢書臣瓚が注に、自交趾今の「コナチン」至會稽七八千里、百越雜處、各有種姓と見ゆれば、閩中より交趾今の「コナチン」までは百越各種の占據となりたり、固り王翦が數年間に定め得る境域に非ず、始皇本紀に、三十三年、發諸嘗逋亡人、贅壻賈人、略取陸梁地、爲桂林、象郡、南海、以謫遣戍とある、陸梁地とは、索隱に嶺南之人多處山陸、其性强梁、故曰陸梁とあれば、今の湖南、江西の南に亘れる五嶺山脈にて支那の中部南部を分ち、福建、廣東、廣西等には百越雜處し、强悍の種族が山陸を占據したる大略證するを得る、月夜見尊の常世國は此を舍て他に求むべき地なし。

余が福州若くは廣東といふは、後漢書の東夷傳に倭國を叙して、其地大較在會稽東冶之東、與朱崖儋耳相近、故其法多同、土宜禾稻麻紵蠶桑、知織績爲縑布、云とある、其法俗は漢書地理志に朱崖儋耳の法俗を記したると畧同し、くわしくは後に説く

べし。會稽は會稽の誤りなり、是は越王勾踐の都にて、漢の地理志に、山陰注に會稽山在、南越王勾踐、本國有靈文園靈文侯は文帝の母、薄太后の父とあり、書家の熟知する王羲之の蘭亭記は即ち會稽山陰の蘭亭にて、其地有崇山峻嶺、茂林修竹、又有清流激湍、映帶左右、等の句にて、光景を想見すべし、今の紹興府にて、錢唐江に望む、唐の僧處默が詩に、到江吳地盡、隔岸越山多とは此江をいふ、會稽郡は其兩岸の地にて、今は浙江省となる。東冶は漢の冶縣なり、會稽郡の南界にて、秦の閩中郡は此におく、閩越王の都なり、徐廣の注に今の建安侯官といへり、唐代に至り閩を福と改む、閩越は今の福建省にて、建安は福安なり、温州永嘉福州の間を總て建州の地とす、福建省の南界なり。秦漢の際に於る閩越を朝鮮に比すれば、錢唐江は遼河の如く、會稽郡は遼東郡の如く、天台山は長白山の如く、温州は鴨綠江の義州の如し、此に東海王の都を立たり、東冶は其南の樞要地にて、王險城の如し、秦の閩中郡をおきたるは朝鮮侯を屬したるが如く、漢初に之を廢して東海閩越兩國王を立たるは朝鮮を涓水徼外の屬地となしたるが如し、福州以南は眞番馬韓の如く、百越の雜處地として放棄したれば、月夜見尊の常世國は必ず三韓の如く、此より以南の沿海及び西部の山陸に在ならん。

漢代までは揚子江の南を層亘したる五嶺山脈を劃りて、長城の如く南界となし、五嶺とは之を踰るに五條の路あるのみ、其山嶺の廣き群谷は百越の地にして、異種異教、異語、異文の民族にて、縣邑をなす、今に譬ふれば臺灣の東山脊にて、生番各社と隔斷したるが如し、故を以て歴史は闇黒なり。越人種に於て早く著はれたるを勾踐とす、彼が吳を滅ぼして支那の覇を争ふたる時の國疆は今の浙江より福建の東冶に及びたり、典楚の名將吳起之を滅ぼし、揚越の地を收めしに、戰國策秦の一統にて揚越を略定し、桂林、南海、象郡をおき、謫民を徙して越と雜處せしむる、凡十三歲にて一統破れ、南海尉趙佗、横浦、隍谿、陽山の三關を塞ぎて、南越王と稱じ、番禺に都す、史今の廣東省廣州なり。又勾踐の故地に前にいへる東海王、搖は永嘉に據り、閩越王、無諸は東冶に據り、勾踐の舊民を領せしに、秦より廢され、項羽が會稽に起る後、搖、無諸は越兵を募り、嶺を踰て番陽令西江吳芮に歸し、共に秦を滅ぼし、其後は漢に附て楚を撃たり、其功により、漢初に無諸は閩越を復し、惠帝の時に搖は東海を復す、其都の永嘉を東甌といふ、因て甌越とも號す、史今に温州の江を甌江といふ、永嘉記に甌水の傍に東甌王都城に亭あり、石を積て道とす、今猶在といふ。秦漢の際に於る百越の

地は、南界の浙江と、西方の廣東とに、此三國の歴史を略存するまでにて、福州建福潮州建潮東の海岸より中部の山陸は、或は陸梁の地といひ、或は越人相攻撃は固り其常といひ、或は東越は狭くして阻多く、閩地は悍にして數反覆すといひ、手に餘りたる強き民族なれば放棄して、只便要の地に官を置いて貿易の利を收めたるまでなり、琉球、臺灣の日本と同種なるより推せば、月夜見尊の常世國は此邊にありて、福州厦門等を津となして相往來したるべし。

後漢書に倭國を會稽東冶の東といひ、又夷洲澶洲人が會稽市に至り、會稽東冶縣人が海に入て風に遭ひ、澶洲に至るとを記し、節三又沈瑩が臨海水土志に、夷洲は臨海の東南郡を去る二千里に在り、土地に霜雪なく草木枯云々と記す、臨海は台州なり、支那海岸は寧波古のより不規則線をなして良港灣多く、越人は舟に慣るゝ、古來日本に往來したるは閩浙船最も多し、鎖國以前は我よりも其如くに往來したり、漢代に會稽東冶並稱ず、東冶も亦外國貿易の要地なるを知べし。神風の伊勢國は常世の浪の重浪シキ寄る國の古語節九は是までの財理に疎き學者は漫然と看過たれど、南洋に向ふ灣海には常世の浪みな寄る、伊勢に限ぬとなり、但重浪といふ中に、商船

の輻輳する形容を看出ざるべからず、武備志に日本の三要津を博多、坊津、薩安濃津と記す、其は近古の事なり、古代は度會の大湊なるべし、閩浙の商船が吾田アタの坊津に貿易したるは近き時代までの事にて、又娜縣に集り、伊勢湊に集りたるにより、特に伊勢國を常世の重浪寄るとはいひたるなり。

産物に就ても少し考ふる端あり、前に引たる保食神の牛馬粟稗稻麥大小豆蠶鹽は支那全地に古くあれど、前に十三述たる如く稻は陸稻のみなりしに、周代に吳越の水稻開けてより江南の富とはなれり。蠶桑の起りも南種の民族なるべし、桑に魯桑荆桑の二種あるは風姓允姓の兩族が移したる相異かと思ふ。粟は陸田の美穀なり、支那に早く膏梁梁肉の語あり、日本の古傳記に粟飯粟莖ガサの談を載す、今に九州肥後は粟の名産たり、其種の元は閩浙より移したるには非ざるか、書紀に少彥名命至淡島、而緣粟莖、則彈渡而至常世郷とある、余初め其地の雲伯なるを以て、此常世は韓の北部歟と疑ひたれど、舟の津港を離るれば何れの地にも隨意に往べし、航海者の思想は窓前の看書者と大に異なり、此常世郷も閩浙に相違なし。後に但馬守マサが常世國に覓めたる非時香果は橘なり、橘柚淮を渡れば枳となると禮記に出づ、是

常世の揚子江岸以南なる斷案となす、今に種うる柑の大なるものを温州といふ、是も東冶の北なる甌越なれば一顧する價あり。

後漢書に倭を朱崖儋耳と相近しといへるは大に方位を誤る、固り航海圖も、實測圖もなき、二千年前に記したる北支那の歴史なれば、彼は閩海岸は南に流れ、朱崖儋耳は東に突出したると想ひ、因て會稽東冶の東にある海島の南端と相近しと謂たるも理なしとせず。儋耳は廣東の南に斗出したる海角なり、朱崖は其南の海南島なり、漢武帝南越を滅ぼし、此二郡を置て南洋貿易の珍貨を徵集したれど、此地方の民族も強悍にして制馭の手に餘りたれば、元帝の時に賈捐之の議を用ゐて朱崖郡を棄たり、是みな神武天皇以前に當る。

余は福建廣東より安南に連なる地方の人種は盡く日本人種と原を同くすと思考したる久し、近年ますます其然ることを徵する談を耳にするにぞ、注意せざるべからず。三百年前に葡萄牙人澳門に據り、西班牙諸國と相競ふて日本に往復し、我より南蠻と稱じ、阿媽港といひたるも朱崖儋耳なり、今の英領香港は西班牙語の海賊といふ義といふ、すべて百越の人種は、海に陸に強悍冒險なる行動をなす、是を南支

那の特質となす、古代に於て朱崖儋耳は必ず意外に親密なる關係を有すなるべし、亦將來史學界の開拓すべき要處なり。されど其地相隔る甚だ遠く、眼のあたり近く吾田、沖繩、臺灣、廈門の一線、連亘をたどるが如く相往來したるを以て、常世國の門口は福州に擬し、而して廣東を第二義とはなしたるなり。後漢書の方位を誤りたるとして、其法俗の相似たる事まで抹殺すべからず、猶後に叙を以て之を説べし。

第八章 螢蠅の亂。

一一三

○第廿八節 忍穗耳尊と大己貴命

韓閩の上古は闇黒の中へ彷彿たる微光を導くを得たり、前章に四章十節末日韓閩の地理山嶺豁谷にて割據に適す、數多の國縣が天神の子孫を奉じて聯合したらんとの推測もや、實なるに近し、是より國史に立還りて考へん。

紀の正文忍穗耳尊の條に、葦原中、國之地、多有螢火光神、及蠅聲邪神、復有草木威能言語、と記し、一書には言を換て、有殘賊橫惡強暴之神、と記したり、是は其時代に俄に起りたる事に非ざるは、誰人も了知のとなるべし。記には天照大神磐戸籠の條に、於是萬神之聲者、狹蠅那須、皆滿萬妖悉發と記し、此條には於此國道、速振荒振國神等之多在と記せり、さりとして是を天照大神の磐戸籠によりて起りたる餘孽と謂ものもなかるべし。此螢蠅の亂は、早き時代より國內に異種異教の民族が數多割據して相争ふたる所にて、謂ゆる國雅如浮脂而くらげなすたよへる之時より繼續し、

漸々と優勝劣敗の形を露はし、諾冉二尊修理固定を始められて、天神の世を終り、此時は其鴻業の緒を進め、いよ／＼統一の國家を固定して地神の世となる際會なり。皇統の下に日本國家の結合は、螢蠅の亂中より形成したるを以て、最も厚く考究を盡すべき要項とす、是まで國史を説くものは、只表皮を摩擦するに過ぎず、余は是より皮肉に入りて觀察をなすべし。

凡そ太古の傳説は、後人の口口に敷衍したる神話にて充され、而も神といふ思想にては、總て奇怪といふは消滅するを以て、孟浪の荒誕のみ多く、殆ど人事を闡究する史學の材料に中らざれど、亦全く架空の造説にはあらず、零碎なる傳説を原となすを以て、譬ば鑛金の如し、精審なる法を以て淘汰すれば、渾金を收拾し得らるべし。余はまづ此に四條の法を立て、以てこれを整理せんとす。四條とは、一は人事の通則に當らざるを捨つ、二は年序、三は地理、この二つを適當の位置に据ゆ、四は比例を以て顯により隱を求め、傳記の不足を補完する是なり。さて忍穗耳尊と大己貴命とは此時代の代表者なるを以て、まづ其一代の間をして適當の位置を得せしむるより考究を始むるが順序なるべし。

忍穗耳尊は素戔嗚尊の御子にて天照大神の猶子といふ、眞名井の誓に始めて現れ給へるまでにては、實子なるや定かならねど、素尊の吾兒と宣ひしともあれば、且シテく舊説に従ふを妨げず。素尊は新羅にて五十猛命を生み、出雲に還りて稻田姫の腹に大己貴命を生給へり、其時二十歳未滿と前に辨じ廿二されば忍穗耳尊は其後嫡妃の腹にや生れ給ひて、大己貴命より十歳以上の年少ならざれば人事の通則に合はず猶後に詳説すべし。紀の一書に大己貴は素尊五世孫、また六世孫といひ、記には七世孫となす、如何に神爲なればとて同時代の人に年輪が、甲には徐轉し、乙には疾轉するとあるべからず、みな徒に神の名を繁くする後世神話作者の妄誕なり、此類は盡く人事の通則を以て去るに猶豫せず。

次に年代、適當の位地を求むれば、天照大神は姉にて素尊は弟におはせど、年はさほど差はざるべく、諸尊の配分定まるとき素尊年已に長じ、八握鬚髯を生じたれば、根國に就ときは已に四十歳を越え、其後やがて大己貴命の國造りに接したるべし。忍穗耳尊の西征して引還し給ひたるは二十歳前後の比なるべし、高皇產靈の栲幡千千姫を娶はせたるは其後ならざるべからず、此間に天穗日命は出雲を鎮し、三年

の後に天稚彦は越洲に向ひ、八年を経て、紀記に従ふ武甕槌命が往て大己貴命に地を避しめたる時、少子の健御名方既に壯年なれば、此間十五年以上の星霜を移し、大己貴は少くも四十五歳以上ならざるべからず。避地の後、忍穗耳尊西降準備の時に瓊瓊杵尊誕生あれり、忍穗耳尊は三十餘歳ならざるべからず、故を以て一書の如く長子は火明命尾張連なるとも断定さるゝ。斯て天孫を降すに議改まり、成人を待て西降のときは天照大神は九旬に近く、大己貴は六十餘にて、忍穗耳尊は五十に及び給ふべし、此の如くならざれば年序紊れて、亦人事の通則を失ふ。

古傳説の神話は空漠として地理を點ずると少きを以て、究明する把柄に乏し、思ふに附會の原説より既に闕略したるならん。葦原中國といふは豊葦原の瑞穂國の畧稱にて、日本の總稱なり、猶大倭を總稱に用うる同じ、是時葦原中國を平定に赴きたる人の内に、天穗日命と武甕槌命とは出雲に往たること明記しあり、天稚彦は其喪を美濃に殯したれば、彼は越洲口に向ひたるを知る、忍穗耳尊はと釋ぬるに、豊前に香春神社の存ずれば、九州地方なるを證さるゝ。此の如く葦原中國と概記しある中に西北東三方面を異にす、まづ記憶しおかきを要す。

顯により、隱を推知する一例を舉れば、大國主命は又國作、大己貴命と號す、大己貴はまた大名持と訓みて、多くの國縣を所持するの義なり、其武勇を稱して八千矛神とも葦原醜男醜は男なりとも申す、以て非常の英主なるを證さる、因て螢蠅の徒を鎮服したる功績は甚だ顯著なり。然るに上國に於ては、忍穗耳尊は西國より引還され、天穗日天稚彥は復命せず、而して武甕槌は大國主に地を避しめたるにて、雄名を得たり、上國の螢蠅に於る殆ど無功に似たり、是疑問なり。若し出雲の反比例となすには躊躇して考一考せざるを得ず。如何となれば上國は主權者なり、全國平定の經畧は其畫策に出たり、螢蠅の亂には接壤の國縣すべて防禦に當りたるべし、其中に出雲は最も成績の多かりしのみ。其例の如く、海神山神兩氏の作りし國縣も略其徵を擧るを得る、比例を推せば他の國神が作りしも多多あるべし、是を顯によりて隱を推すとは謂なり。忍穗耳尊は無論なり、他三將の進發は國神を提督するためにて、國作するためにはあらず、而して大國主の避地は主權統一のためなり、此義を分疏して後に考究を下さるべからず、委細は後に説明すべし。

凡そ歴史は、古代は言ふに及ばず、後世になりても文書に記録されて傳はる事は、

社會の顯象に於て萬の一にも及ばず、惟これを據となして、他の比例を證引し、以て其裏面に伏在する情理を推知する、史學は此に成立したるものなり。若し徒に諸書を涉獵し、博湊し、類聚臚列するに止まらば、字引のみ、史料のみ、學たるをなさず、まして記載の乏しき古代の事は、眼前に伏在したる事も看出す能はずして闇に畢るべし。史學に限らず、總て比例比較を以て既知により未知を推測するは、數學の原素たるが如く、すべて科學の研究も此に外ならず、是殆ど學といふ自然の理なり。昔の儒學も亦是にて成立したれど、舊來の學者は尙古の風に蔽はれて推究力を失ひ、此要法を荒怠したるを以て、少し傍歧に涉れど事の序に辨明し、亦裨益少からざるべし。

孔子の儒學研究法は毎に吾道一以貫之といへり、曾參はこれを忠恕と解し、自己を例として人に及ぼす、是も比例式なれど、此解は臆測の誤りを生じ易し。一貫とは何もさほど六かしきとにあらず、孔子の言に、吾有知、乎哉、無知也、有鄙夫問乎我、空空如也、叩其兩端而竭焉とあるが的解なり。兩端とは同形同則の平行線にて、此端が彼端まで一貫する理を叩合し、其隱を推測するをいふ、數學に於て之を合率比例

となす社會の空空たる鄙夫が算盤ソウバンを弾き既知の數によりて未知の數を勘定するは此式によるに非ざるはなし。孔子は又平方にても解せり曰く不憤不啓不悱不發、舉一隅不以三隅反則吾不復也と是なり、大學にこれを前後左右の十字線に説き、是を絜矩之道と謂へり、即平方形なり。矩は俗にいふ三四五の曲尺にて、勾股弦をいふ、周髀算經に禹の發明とし、凡て測量には此矩を繋りて其線を開き、小の矩を大の法となし、比例によりて其數を推知す、弧三角法は即ち絜矩の道なり。之を要するに、學術に於て比例比較を以て顯により隱を鈎知するは、みな自然の教ゆる眞理なり、空言にて陳説すれば深奥に聞ゆれど、實際の行事には自ら爲て自ら知ざるもの多し。史學にていへば、多く歴史の證例を記憶し、或は事實の經驗に富たる人は、事の端緒を纒に聞けば、即ち其比例が腦に浮ひ、聞ずして其順序を豫知し、原因より未來の結果までを料度するを得る、これを熟練者といふ、社會に多くあるとにて、少しも怪むに足らざるなり、是を史學の根據となす。但其平生の注意粗なれば、比例の擇みを誤まるにより、推測の中らぬとあり、學者はよろしく之を精審に料度すべきのみ、隱を知るとて六かしき事にはあらず。

日支韓の原人は同じく南種北種に成れば、人種に於て同矩比例に中る。日韓閩は同じ人種にて同じ山陸の地なり、厥初め聚落の占住せる韓半島の辰種が、七八十國に谿谷を分據して、三韓に合し、辰國に統へたる小矩を大の法に用うれば、閩の百越雜處も同矩比例に求むべし、亦小の東緹臺灣二十餘國にも用うべし。兩端を叩き、三隅を反するも、日本は同形同矩に漏れず、北種が東北部より中國まで占據したることは後の史に記し、百餘國を分つとは漢志に録す、必ずしも隱を推測するを須るらずして顯著なり。神皇正統記に、桓武天皇の御代に日本は三韓と同種なりと記載せし古書類は燒棄られし由を記す、歴史は毎に厄難多く、禁忌に觸れ易し、縱令へ文書の記録を滅すとも、比例法は之を推測するに難からず、近年人種學者が南種北種を説き、人類學者が落下人を説く、是みな古記以外より發見したるに非ずや、但文書に全くなきとは史學の本分にて論ぜざるまでなり。古代部落占據の狀況は何國も同例なると必ずしも喋々を須るざれど、我國は久しく神話を聞慣れて奇怪を忘れ、天然人事の通則に違ふも、特殊の國と思ひし夢の初めて醒るの際なるを以て、淺薄の論ながら贅辨を費しあるは、國史の劈頭に於て、日本の國家は同種異類の割

據中より成出たりと大聲しおく本意にすぎず。

○第廿九節 忍穗耳尊の西降。

天照大神の御宇には高皇產靈尊の詔詰にて顯露の政事を行ひ、其子の思兼命謀議に主たり。眞名井の誓約にて大神の猶子に定まりたる五皇子の内、忍穗耳尊は葦原中國を知らずとに定まり、成人の後に(此間凡十年を経るべし)浮橋に御して西降あり、天穗日命は出雲に赴き、天津彥根命は凡河内山背地方に赴き給ふ。餘の二皇子は方面を記さされど、活津彥根命は東國、東八國は大化の詔に見ゆ、伊賀、伊勢、志摩、尾張、三野、三河、遠淡海なるべし、熊野、樟日命は名の如く木國に赴かれしに、早世、若くは嗣絶たるならん。此時は諾尊の後を承て、萬に國內循服を圖らる際なれば、五方鎮を置とも稱すべきなれど、異種異教の徒を馴撫するには布教の力を多しとす、布武は時に稜威を示すの用なれば、五方に祭主をおき、神に聽て訴訟を斷じ、禱祭をなすを主として見るべし。

天忍穗耳尊は天忍穗根尊或は天忍雲根命また天忍骨尊とも申す、西降の事は紀三に明記せざれど、延喜式に、豊前國田川郡三座並小辛國息長大姫大目命神社(一)忍骨命神社(二)豊比咩神社(三)とあるは、香春神社のとにて、第二座の忍骨命は忍穗耳尊なり。此社の創建は古代にあると神の名にて明かなり、風土記に(釋紀)田河郡鹿春郷、昔新羅國神、自度到來、住此川原、便即名曰鹿春神とある、一徵とすべし、香春は今に川原と訛むなり。續後紀承和四年に太宰府言、管豊前國田河郡香春岑神(神名は前に略す)總是三社、元來是石山、而土木總無、至延曆年中、遣唐請、益僧最澄、躬到此山、禱云、願緣神力、平得渡海、即於山下、爲神造寺、讀經爾來、草木鬱鬱、神驗如在、云云と、此時に官社となれり、文中の土木を異本に土人に作り、或は至を生ならんと云、いづれも事實に合はず。香春は慶應二年に小倉藩主小笠原氏が長州より破られ、此村に徙り避たる處にて、小倉より山を越えて南五里餘の川原にあり、余親しく此地を巡遊せしに、石山にも非ず、又さして險峻にもなし、純白の石灰石礚礚たるのみ、山を越えて南を採銅所村といふ、滿山の土色赤し、酸化銅の色なるべし、此に採銅所を設けて採掘したると、天平年中よりの事といふ、土人總無至といふ程の僻山には非ず。此より谿水南へ流

れて赤土白石緑松の間を縈る、甚だ美觀なり、南麓を香春とす、神社は右の山下にあり、此山に巖石聳ゆ、南に小平原を開いて彦山に對す、青山四周の美地なり。宰府の上言は無實なると一讀の下に知らるゝ、蓋し傳教大師の信向熾んなるに投合して、社格を進めんと虚構したると現然たり、官府請願の書面は官吏に資縁して詐偽百端あるものなり、官吏の撰録したる文書なりとて、遽に信すべからず、余は敢て抹殺に趨起せざるなり。

香春に忍穗耳尊の神社あるに就て余の見解を述ん。此地は豊前の小青垣山にして、古代の人の好んで都府に擇む地形なり、而して山原の水は大抵西南に落て筑前遠賀郡に入る、古の岡縣なり、東方の水は低巒の間を流れ、路はこれに沿ふて京都郡に出づ、是より海濱の平地は條條の長阜を挟みて兔狹に、至る、遠賀より宇佐までは早く開けたると、神武天皇東征の始めにて證すべし。香春の山陰企救郡は玄海より穴門長門赤馬關に入る灣海に向ひ、岡港と相對し、共に要津なれば、古代に新羅の貴族玄海を渡り來り拓殖を始め、田河の山原を都邑となし、其祖神の息長大姫大目命神社此は其族の始めて本居神を祠りたる時の兩巫君なるべしを建て、祭政一致の

布教をなしたる政事堂の跡とす。京都郡以東を早く上國より開かれしとは仲津に諾冉二尊のおかれし豊日別神社あるを第十七節參考一徵とす、因て忍穗耳尊の西降は香春を駐蹕地となし、假りに社殿を宮垣となされたるなり。豊姫は當時の風俗に、天神の子の降臨ある處には、其國より歓迎し、國主若くは其族の女を進めて採擇を候する例、比比見る所なり、豊姫も亦其例にて、忍穗耳尊行在の妃なるべし、因て尊の東上後、其宮居に尊を祠り、尋て其妃を祠り、并て三座となしたれど、息長大姫大目命は本社なるを以て首座となす、亦當然の順序なり。近年此社に據りて、忍穗耳尊は此耦神と共に新羅より渡來ありしかとの説あれど非なり、古代の傳説を見れば、兔角に創世記の思想をなし、易きものなれど、實は甚だ近き時代にて、忍穗耳尊の香春に在せしは、彼耦神より遙に後の世なりとす。

忍穗耳尊の香春降臨は、豊國より筑紫の交までの異類を馴化せんために擇まれたる地理なり。此地方は彦山を中峯として、山嶺層疊し、東は豊後に連なり、宇佐の岬角前國まで、土蜘蛛帥の異類占據したると久し、此後も再たび神武帝の征伐を勞し、三たび景行帝の征伐を勞せられたり。景行帝の時には、田河郡も異族に没して麻マ

剝ヒキ潜集徒黨居於高羽川上と記す。高羽は田川なり。其後筑紫國造磐井は上毛の山中に逃たり、余は此地方に隼人の族もありて、天平年中に藤原廣嗣を煽動して企救遠賀を擾したる巢窟と思へど、説長ければ略す。斯る形勢なるを以て、忍穂耳尊の一行は無効と見て引還し給へり、往來の海程は、來時は諾冉二尊の如くに伊豫海を経て小倉若くは岡より上岸せられ、歸路は兩豊の海岸を循行して土左に暫く駐り給ひたるべし。其故は土佐香美郡に天忍穂別神社あり、右船社別とあれば直に尊を指にはあらねど、駐蹕の後に留置れたる別が行宮に祠りたる神社なるべし、後人舊事記に據て火明命三世孫天忍男命といふは取に足らず。

紀の一書に、忍穂耳尊立于天浮橋而臨眺之曰、彼地未平矣、不須也、頗傾凶目之國歟、乃更還登、具陳不降之狀とあるは、前に第十諸尊の不須凶目汙穢之國に引合せて、異種異教の徒騷擾をいふと述おきたり、記には水穗國者いたくさやぎて有けり、告而更還上とある、亦其意なり。又此景狀を螢蠅草木に譬へたるは、一書に葦原中國者磐根木株草葉猶能言語、夜者若燦火而喧響之、晝者如五月蠅而沸騰之と書たり、此裏に人を加へて觀れば野番擾噪の景狀宛然たらん。往年余が米國に渡る時は太平

洋會社が落機山脈を踰えて鐵道を架成したる始めにて、加利保尼州カリフォルニアシイラチヅアタ山の洞道トンネルを出て、亞米利加沙漠と稱ふるハンポール荒野に出れば、灰色の灌木莽々として、爾爾荒草連天の景況となり、遙に印甸人インディアンが馬に騎て鳥獵するを見る。軌道に傍ふたる低岡の崖なる枯草の中に、草を束ねて覆ふたるもの累々たる中より印甸人の出るを見る、是の穴居の處とす、米人の談に、彼下には土を半球形に掘て住し、束草を穹廬に覆ふと云、其狀さながら穴蜘蛛アナトモの巢に似たり、之を眺めつゝ、古の土蜘蛛の穴居も此狀景にてあるべしと想像したり。進行してバートルモンテンを踰ゆれば、大野ますく、曠莫となる、落機山の原野は印甸人の領地なり、彼は米人の侵有したるを憤り、嘗て此にて米兵と大戦争をなしたるに因て此名を稱ふ。鐵道の成らぬ以前は、驛に良馬を飼養し、郵便脚夫は銃を負ひ馬を疾驅して彼の侵暴を避たりき、鐵道の架成も彼の憤怒する所にて、徒を集めて灌木の草中に竄れ、汽車の來るを覘ふて巨石を軌道に横へ、或は列車に擲つと數々ありしとなん。驛傍の村店に羽毛を帽したる獍猛の印甸人が草莽中に私語し、汽車の雙燈を點して來るを覘ふ石版圖數様を賣る、其圖を觀て古の磐石木株草葉、威能言語はかゝる狀景にてある

べしと想像したり。其如く螢火とは谿水の傍に夜營し、燧火を灯して群がるに譬へ、蠅聲とは深林に屯聚して呐喊を揚るに譬ふ、みな蝦夷佐伯の類が山中に聚落をなし、虚隙を窺ふて競興るを形容し、邪神國神とは其首長にて、異種異教の徒をいふ言なり。此の如き野番が中國より九州までの山險に處り、其類一ならず、固り北種のみには限らず、中には眞の日本原人住最も久しくも雜りたらん。

螢蠅亂の時代に於て諸國縣は如何にして治安を保ちしやといへば、縱觀法にて推知するを得る、臺灣の生番土匪に於る狀景を的に其比例となし考ふべし。其比例は猶多し、余が歐洲歸航のとき印度の錫蘭島に寄泊せり、彼は臺灣大の孤島に四種の人民雜處す、其中にシンカレイ人なるもの酷だ日本人に似たり、四種の外に、人跡の至らざる深山の森林に巢窟を構へ、果實を拾ひ獸獵をなして生活する獷夷あり、ウイッターといふと。ウイッターは滿刺加半島の西岸フレー港の内地にて、其民族は今に社交をなさず、山林に住みて、怒れば人を啖ふ、其港の前なる檳榔嶼の民も強暴なりと。安南は南方の韓地に較ぶべし、東京交趾東捕寮眞臘の四部に分る、眞臘の北部に險嶺あり、其奥にマイル人棲み、樹林に伏し、野獸を啖ひ木根を嚼みて生

活す、筋骨甚だ逞し、因て捕へて奴役するとなり。英佛の屬地となりて、埠頭には船舶輻湊する處の内地にも、猶此の如き古代に住する者のあるなり、螢蠅の亂とて、必ずしも各種の民族が山海を分つて常に鬪争したるには非む、土曠に人希なる時なれば各區に分據し、時には衝突して血を見たるほどなるべし、這は古代に限らず、地方武人の訂争は近く三百年前まで猶然りき、而して國民の開化は其中より進みたり。

○第三十節 螢蠅亂の形勢。

人種宗教の争ひを國民開化の進程に於る要素となすは、泰西にては常談なれど、泰東人は是まで全く不經意にて打過ぎ、彼の論説に警發されて後に考ふれば、成程其理に違はず、日本を神國といふも、其故を推せば神教の力によりて結合したる國家なることを發明するを得たり。さりながら泰東にて人種宗教に冷淡なりしは、初めより其争ひの泰西歴史の如く劇烈ならざるによる、故に之を考究するにも頗る

低度を以て迎へざるべからず、泰西の説も亦杓子定規を免れざるものあるなり。先づ人種競争に就て論究せん。

印度の黒潮は南海の雨を降し、長白の雲は北陸の雪を積る、螢蠅の亂も其原は亞細亞大陸の人種潮流に起る、南種北種の争ひなるは略前に述たるが如し。偕其潮流の起りは、漢史に北漠遊牧の民は水草を逐て遷るの語あるにて、證すべきが如く、偏寒偏熱の地に繁息したる民族が、夏美の國土を覓めて轉遷したる顯象に外ならず、故に夏土を得れば其流れ停るべし、此理は未だ論點に脱したるが如し。泰西にては三四千年前細弗歐の交に人種宗教の競争劇しかりし時、退去したる民族を敗北して逃たりと思へど、實は支那北部の夏土に徙住したるにて、是を北種とす。又印度へ北方の野民が侵入して原人を驅逐したりと謂へど、是も原人は早くより炎燼地を去て支那の中部南部へ漸漸轉住したるにて、是を南種とす。日韓の北種南種も亦其類に外ならず、故に其結果を見よ、泰西より敗者とせる民族は美地に安居し勝者とせるは惡地に競争をつゞく、適に反對の評なり。瘠地に生ずる動物は蟲豸も毒螫を長ず、泰西史の古代に人種宗教の競争劇しきは風土の惡きによる、泰東

の人種宗教に疎漫なるは生活の便安なるによる。此を辨へて後に古史を熟看すれば、泰東とても開化の進程、國家の結合、みな人種宗教これが要素たらずんばあらず、螢蠅の亂もこれが原因ならずんばあらずと雖ども、泰西と同思想にて視れば此例を誤らん。

螢蠅平定の經畫は、國家統一の進程に於て大驛站たり、北種遂に劣敗に歸して野民蠻夷を以て視らるれども、史學者に於て猶深く考へざるべからず。歴史の通例として、敗者は文書の滅びたる上に對手の勝者の歴史に貶斥され、匹敵とならぬ程度に墮落させて在ものなり、兩造具備せぬ訟獄は偏見を黜けて酌量する如く、務めて高度を以て彼を迎へんを要す。まづ文明の點に於て、南種の苗字とて發達したるものとは思はれず、苗字は今の馬來字マライと同源か、猶考ふべし、北種の濊貊沃沮は支那に近し、或は漢字を輸入したるもあらん、瓊王金環は北より輸入の物なり。次に地理を按ずれば、北種は山險を占有し、船舶交通の要港に乏しく、小艇漁獲の外は航海の術も長ぜざるに似たり。中にて内地に占據し、土著開墾を遂げて、一箇の縣主として、歸順したるもあるべし、然れども大抵梟帥土蜘蛛の在處は山谷にて、林棲獸獵

の獷夷に近きもの多きが如し。東北蝦夷の占據地は山獵海漁の野民が棲荒せし跡として、今に至るまで、不墾の草萊地多し、要するに北種も其類多し、過半は行國の習俗にて、山野を荒し回る行動の民族なれば、漸々劣敗に歸したりと雖も、猶此種の全く混化するには八百年の星霜を移したり。南種も其類多し、中には強暴にして人を啖ふ族もあり、但しみな洋海波濤の險を冒して渡來したる勇悍の民にて、造船操舟に長じ、先づ船舶往來の要港を占有して、家族の品種即ち國部曲の編制を以て、村邑を團結し、産靈神を祠りて、教俗を制裁し、漸漸沃土を開墾して進み、北種を山中に追籠たる觀をなす、其優勝を收めたる素り偶然にあらず。

當時螢蠅に對する經略は古關址も亦一證なるべし。古關とは、白河關奥足柄關相清見關駿鈴鹿關勢不破關逢坂關江須磨關津等なり、是みな古歌にも詠せられて何のために創置されたるにや知れず、史に初見を捉えて創始とする説は取らず、余は神代より設けたるものと認む、其故をいはん。關は堰ヒキなり、國境路口の險隘に設けて外敵の侵入を防止する門となす、又柵キともいふ、柵は城に同じ、古代越狄を防ぐには、出羽口に磐船柵を設け、大化に至り更に新瀉に淳足柵ヌギを設けて、柵戸キトをあく、是

は重關の設けなり。柵戸とは、關柵を守る部民後族にて、其附近の田野を班授し、宅地を與へ、村邑を團結して土著させ、寇至れば直に兵器を執て馳集りて防止する仕組にて、即ち永住の屯田兵なり。蓋し古代の拓殖には用ゐたる仕組にて、部曲の制も然るなり、後世武家の土著仕組も亦然るなり、其遺法の猶現存したるは、近くは武州八王子千入町の同心屋敷、遠くは薩日隅にて都城と稱する郷士屋敷に就て觀察すべし。故に關址は地理を按して其内外を知らるゝ、前舉の址に於て、白河關は坂東より蝦夷口を防きたる跡明かなれど、他の諸關は疑問なり、之を按ずるに、清見關は鞠子の野に柵戸を團結して東より侵入を防ぎ、鈴鹿關不破關は龜山關原まで柵戸を團結して西より侵入を防ぎたる地理なり、此兩關の内を東道八國とす。次に逢坂關は山科の柵戸より東を防ぎ、須磨關は西を防ぎたる地理にて、此兩關の内を後の畿内とす、近江より大和の山中まで關外なるは、蝦夷の占據地なりしを知る。又須磨より淡路の海峽を渡り、海陸より針間の野を開くべく、逢坂鈴鹿を越て近江を開くべく、清見より美保海を渡り、駿甲の野を開くべし、足柄關は後の重關なるべし。

是を地圖に按ずれば、兩關内は北陸山陰九州は後に説く、便要の沃野を占有したれど、北種の占據したる山野も亦龐大なり、之に住たる蝦夷の中に、最も獷悍なる生蝦夷は挹婁人なるべし、後漢の東夷傳に、挹婁古之肅慎國也、東濱大海、南與北沃沮接、(今の黒龍江地方なり)、土地多山險、人形似夫餘、而言語各異、(夫餘も古の肅慎なり)無大君長、邑落各有大人、處於山林之間、土氣極寒、常爲穴居、大家深九梯と、日本にも豎穴の種族あり、古の穴居は多く豎穴ならんといふ。又好養豕、食其肉、衣其皮、冬以豕膏塗身、厚數分、以禦風寒、夏則裸袒、以尺布蔽其前後、其人臭澁不潔、作溷在中央、圍之而居、と、豕を飼ひ、厠を中央に作る風俗は東北にも痕跡を留ざるに似たり。便乘船、好寇盜、鄰國患之、而卒不能服、(次の沃沮に述ぶ)。東夷、飲食皆用俎豆、膳碗を唯挹婁獨無法、俗最無法紀者也とある、是北種の最劣等なる族類にて、凶目汙穢之國とは彼等に的切の評なり。乗船に便れば、僅の海峡を度りて樺太地方より北海奥羽を寇盜し、侵入したるや知べし、白令峽をつたへて米洲にも轉入し、印甸人となりたるもあらん、然し深く我内地までは入込ざりしやに思はる。

沃沮は挹婁と長白山脈を分ちて其南海岸を占據し、南北東の三部に分る、言語飲

食居處有似勾驪とあれば、元は同人種なり、北沃沮は挹婁と界を接し、彼が船に乗て寇鈔するを畏れ、夏は巖穴に藏れ、冬に至り船道不通を待て、下りて邑落に居るといふ。沃沮は蝦夷なり、東沃沮は其葬作大木椁、長十餘丈、開一頭爲戶、新死者先假埋之、令皮肉盡、乃取骨置椁中、家人皆共一椁とある、前節廿六の奥津棄戶將臥之具は或は此俗に似たり。冉尊黃泉の竈を齎し寢息の後、諾尊これを見れば、膿沸蟲流、諾尊大驚、吾不意到於不須也、凶目汙穢之國と宣ひたるは譬喩なれど、出雲は高志人、韓人の移住多く、自然と殞斂にかゝる風の傳染したるかと思はる。後に沃沮は漸々縮小になり、後漢の初め勾驪に臣屬したり、其間に良民の日本に徙りて良土に就たるもの必ず多數なるべし。先年廿三人類學會にて製したる古墳分布圖を見るに、余が北種の占地と指點する處に墓穴の少きも亦薄葬の一徴なり。

沃沮の西を濊國とす、耆老自謂與勾驪同種、言語法俗大抵相類とあれば、韓の北部長白山脈の陽は一の人種にて分占せり。濊の地はもと長白山陰の肅慎の野に及びたれど、此比は北境を夫餘に占有されたり、僻寒の山野なれば拋棄したるならん。今の元山津は濊の地なり、思ふに海を渡りて日本に拓殖したる族必ず多かるべし、

多所忌諱、疾病死亡、輒捐棄舊宅、更造新居とある、即ち奥津棄戸の俗なり、代々新宮に代るを云。濊は穢穢蕞にも作り、クワイ又エの音なれど、説文の歳聲なれば、蝦夷を一に佐伯といふは沃沮濊の訛かと思ふ、景行紀に記す佐伯の起りは取らず、安藝の佐伯郡、豊後海部郡の佐伯等、みな濊人が玄海を渡り、或は石州より越えて、徙住したる地ならん。此後四十年許を経て、漢武帝元朔元年に、濊君南閭等朝鮮王衛右渠に畔き、二十八萬口を率る遼東に至りて漢に内屬したり、是日本風土の良美なるより吸集せられて人口の漸減したる餘なるべし。

日本の向津國として相對する鄰國は、新羅と右の三國なり、小舟にても往來さるゝ日本海を渡りて徙りたる者多きは固り疑ひを容れず。濊の西は貊、勾驪の地なり、是は海濱線を濊に間てらる、貊は貊とも書き、コマと訓む、彼地に果下馬とて小馬を産すといへば、因て此稱を與へたる歟、亦此人種も徙住したる痕跡なり。沃沮濊の北を夫餘の地とす、此比より漸々南進して百濟、高麗となる。此六七種の民族が長白山の陰陽に盛衰沿革をなしたるは、畢竟疆土の侵略に因ると雖も、亦荒寒の野より温暖の良候に進みたる所にて、濊、貊、沃沮は去て日本に遷りたるべし、其は有史

後にも證例あるとす。是等の種族が互に國を成し疆を分ちたる形は、即ち人種の分立なれば、人種の争ひと謂て可なれど、彼泰西歴史の如く競争と謂ほどの事實は看出さるるなり。

○第卅一節 日韓の古宗教

神教の國家に大關係あるとは皆人の稔知する所にして、神代の傳記は寧ろ教典として講ぜられ、神宮皇居別なき世の祭政一致の中より皇基は成立したり。されば其初め、螢蠅の邪神、及び草木言語し、換言すれば、國道に速振荒振國神の多く在てたゞよへる時とは、泰西人のいふが如く宗教の競争劇烈なる状景を譬へたるに適當すれども、之を事實に徴すれば影を捉ふが如し。異教人の來る原地たる對岸の北大陸に於ては、前述の滄婁沃沮に凶目汚穢の俗あるの外、其他の國國には如何なる宗教の俗なるやを釋ぬれば、先づ韓、半島は、我と同種と認むる辰人種なり、後漢東夷傳に馬韓を記して、常以五月田竟魏志には下祭鬼神、晝夜酒會、群飲歌舞、輒數十人

相隨、賜地爲節、十月農功畢、亦復如之とある、我新嘗祭に似たり。次に諸國邑各以一人、主祭天神、號曰天君とある、我國縣に本居神を祭り、君長を日子といふに似たり。次に立蘇塗、建大木以懸鈴鼓、事鬼神とあるは、賢木を祭神の木となすに類し、魏志に諸逃亡至其中、皆不還之、蘇塗之義、有似浮屠とあるは、武家時代に社境内は守護入部を禁ずるに似たり、或は古代よりの遺法ならん。辰韓辨韓の祭を記せず、大同小異なるを以て省筆したるならん。

抑新嘗祭は、書紀に、天照大神當新嘗時云云、方織神衣、居齋服殿など、見えて、天神の世より行はれたり、祭月を記さねど、新稻を進むる報本の祭なれば、十月以後ならざるべからず。九月神嘗、十一月新嘗は、天武紀に始めて見ゆ、上古は十月新嘗なりしか、新嘗は郷村まで皆行はれて今に猶存ず、古代に神教を布て統轄されたる遺俗なるべし。神衣祭は孟夏季秋に兩度行はる、是或はもと下種の訖り、農功の畢り、兩度の祭なりしが、一度の新嘗となり、神衣のみ猶兩度なるには非ざる歟、叡山領の山王社に御田祭をなし、田植の歌舞をなす古式あり、是等も其由來にやあらん、釋ぬべし。賢木の粧置は紀の磐戸前に神樂を奏する條に見ゆ、又仲哀紀に岡縣主、伊觀縣

主が之を船舳に立て、天皇を迎ふとを記す、其形式畧同し、伊觀縣主は新羅王の裔なり、岡縣は香春社の下流にあり、亦新羅の族か、此は些と牽強に似たれど、素戔嗚尊の國なれば新羅の祭式は略同じかるべし。次に三韓の北なる濊、貊、句、驪、沃、沮は、元肅慎の野より南進の人種の分れなると前節に述るが如し、周末より又北方の夫餘人南進し、分れて高句驪となる、是みな北種行國の類なれば、全く異教なるべきに、亦新嘗祭を行ふと馬韓と大異なし、左に表列するが如し、みな頗傾凶目の國とはいひ難し。

南韓	馬韓 <small>辰韓</small>	五月下種訖	祭鬼神	晝夜酒會群聚歌舞	
北韓	濊 <small>沃沮</small>	十月	祭天	晝夜飲酒歌舞	名舞天
長白	夫餘 <small>百濟</small>	十一月	祭天	國中大會連日飲食歌舞	名迎鼓
山北	高句驪	十月	祭天	大會	名東盟

馬韓のみ祭鬼神とあれど、また諸國邑祭天神ともあれば、天津神を祭ると明かなり、此諸國の祭禮に大會して飲酒歌舞するは、豊明節會に似たり。總て一年に一度

農功の畢りに新嘗祭をなして天神に報賽し、大會宴をなすは國民の宗教心を統轄するに重要な祭なり、而して其法式の大同なる國民なれば、人種は異なるとも、徒遷し來つて我神教と衝突し相争ひ、螢蠅草木の喧擾といふ程の事はなかるべく、寧ろ渠等を我教俗に同化すると易かるべし。且新嘗は農業土著の國民が報本の祭にして、遊牧轉遷の俗にあらざ、思ふに北韓の各種は初め肅慎の五穀を生ぜぬ野に在て、貉五穀不生とは孟子に見ゆ、また安著せぬ時代には、かゝる祭禮はなかりしなるべし、必ず南進して農穀の良土に安住したる後に、天神産靈の靈徳を感戴し、其地の原人若しくは南方の神教に感化して創めたる祭なるべし。此理を推言すれば、南種の神教は此時既に韓北まで風靡したりと謂て可なるべし。

大會天を祭るは韓地のみならず、匈奴は高句驪の西なる行國なれど、亦五月に國を會し天を祭る、但新嘗と異なるのみ。北支那は唐虞の時代既に上帝に大祭を行へり、繁文の周代には鬼神祇の説も繁雜になり、戰國の時燕、齊の儒者、方士競ふて談天、彫龍の神異を説き、秦の始皇之を信じ、徐市等に海中の三神山を求めしむるに至る。遼東は燕に屬し、齊に對岸す、高句驪、句驪、朝鮮、眞番、貊は其東南に接壤すれば、燕

齊の亡命人と宗教の説とは共に雜糅したるべし、漢史は簡短にして記す所なし、只高句驪に好祠鬼神、社稷、零星の一句を看出す。社稷は土神農神の祭にて、土木と農耕とに大功績ありし人を配享し、春秋分に兩度之を行ふ、諸縣邑みな其祭をなす、謂ゆる社日にて、我産土神の祭禮に似たり、是は支那の教俗とす。零星とは漢書音義に、龍星、左角曰天田、即農祥也、辰日記之、以號曰零星と、又風俗通に、辰之神爲零星、故以辰日祠於東南也とある、是も農作の豊登を禱る所にて、支那より移入したる教俗なり。尋釋したらば此に類する事の韓地に流布したるは尙多々ありて、日本へも傳はりて陰陽道の前驅となりたらん。然れども新嘗の大祭に於て祭天に一致したる國民なれば、古神教に於て邪神惡鬼と排斥するとはなかるべし。

宗教の發達せぬ時代に、社會の男女が神といふ觀念より、禍福に觸れて、之を避け、之を迎ふる方を豫知せんと、の意は切に生ずると、現今の宗教迷信者に縱觀しても知らる、是を拘忌といふ事の起る原因とす、支那の神異の説は最も之に適合す、故を以て蒙俗には感染し易し。拘忌とは書紀に今世人夜忌、一片之火、又夜忌、擲櫛、諱著笠簀、以入他人屋內、又諱負東草、以入他人家內、有犯此者、必債解除、此太古之遺法也、

尊反矢可畏惡以生誤死此其緣也尊の餘耳の類にて是等は古代の事を神話となしたる歴史的の拘忌とす此他陰陽五行星象干支方位等より出たる種々の拘忌あり原は支那より流入したるもの多きに居る。這は宗教の大體には關せぬ事にて後世にては陰陽道に屬す螢蠅の亂は其衝突にもあらず。

要するに新穀を進めて天神を祭り其年の産靈に報ひるは農耕村落の國然も稻を稼種する國より起りたる教俗と思はるれば原は南種の齋し來りたる教より弘まりたるなるべし。中にも日本は嚴正に觸穢を忌み祓除を行ひ清潔を以て神に事ふを本旨となす紀の一書に伊奘諾尊曰我所生之國者唯有朝霧而薰滿哉乃吹撥之氣化爲神號曰級長戶邊命是風神也。又飢時生兒號倉稻魂命又生海神等云とある是古神教の祓除して嘗祭を行ひ然る後に生業にかゝる順序を示し海山水土を生む前に此文も冒したる所にて大和國龍田廣瀨兩社の根源なり。此清潔教は南方より來りたるものなれど其經由したらん馬來安南みな清地に非ず廣東福建の山水秀美なれど潔俗とも聞へず日本に至れば空氣清し山水清し語音清し人民潔癖なりとは外國人の皆稱道する所なり思ふに此教の北進するに従ひ漸次に清

潔に化し清き日本に高天原を定め氷木峻峙て宣教の中心となりたるなり。然れば螢蠅の亂は南北より前後に徙遷拓殖したる異種異教の梟帥等が山谷を阻て小割據をなし猶不須頗傾凶目汙穢の故俗に居るをば清潔教に馴化せんとの經略即ち日本の神國なる統治の基礎定まる時期なり。教化の效は短き年紀にては見るべからず但此中より皇室一統の歴史は生れたり。

泰西の歴史經驗は小亞細亞に於る古代の人種宗教の競争に起りて猶太人が周圍の國に抗抵したる一神非偶像教の進化したる宗旨の中に講究されたれば自ら一隅の偏見に滯るを免れず殊に人種宗教の確執は其病とす。前節に略説したるが如く泰東の原人の多くは彼西隅及び印度を引拂ひ北漠を越え南洋を渡り國民の品種と祭天の教俗とを攜帶して中和の良候に安住したる者なれば人種宗教の確執は薄くして同化し易し。故に泰西人は國民品種の傳播せざりしを大幸とすと雖も亦人種宗教の確執に溺れて同化し易き地に自ら偏窟を作るなり並に酌量して考へざるべからず。彼の非する多神偶像及び動物崇拜は元は埃及巴庇倫等の教俗に抗抵したるのみ謂ゆる多神教にも自ら主とする一神はあるべし一神

教として始めより他に想像の神なきに非ず、唯一神教は發達したる後世の思想なり。不發達なる古教は猶人種の異なるが如く、まことに其想像は渾沌未剖なるを常とすれど、なべて天を崇敬す、天に現世を支配する神は在すと信ず、即ち一神なり。其神徳の顯れを局部に就て祭るは、猶帝王を尊敬して勅使を尊敬するが如し、因て多神となり、其極は動物蟲多植物岩石まで禮拜さるゝに至る、宗教の下には迷信拘忌は附帶せり、故に發達不發達を論ずべし、一神多神偶像及び動物崇拜を類別して泰東に遷れる古人種の歴史には及ぼし難し。

猶太教の謂ゆる偶像教とは、埃及の如き塑像の流行したる多神教を指斥したるならん、初め余は偶像とは何の謂なるやを解せざりし、歐米を巡り美術の塑像多きを見て、是古への神像といふを聞て、偕はと了解しぬ。泰東も、偶像の風なし、秦始皇の時、洮河の上に巨人現れたりとて、兵器を銷して十二銅人を禱たり、洮河は西藏に近し、印度教の傳播なるべし、其後漢武帝匈奴より金人を得て之を崇敬し、佛教の起りとなれり。日本の古冢より葬具の埴輪を發掘すれど、未だ神像を見ず、神體に鏡を懸くるをも偶像とするは類を充るの極なり、佛法流布して後に佛像の塑像始

まれり。故に印度こそ偶像教に的當すれど、近來泰西人は印度の多神も元は同一の天を崇拜したるものといふ、されば何國も古宗教の想像は渾沌未剖の中に自ら主とする一神あり、泰西の論は猶偏見を免れず。

○第卅二節 日本尙武の氣質。

諸國より日本に移徙したる異種異教の民族が、小割據に適宜なる山谷に占居し、梟帥の下に部落を爲したるは、古史の明記する所にて、割據は必ず相衝突して戰爭するを免れず、故に神代螻蛄の亂を人種宗教の争ひと謂ても可なれど、前に述たる如く、彼泰西の古代とは同じからず、惟各縣邑に疆土を争ふて喧擾したるを謂と見るを允當とす。前に述たる如く、忍穗耳尊天穗日命等の各地へ降り給ひたるは、武力征服のための元帥にはあらず、神道布教の祭主と見るべし、但蒙俗を教化するには恩徳に稜威を兼ざるべからず、謂ゆる左に經典を持ち、右に劍を抜き、抗抵する者は斬るの主義を取らざるべからず。神代の記事は僅に神話となりたる傳の

存ずるのみなれば、戦争を記したる處はなけれど、諾尊は日本大倭を細ホ戈カ千チ足ソク國と宣ひ大己貴命を八千矛神といふなどにて武勇を尙びたるを徴さるゝ。又漢史に參考するも、日本の原人となりたるは、南種も北種も共に戦闘に長じたる强悍の民なれば、渠等が古代に於て山野に雜處し、互に戦争の劇烈なりしとは、後世諸國の武士が膽勇を競ふて相鬪ふたる歴史以て思合せらるゝ。因て是より日本人尙武の氣質に就て之を原ねん。

南方の人種は險波を冒して來りたるにても、强悍の民族なるを知らる、又沖繩、臺灣、安南、馬來、南洋諸島に、獐猛なる啖人種の存ずるにても知らるゝ、猶これを史書に徴すべし。抑國民の氣質風俗は自國の人にて記し得るものならず、必ず客觀の鑑に映る如何んを察すべきものとす、まづ爰に支那に遷住したる南人種の氣質より、彼史北種のに就て略考せん。中部の三苗、東部海岸の萊夷、徐夷、淮夷、及び吳越、みな南種なり、三苗は五帝を困めて夏禹に滅ぼされたれど、其裔は周代に楚國と成し北方に向ひ競争をつゞけ、項羽に至るまで、諸書に楚人は慄悍輕疾と稱せられ、強國の譽れは隠れなし。萊夷は齊の強兵たり、徐夷は周初東方に覇たり、淮夷も共に周を

憚まして宣王に至れり、吳越は揚子江を以て江蘇浙江に分據し、春秋の末世に相興り、北に向て覇を争へり、漢志に吳越之君皆好勇、故其民至今好用劍輕死易發とあるなど、日本人の氣質に克く似たり、干將莫邪歐治の劍は越の産とす。

中庸に孔子の語とて、衽金革死而不厭、北方之強也、強者居之、寬柔以教、不報無道、南方之強也、君子居之とある、南強の評は、楚越の輕慄にして發怒し易きに似ざる様なれど、却て此に深き意味あり。余舊藩の時、先輩の膽勇を尙ぶ人の談を聞く、凡そ人と爭論する時は其顔色に注視す、赤くなりて抜く刀は敲き落す、青くなりて抜けば逃る、常の色にて抜ぐならば我命はなしといへり、假初なる談なれど大に經驗ある語なり。北強南強も是に同じ、日本の武藝は、寬柔を以て教へ、忍耐を以て勇を養ふの主意ならざるはなし、鍛鍊の極は平氣にて決鬪するに至る、是を日本尙武の氣質と謂て可なり。今京街に喧嘩を評判するもの、東國西國の喧嘩が、りは自ら異なるを説く、罵吻を募りて拳を下すは必ず東國人にて花々し、一語を反詰して拳を固むるは西國人にて決心を示すと、是毎に實驗する所にして、氣習の同じからざるを表白す、豈に北種南種の原質異なるより由來する歟、縱觀法にて古の歴史を今の社

會に考察するは趣味あるものなり。

閩越南越は陸梁地と稱せられ漢武帝の宰相田蚡は、越人相攻撃固其常、又數反覆といひ、武帝は東越狹多阻、閩越悍、數反覆といへり、其人種の慄悍にして戦ひを好み、山谷を阻て、相争ふたる光景を想像さるゝ。日韓も同じ南種なり、亦慄悍にして勇を好み、螿蠅の亂には戦争したる状を記せざれど、梟帥土蜘蛛の屬が疆を侵し、士を争ふて相攻撃したらんとは、閩地の比例にて推知すべし。畿内以西には南種の占住地と覺しき地多きに居る、同種にても異族の反目は絶へずありつらん、北種との争ひは更に劇烈なるべし、少しく之を一考せん。

挹婁人は寇盜を好みて鄰國に畏患されたり、既に前に述たり。沃沮人は有邑落長帥(即ち梟帥)性質強勇、便持矛步戰(後漢書、魏志、以下同)とあれば、生熟蝦夷みな戦闘質ある強俗なり、神武帝宇陀郡の八十梟帥を殺し給ひし時の歌に、蝦夷を一人百人、人はいへど、手向ひもせずとある、以て其強勇を證すべし。濊人は少寇盜、能歩戰、作矛長三丈、或數人共持之、樂浪、檀弓出其地とある、亦尙武國にて長槍勁弓に誇る國なり。我鞞負部は弓兵なり、後に大伴佐伯二部となりたるは檀弓の兵を養成したるにや

あらん、是も余が佐伯を濊の訛りと疑ふ一徵なり。此三國は對岸より直接に海を渡り來る位地に當れば、蝦夷高志は此人種なるべし、紀記には客觀的にて、之を野民部落の如く記したれど、沃沮濊は各一國をなし、濊は漢武帝より濊王之印を與へられし程にて、其開化の程度は決して新羅に劣らじ。されば其民族が日本に縣邑をなし、相衝突すれば、堅石の相撃が如く火を出す劇戦を見たるべし。

間接の國に於ては、高句驪は其人性凶急、有氣力、習戰、好寇鈔、沃沮、東濊皆屬焉とある、是は二百年後の結果を云。夫餘は其人龐大、強勇而謹厚、不爲寇鈔、以弓矢刀矛爲兵とある、較溫和の民族なれど、亦強勇の質なり。此二國はもと同じ夫餘種族にて、此後南に侵入し、濊、沃沮、句驪、貂を併せて高麗百濟となれり、百濟は温和に似たれど、亦新羅を惱まし、高麗と争へり、強勇の質なるを疑はず。寇盜鈔とは、群を結ひて鄰境に侵入し、其農桑、家財、人民を掠奪し去る風俗をいふ、關東は、毎に蝦夷の寇鈔に苦めると史に見ゆ、古時は諸國に其患甚だ多かりしなるべし。夫餘に其習なきは較進みたる所にて、因て國を統轄し、兵を編制し、韓地に攻入りて侵略を遂げ、中央に國家を樹立したり。思ふに是等の民族亦早くより日本に轉移して部落をな

したらん、只徴するに由なきのみ。貝塚を作りたるは、踏下人として、軀幹矮小なる種族にて、東察加、千島より進入し、犖猛にて人を啖ひし跡を發見すと聞く、後世まで千島蝦夷に住める唐子といふて、面貌夜刃の如きものありしは、其族類か。又八握脛とて、軀幹長大なる種族の越洲にありしは、夫餘人なるか。北方人種の資質を繹ぬれば、是もみな強勇にして、戦争に長ずる種族のみなり。

之を統るに、南種北種共に強悍にして、争鬪寇鈔を好む種族にて、是等が山谷海濱に聚落をなし、蒙昧の時代より衝突して、劇烈の争ひを繼續したるべし、故に日本人は概して尙武の氣質に富み、文に拙なく、智慮に短し。其中に天神の子を奉戴する一族が、漸々と是等を馴化して、統轄の制にいれ、國家を結成し、皇基を定むるに、拮据經營に如何ばかり、籌策を勞されつらんとは、有史後の記録に據りて、遙に有史前の初めに遡りて、深く考究力を用ひざるべからず。朝鮮も元は尙武國にて、争鬪を好み、因て之を軟化するに心を碎き、遂に衣冠の制を嚴にして、争鬪に不便ならしめ、漸く其風を熄たりと云。日本は適宜に統一の制に就き、國郡には頗る争鬪も多かりけれど、磨礪して、武士氣質となり、其中より文學の光りを發し、大陸地の文明を消化

して、異彩を放つに至りしは、天孫人種の資質優等なるに因り、其血質の混化したるなりと謂はざるを得ず。

螢蠅の亂は、異種異教の争ひにて、其平定したるは、必ず戦ひの優勝とは、誰も思ふ所なるべし、されど、泰東に人種の結合は弱し、宗教は寧ろ誘化し易し、皆泰西の思想の如くならず、戦争に至りては、右に敘列したる如く、總て戦を好む種族を兵力にて壓服するは、火を以て火を滅するが如し、決して好結果なし。但強勇の人種を循服するに、稜威はなかるべからず、諸尊の瓊矛を執て、八洲を循行ありしは、即ち戦備をいふ、而して至る國國に置れたる別は、神道布教の祭主にて、討手の大將にはあらず。忍穗耳尊は、擾亂を見て引還し給ひ、跡は香春神社を留む、布教の時期尙早きによる、固り敗還には非ず。神の祭りを政となす時代には、行政司法みな祭禱を主とし、卜部が大占にて、神慮に聽て疑義を決す、故に神社は政事堂なり、裁判所なり、日本の神國たるは、此にあり。忍穗耳尊の御弟といふ、天穗日命が出雲大社の祭主となりし事は、後に説くべし、其次の天津彦根命の事を説かん。

天津彦根命は、紀に是凡河内直山代直等祖と記には、直を國造に作るあり、古の凡

河内は和泉を合す、卷尾嶺を隔て、海岸を和泉とし、山原を川内とす、大和川其北を流れて堺津に入る、即ち津國の界なり。川内の北は山代の平原にて、淀川其南を流れて難波江となり、北に津國の平地を開く、前に^{七節}十余が豊秋津洲は河攝泉三州の稻田といひしは即ち是なり。攝には天津彦根の跡なし、前に^{八節}水戸、神秋津彦は此地の主ならんとは其名によりて判したるが、又地理に於ても、堺、難波、務古の三要津の此地に並ひたるは、的に水戸神といふに適當す、かたゞ誤らずと信ず。上流なる山代の原野、後の平安京は丹波路にて、此比は草萊多からん、川内の平原も亦然り、大和は蝦夷雜居の地なり、諾尊の浦安、國と宣ひたるは、川内を并せての稱なるべし、其時より拓殖を進め、此に至りて、天津彦根往て山河泉總社の祭主となり、縣邑を統轄し、進んで大和の高原に及びたるは、記に倭田中直、倭淹知造、高市縣主等之祖也とあるにて證さる、山河兩州に建たる神社の跡は猶考ふべし。

近、淡海、丹波は蝦夷、高志等占據し、大倭に接するまで猶荒山多かるべし、諾尊の日の若宮を大上郡に存ずるは^{十九節}其時代より此郡まで深く入りて殖民ありしにや。天津彦根の時は山代より逢坂關を越えて鈴鹿路まで開通したると覺えて、伊勢桑

名郡の多度神社は天津彦根命を祠り、桑名首は其男久之比乃命之後といふ、攝社の一、目連社は其男山背忌寸、祖天比都禰命の訛なるべし。多度社は尾津にあり、木曾川の積淤が中島郡を露はさしりし時代には、鈴鹿路は尾津より尾張へ渡りたり、尾津は勢尾濃の要津にして後の桑名の如し。天津彦根此要地を有し、陸路は山背へ往來し、海路は度會名草に綴りて堺難波水戸に往來したると、諾尊の浦安國と并せ考へて、當時天神の裔が各地の要港を占めて水運の便を開き、次第に平野に拓殖民を進め、蝦夷高志佐伯等を山中に追籠め、神教を布ひて彼等を馴化されし規模を観るべし、神代を鴻濛未開の時代と思ふべからず。

記に又天津彦根命者周芳國造之祖とある、防藝の交は佐伯及び海人の住地にて、穴門は海神一族の殖民地と思はる、周防の中央なる沙磨浦は景行帝行幸の地、仲哀帝もなり、豈に此を首府としたるか。天津彦根の時は豊國も亦喧擾せり、河内より遠く此まで手を著しにや、或は是其子孫の此を兼領したるならん。

天津彦根の跡を考へても、當時國中に諸種族占據して、相爭擾するに當り、高皇產靈尊の謀謨に因て、諸方の天社に祭主を派して、渠等を循撫し、國家統一の業を始め

給ひし大略を想望さるゝ。常人の思料する如く、戦血を濺ひて各種の強勇なる奴等と同じく、鬪争をなして優勝を決したる結果と思ふは淺薄なり。各地に於て異種の衝突して劍矛に訴ふるは、猶後世の武士が他族と争ひ、亂妨狼藉をなし、夜打強盜をなすに同じ、其禦備をなすは疆を分ちて領地を有したる君長が、面に進守を令し、一一に天朝の大命を勞せざると、武人政治の世に例して知るべし。當時の國神(即ち國主)の中に於て、強大なるは新羅兼雲紀等の君を首とし、海神山神水戸神等みな大國なり、是等は接壤の異族と争鬪するに區々たらず、遠く野民部落に向ふて荒土を拓きたると、亦後の藤原安倍諸族が蝦夷を馴服して奥羽の地を割領したるに例すべし。

第九章 日本の國家統一。

○第卅三節 大己貴の國作り。

天照大神の國家を定め給ふ時、異族を循へ國土を闢きしは、出雲の成績最も多し、是國作り大己貴の稱あるゆゑなり。其後武甕槌命強剛の談判により、大己貴父子は其國を奉還して大倭に遷れり、是を大三輪氏の起りとす。此事と、大化の改新に皇太子天智の所領奉還とは、國家主權の大義を彰はす歴史の美談となり、明治に至り、諸藩また版籍を奉還して大政統一し、其下に臣民みな土地所有の權を與へられたれば、今は既に歴史の渣滓となりぬ。されど大國主の事は、是までの解釋が事實を得たるや、國家の主權は此の如きものなるや、史學に於て研究すべき疑問は猶存在するなり。余は是までの人を惟表面を見て裏面に及ばざる解釋多しと謂ふとす、大國主の國作りは天朝の國家の經營に於て一部分に過ぎず、他の國主よりは比較的成績の多きのみ、主權者に於ては、各種族の山谷に喧擾するを鎮むるより

も寧ろ上國下國の調和に軫慮し給へるを認む。如何となれば前に述たる出雲の絶妻より、忍穂耳尊の日繼に定るまで、兩國の間は兎角協和を缺げり、九廿八節察するに出雲は新羅往來の津にて、韓人相雜り、本國の兼轄地(治外權を行ふ地)たるを便とする情は必ずあるべし。縱し君主は親族にて其間融和するとも、人民を代表しては吾意の如くなるを得ず、再尊素尊に不協の行爲あるは蓋し此に原由す、故に天朝に於て、日韓の和を傷らず國家を定むるは尤も處置を苦められたり、大己貴の績に於ても此意を存じて講究をなさざるべからず。

素尊の新羅就國の後に、大己貴の成人して國作りを始むるまでは、しばし年月を経たるべし、古事記によれば、此の間に出雲は兄弟争鬩の變ありき。其は記に大國主神之兄弟八十神坐、然皆國者避於大國主神、所以避者と冒して、八十神等が稻羽(因幡)の八上比賣に婚せんと欲して、比賣が大國主に嫁せんといふを怒り、大己貴を殺さんと圖る長き神話一段あり、譬喩の意は解釋に苦しめど、人名地理に據て摘要すれば、八十神は稻羽にて共議し、大國主を伯耆の手間山本に陥るれ、再山中に欺き入る、大國主は御祖命(此神皇產靈神なるべし)の營救にて、本國大屋毘古之所に往き、又逃

れて須佐能男命の坐す根堅洲國に到り、大神の女須勢理毘賣と婚し、毘賣は父の生大刀生弓矢及び天詔琴とを持出して遠く逃しかば、大神追て黄泉比良坂に至り遙に望みて呼ばはりつゝ、大己貴に謂て、其汝所持之生大刀生弓矢、以而汝庶兄弟者、追伏坂之御尾、亦追撥河之瀬、而れ爲大國主神、亦爲宇都志國玉神、而其我之女須勢理毘賣爲嫡妻、而於宇迦能山之山本、於底津石根宮柱ふとしり、於高天原氷木たかしり、而居、是奴也と宣へり、故に大己貴は其大刀弓を持て坂の御尾ことに追伏せ、河瀬ごとに追撥ひて始作國也との大綱なり。

此事果して實ならば、素尊の新羅へ就國後は、大己貴弱年にて諸王權を執たるなり。八十神を兄弟又庶兄弟と書す、蓋し猶子の諸王なり、品種門族を重んずれば猶子を多く字なふ、是古來の風儀にして、輒近まで公卿に此風を存じたり。又國縣の君長は貴族會議にて、推定したると覺ゆ、八千神の内には推定されて主權を攝理したるものあるべし、稻羽に往て婚を求むる時、大己貴は負袋の從者とあれば、隨行員にてありき。八上姬は稻羽の國縣主なるべく、其許婚は諸王の勢力に關係するとなり、古來多妻を娶り、或は采女を徵する風は、男尊女卑に似たれど、耦神の例始

まりて、女子も國權を執るにより、却て貴人は男子より女子の意を迎ふるを務むる様になれり、後に女帝を立るの漸は由來久し。大己貴を葦原醜男シノノといふ、醜女と同じく其勇を稱ずれど、此神話中に成麗丈夫而出遊、また須勢利姬還入白其父言甚麗神來などいあれば、美丈夫なり、蓋し古代尙武の氣風にて、婦人も勇壯なる丈夫を愛すると、後世武家の婦人の如くなりし、故に大己貴は到る處に婦人に歓迎さるゝ、國作りの英主たる資格の一となすべし。素尊根堅洲國に坐し、追て泉津比良坂とあるは、神話作者既に根國を出雲と解したるに似たり、記の文は雄略帝以後の敷衍多きが如し、故に古傳説と往々に齟齬す、是古史の考究に困難なる所なり。

大己貴八千神を追伏せて、其領地を避けしめ、須賀に宮造りして國作りを始むとある須賀は素尊の清宮と同地か、私記に杵築邊を須賀郡といふは今俗也といふ、節三出後に大社オホヤシロを造營したるに因て須賀と稱へたるにや。大己貴が國作りを始めたるは二十歳未満の比なるべし、諸國を開拓して領地を廣め、大名持と稱せらるゝ程の縣邑は何くなりや、確徴に乏しけれど、出雲の附近に就て求むれば大略は知らるゝ。まづ神話の中に、大己貴の逃れし地理は、因幡より伯耆に逃れ、紀伊に逃れて、根

國に往けり、出雲より紀伊に領地あるは紀に徴あるとにて、陸路より兩地往來の道は地理を按して知らるゝ、且參天の便路にも關すれば、此こそ第一著手の處なるべし。雲伯の背は簸川上の鳥上峯にて、東に走りて伯耆の大山オホヤマ七千尺の峯を陡起し、因幡に層重して但馬に綿亘す、此を中國の脊梁となし、北を山陰、南を山陽と稱するなり。故に出雲港より上國への往來は、伯耆より踰え、美作を経て、播磨に出る、此驛路が古來必由の路にして、美作より備前に下るは別路とす、是地理の自然に示す所なり、因て先づ作備について證據を求めん。

簸川上なる吉備の磐谷に高志人の占據せるとは前に述たり、節二美作より備前岡山の東山にかけては北種の民族が占據したる跡あり。其は諸陵寮に藏さるゝ古陶棺あり、美作英田郡平福村より發掘す、屋根形の臥棺にて、側面に人の立て左右に馬を率たる繪を凸起す、甚だ泰西古代の畫風に肖たり、帝國博物館にあるは、備前邑久郡須惠村より發掘す、同形にて兩菊花文をつく、頗る日本化したるは後世の物なるべし。此屋根形陶棺は泰西の古史に關係多き小亞細亞地方より發掘さるゝ、三千年前後の物なるに、遠く日本の美作山中に葬られてあるこそ奇異なれ。是必

ず彼地方を退去したる一部落の民族が、周時代に北漠を轉徙して、終に日本に渡り、君長が陶工に舊俗の如く此陶棺を製造させて葬り、永く家式としたるものと思はる。如何なる種族なるやを知らねど、思ひ合するは、上古は支那の西北甘肅省に、西王母國を建たり、其山脈を昆侖といひ、琅玕を産したり、昆侖の玉とは即ち是なり、今に處々より發掘さるゝ青色の管玉クワ勾玉マカは其琅玕にて、古史に瓊クワといふものなり。西王母國は周初の穆王時代までは存在したれど、いつしか退轉して荒野となり果て、而して其西王母の民族は西域の條支に居ると云、條支は小亞細亞地方に當る、或は如ゴ德ア亞ヤの訛か、くわしくは余が昆侖西王母國考あり、史學雜誌に載おきたり。若し此陶棺が西王母種族のものならば、姓氏錄に玉作連高魂命孫天明玉命之後也とある、素尊へ八坂勾玉を獻ぜし人なり廿此家の率ある玉作部ウツの首なるべし、否ならば埴安ニの領する埴部なる歟。邑久郡の岬は兒島郡に對す、即ち吉備子島なり、菊花紋の棺を葬る比には既に天朝に馴化したるならん菊紋を帝室の章と謂に非ず。此郡に美和神社、宗形神社あり、其西の上道下道兩郡にも大神神社數座あり、みな大己貴の作りし國を徵すべし。

播磨は風土記に大名持命、少名日子命、天日槍命の同心にて經營せられしとを記したる地、揖保郡以西に多し、又完栗郡に伊和坐大名持御魂神社、大倭事代主神社もあり、大三輪氏の大倭に徙る後にも、猶拓殖を務めたるなり、さもあるべし。然し播磨風土記は寛政の比に古本と稱じて出たる怪しき書なり、其中に風土記の逸文を博溘したりと雖も、大己貴、少名彥は天日槍と同時代の人に非ず、紀に天日槍は新羅王子にて國を弟知古に譲りて渡來したる事を記す、風土記の文は之を打消す力なし、されば天日槍は素尊の子にて、弟知古は五十猛命に當る歟、信ずべからざると明かなり。さりながら、播磨に天日槍の開拓地はあるべし、如何んとなれば、但馬は新羅の殖民地にて、後に王子天日槍を出石に迎へて之を統轄したると思はるればなり。播磨の山中には佐伯の民族も多し、紀には日本武尊の俘囚をおくといへど、古代よりの事ならん、大己貴の播磨に國を作る時、但馬よりも同じく土地を經營して、後に至り天日槍の領となりたる處は必ずあるべし。今に古史を説く人は風土記を輕信して、天日槍を大己貴と同時の人といふもの多し、若し此くの如くなれば、大己貴の兄弟となるに思ひ當らざるか、警省すべきにこそ。

吉備は吉備津彦に至つて開け、丹波は丹波主に至つて開く、是より三百年も後の事なり、大己貴の國作りは著手をなしたるまでにて、中國の山中には異族の魁帥尙多かるべし。丹後若狹は氣比海を隔て、越前の角鹿地方までを天朝の北門となし、愛發關を設け、膽吹山、白山の間なる蝦夷を防ぎたると、早き時代よりの事なるべし。其東の三越地方は中世の奥羽の如く、勢力家の分捕地なるべし、越前中世まで越前は加賀能登を并すに彦媛を號とする神社多し、殊に能登の岬に集れり、羽咋郡の奈豆美比咩神社は安曇氏の女ならんといふはいかゞ、鳳至郡の奥津比咩神社、邊津比咩神社は宗像氏の領地なり、美麻奈比古神社、美麻奈比咩神社は任那建國の後垂帝の時に祠りたるなり、敦賀郡に信露貴彦神社もあり、早時より新羅辨韓より殖民したる痕跡とす。敦賀及び能登岬は、越國へ往來するに必由の津港なれば、西國中國の大族より便要の停泊所を占有し、此に應用の準備をなして、彼地に拓殖したるにて、高志人は中國に占住し、南種は高志に渡る、諸冉二尊以前より各種の民族が山野を争ふたる光景を想はるゝ。

出雲と高志及び韓土とは、古來關係ある地なれば、大己貴の國作りには早く此に

著手せられたるべし、記に此八千矛神將婚高志之沼河北賣、幸行之時、到其沼河北賣之家、歌曰、歌沼河北賣未開戶、自内歌曰、歌其夜者不合、而明日夜爲御合也とある、大己貴は稻羽の豪族にも婚を遂げ、又高志の豪族にも婚を遂げたり、奴奈川神社は越後頸城郡にあり、越後越中の交に勢力ある大族なるべし、諏訪の健御名方命は其腹の子といふ。東越後は蒲原郡に彌彦神社あり、而して能登郡に伊夜比咩神社あり、萬葉集越中の歌に、伊夜彦のれ神さび青雲のと詠じたれば、是も亦越國の大族にて、彦媛といへばみな南種なり。頸城より山を踰え、或は新潟より川に沿ふて上り、科野の山中を開拓されたる跡は、諏訪の健御名方命に屬したる一事にても知らるゝ。又安曇郡は海神氏の拓地なり、古事記傳に佐久郡を安曇の祖日金拆命の拆とするは、牽強に近けれど、麻績郡は齋部氏の拓地なり、此等の徵跡を按すれば、越國とては出雲の獨占にはあらず、胸形、安曇、及び山祇氏等と相聯和して作られたるものとす。出雲より西南に向ふて國作りは、西界三瓶山の野を素尊五十猛の拓かれしと已に前に述たり、廿七藝備の交に須佐能男大己貴兩神社を存ず、蓋し高志の八歧蛇を誅して愛川上より安藝への路を開き、胸形筑紫に連絡されたるなり。記に大國主

神娶坐胸形奥津宮神多紀理毘賣命生子阿遲鉏高彥根命とある、是は市杵島姫にて、嚴島神社に其跡なり。嚴島は佐伯郡に屬す、此郡に海人郷あり、對岸なる豊後國前郡には大神氏の所領多し、灣海を隔て、海部郡にも佐伯ありて、好一對をなす、是も一考を要するに於て、海人は安曇氏の部下なれば、素尊の胸形部を定め給ふ時より、彼氏と結び、大己貴も因りて共に力を協して佐伯を綏服し、三氏の所有となしたるならん。胸形は那縣の糟屋と接壤す、紀の一書に三女神を道主貴といふ下に、此筑紫水沼君等祭神也とある、筑後三潯郡は那の本國高良社と接壤し、高良玉垂宮も郡境にあり、或は彼國より地を割いて三女神を奉迎したるにもあらん。凡て大己貴の國作りにつて釋ぬべき微跡は略以上の如し。

○第卅四節 天穗日と少彥名。

天穗日命の出雲に降りたるは、忍穗耳尊の西降と同時の事かと思はる、是まさき大己貴の國作り央なるべし。忍穗耳尊天穗日命天津彥根命等五皇子は、素尊誓ウケヒの

生れなるを以て、是までの如く兄弟となせば、順次に年少なるべし、余は敢て生の字には泥まず、皆出雲の貴子にて、年齢順に叙したるには非ずと思へど、強ては破らずして可なり。偕是より國家統一に進むに従ふて、京師出雲兩統の父子兄弟叔姪を糺合するには年序を正す必要起る、且時代比較の必要も起る、古傳記は無年曆の空虚に於て、勝手に神話を敷衍しあるに因て、尺度の限界を立て、之を裁去らざるべからず。瓊々杵尊の降誕は前に漢武帝の初めに當るといひおきたり、七章 廿三節 精査しなば尙二三年も早からんと思はるれど、彼の時代替りに打截りて、武帝建元元年とし、假りに其時事代主廿五歳とすれば、大己貴四十五天照大神七旬に近くならせ給ふ、此數より減ぜず。故に忍穗耳尊は大己貴より十年許少からざれば、天孫は餘りに晩生となる、天穗日命の出雲降りを是より十二年前とすれば、漢景帝七年にて、大己貴三十三、忍穗耳尊廿餘と、まづ此概略の數を心に存じて講究にかゝるべし。紀の正文に即以天穗日命往平之、然此神倭媚於大己貴神、比及三年、尙不報聞、故仍遣其子大背飯三熊之大人、此亦還順其父、遂不報聞とあり、記も同じ、但故仍以下の事なし。大背飯は亦名三熊之大人と注し、天穗日の子天夷鳥命の別號といふ、是明か

に系譜の杜撰なり、若し天夷鳥が當時此の如く成長したるならば、天穗日は大己貴より年長にて、素尊の弟に相當すべし、是は記の如くになきを是とす。天穗日の北行は、天津彦根と同じく一方の祭主にして、出雲の討手にはあらむ、但し統一の政教を布く教旨を含みたるべし、故に大己貴は歓迎して須賀宮に奉じ、天朝の貴祭主の光りを其作りたる國縣に耀かすに利用したるべし。政權統一の事は再尊以來の宿病にて、遽に肅清し難き事情の纏りたらん、大己貴も英主なれば之を輕忽に措置せず、天穗日も亦含容し、因て三年を打過たるを佞媚とは稱じたり。然れども是は螿蠅亂に於る最要の難事にて、他は殆ど此根株に搦む葛藤と見て可なり、高皇產靈尊天稚彥を遣はされて、至今所以久不來者、蓋是國神有強禦之者と宣ひ、又大己貴も如吾防禦者、國內諸神必當同禦云と白す、是余が韓土より移住の豪族が出雲の治外權を便とするに原づく、謂ふ所以なり。

此事情に就て猶精考すべきとあるは、記に高皇產靈を高木命といひ、神皇產靈を御祖命といふ、八上姫を爭ふ條に御祖命哭患、而參上于天、請神產巢日之命、時と父子の如くに記し、少名毘古那神の條には神產巢日御祖命と一人にも記す、神產巢日は

家名にて一代の名に非ざれば、只出雲統の御祖は此家なりと見るべし。御祖とは外祖父なり、大己貴の外祖は脚摩乳なれば、素尊嫡后の父なるか、或は再尊は神皇產靈家より出給ひたるか、要するに高皇產靈は忍穗耳尊の舅にて、神皇產靈は出雲の御祖なるに相違なし。抑天御中主の神の顯はす產靈の徳を高神に分ち、以て三位となすの理はなかるべきに、最初より三位の別天神あるは、其時既に一主兩產靈に分れ、此三統が最高貴族として互に婚姻を連ね、子孫振振と榮へ、祭政の權を統へられたるなり。此の如き姍親の家家にして、兄弟叔姪の親和は互に渝りなくとも、既に家を異にすれば、族屬ウカヤガカラの利害を異にするにより、自然に相軋るの情を免れがたし、後世に例すれば、藤原氏の攝關が近衛九條に分るれば、家風の即ち異なるが如し。故に京師と出雲とは、君主の間、玉枝を聯ぬると雖も、臣民の情は争ひを伏す、故に神皇產靈尊の政には出雲黨の便を得、また高皇產靈尊の政には京師黨の志を得るとは、御祖命高木命の名の下に考察せざるべからず、是出雲の處分に、高木命も、亦大己貴も、各苦衷を存じ給ひし所なるべし。此く考察を用うれば、天穗日の出雲稽留は、優柔不斷か、忍耐時機を養へるか、佞媚の二字は談何ぞ容易ならん、遂に事圓滿に局

を結びて建國の勳をたて、出雲國造となり、垂統今に連綿たるは、美を以て之に歸せざるべからず。

天穗日の出雲に臨みし以前にやありけん、海外より一偉人ありて出雲に來り、大己貴を佐けたり、名を少彦名命といふ、其事紀記小同大異なり。紀の一書に、初大己貴神之平國也、行到出雲五十狹狹之小汀、記に御大之御前、而且當飲食、是時海上忽有人聲、乃驚而求之、都無所見、頃時有一箇小男、以上記以鶴鷄羽爲衣、隨潮水以浮到、記には自波穗乘天羅摩船、而内剝鵝皮剝爲衣服、有歸來、神雖問其名不答、大己貴神即取置掌中而翫之、則跳鬻其頰、記に乃怪其物色、記に召久延、昆古問時答曰、此者神產巢日神之御子少名毘古那神、遣使白於天神、于時高皇產靈尊記に神產巢日御祖命聞之曰、吾所生兒凡有一千五百座、其中有一兒最惡、不順教養、自指間漏墮者、必彼矣、空愛而養之、此即少彦名命是也、記には此者實我子也、於子之中、自我手俟、久岐斯子也、故與汝葦原色許男命爲兄弟、而作堅其國、と記せり。小男といひ、頰を鬻むといひ、指間より漏るゝといふ、皆其名によりて才性の機敏輕捷なるを形容したるなり、產靈神は前段の手續あれば御祖命を是とすべし、一千五百座は大國主命の子凡有一百八十一神、ま

た庶兄弟八十神などいふに同じ、必ずしも數字に泥まずして其多きをいふと見る、子といふも其門族を汎稱して猶子分といふが如しと見るべし。韓閩に兩產靈家の領地も多くあるべし、少彦名は其縣主の子にて、初めは韓地より來りたるといふ説あれど、或は閩越なるべし。

少彦名を機敏輕捷といふも空言にて事實は傳はらず、出雲文字島に少彦名の字とて苗字を彫たる石存ずといふ、果して斯命の字なれば、學問もありし人なり。紀の一書に、大己貴命與少彦名命戮力一心、經營天下、復爲顯見蒼生及畜產、則定其療病之方、又爲攘鳥獸昆蟲之災異、則定其禁厭之法、是以百姓至今咸蒙恩賴とありて、衛生にも功ありし人なり、因て此二神を醫藥の始祖となす。療病の方は、大陸より或る民族の發明したる醫術を移したるにて、神農の方とは異なるべし、禁厭の法も亦道家の外なるべし。凡そ風氣の開けぬ時代は、病を惡魔の魅するが如くに思ふを常とす、今に熱を邪氣といひ、感冒を外邪といふ、皆其遺風なり、故に療病は大抵宗教者の手にあり、祈禱禁厭を主となして藥劑を次となす、輒近まで上流の男女社會に行はれ、今も中流以下の現状は猶此の如し、少彦名の療病方は其範圍内に於て想像

す可し。又紀の一書に稻田媛乃於奇御戸爲起而生兒號清之湯山主三名狹漏彦八島篠此神五世孫即大國主の別名といふ舊事とある風土記に大原郡海潮郷須我小川之湯淵村川中温泉出と又毛間村川中温泉出と記す此州の温泉は硫黄泉に屬すと云温泉は邦人の療病に於て其效を説くと頗る廣し之を發見したるは大國主より早き世にあるべしと雖も事の序に並べて考に備ふ。

次に又大己貴命謂少彦名命曰吾等所造之國豈謂善成之乎少彦名命對曰或有所成或有不成是談也有幽深之致と此一語を記す蓋し大己貴より賢人として推服されたる人なり。其後少彦名命行至熊野之碕遂適於常世郷矣記同じとあるは意宇郡の碕なるべし一に至淡島而緣粟莖者則彈渡至常世郷矣ともある淡島は伯耆風土記に相見郡餘戸里有粟島少日子命時粟秀實離離即載粟彈渡于常世國故云粟島と記す今米子の濱つゞき一里餘の西なる彦名村に粟島あり此入海は僅の洲皆にて海と隔斷したれば年紀を経る久しきまゝに地形の變化あるべき所なり古は意宇の熊野岬突出して却て彦名の邊に海水を侵蝕し島を露出したるにやあらん。少石の粟莖に彈かれて常世國に渡るの事は此の如し亦其短少を形狀したる常

世は閩なれば歸國されたるなり。

天穗日命の出雲に稽留せる年頗る長し其時は方に少彦名の經營中なるべし天穗日の子建比良鳥命は記に无邪志國造上菟上國造下菟上國造伊自牟國造津島縣直遠江國造之祖也とある无邪志は武藏次の三國は上總の海上夷隅なるべし出雲國造と定まりて後に東國坂東にも拓殖をなし又辨韓の要津たる對馬をも領されたり。

○第卅五節 出雲の避國。

諾冉二尊の八洲循行より創りたる國家統一の鴻業は漸く終局に近づきたり數章に演繹したる内外の國情も既に轅合に歸納するに届らんとす是より紀記の文を選択して事の概略を叙記し粗説明を加へなば足ぬべし。

天穗日命の往しより三年に及ぶまで報聞なきにより更に諸神より僉舉して天國玉の子天稚彦を遣はさる天國玉は天書に天の掌玉神にて家に貨財富むと云。